

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-136）、MOX燃料加工施設（1-138）」

2. 日時：令和4年6月23日（木） 10時00分～12時00分
13時30分～17時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、森野安全審査専門職

清水係員

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員 技術本部長

大柿 常務執行役員

再処理・MOX燃料加工安全設計総括 他39名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 担当

北陸電力株式会社 原子力部原子燃料技術チーム 副課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12

月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和4年6月10日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年6月16日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年6月17日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。録音替えしました。
0:00:04	成長シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは、令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:15	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:20	まずは規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室の主出席者の紹介をお願いします。はい、本庁会議室からナカガワオオオカ以上になります。
0:00:32	はい、藤ほかと規制庁側WEBからとコサクタジリ。
0:00:38	シミズ以上になります。それでは日本原燃の方から出席者を紹介した上で議題の構成の説明をし、資料の説明を開始してください。
0:00:49	はい。こちら日本原燃仲間でございます。日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:00:58	末が、
0:00:59	小松。
0:01:00	井口木原。
0:01:03	フクムラサド。
0:01:06	プランの、
0:01:07	大きな
0:01:09	オオハシシノザキ。
0:01:11	ヤマモト。
0:01:12	アカマツ、ナカハマ以上になります。
0:01:17	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、MOXに関わる溢水、
0:01:24	00-02。
0:01:26	溢水011を二つの資料となります。
0:01:30	よろしければ、溢水0002から説明差し上げます。
0:01:38	はい。乳井西原でございます。SE002ディビジョン10ということで6月10日に提出をさせていただいてる資料になります。
0:01:48	前回のヒアリングのやりとりを踏まえてたところの修正点に加えて、当方の方で提出意向も確認をしながら、
0:02:00	もう少しこういうところは直したいというところがあるところありますので、そういったところを説明の中で補いながら、説明をさせていただきたいと思います。

0:02:11	はい。まず、別紙1からでございます。右下6ページから別紙1になります。
0:02:18	いきなり直したいところで説明が始まるのが大変恐縮でございますが、冒頭の6.1 溢水から防護する設備及び設計方針というところの、
0:02:29	安全機能を有する施設だと始まるくらいの文章でございます。
0:02:34	これ当初、作る時にですね、一番左についてます。技術基準の規則の内容に大分引きずられまして、
0:02:45	書いてる構成になってます。直したいと思った理由はですね安全性を損なうという安全性という言葉、他では安全機能を確保するとか安全機能を損なわないとかそういった言葉を使ってるところだけ、
0:03:00	大分技術基準に沿った形で、ここ違う言葉を使っていますのでっていうのと、
0:03:05	これは外部衝撃とかも同じようなフライデー規則はつくられていながらも今までのヒアリングやりとりを踏まえて、昨日の説明の中でも、それとは違った形態で文章が構成されております。
0:03:19	Dと今考えてましたのが外部衝撃とかと合わせるとしますと、
0:03:23	MOX燃料加工施設における溢水の発生により、
0:03:28	その安全機能を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講ずるを講じる設計とするというのが、今まで外部衝撃とかに影響させていただけました。
0:03:39	文書になりますというそういう形で、今後修正をさせていただければと思っておりました。
0:03:44	はい。
0:03:45	2点目でございます。右下7ページ、これ以前からの修正権という意味ですけれども、
0:03:51	2段落目の自然現象よりと業績方針に書いてあるところ、こちらの以前、さらに側に文章があって文章の繋がりとしておかしいと。
0:04:01	いうやりとりがありました。結果的に一番、この段落の最後の方に目指したということでございます。文章自体は許可の添5勝載ってきた内容になります。
0:04:13	はい。
0:04:14	あと右下9ページ、これ昨日の外部衝撃の時にも、再処理との横並びで、最初には方をしていてこっちが追いついてなかったところというところでSEの方は、
0:04:27	修正をした上で提出をさせていただいてました上記以外の安全機能を有する施設は、というところの、上記に含まれないですね、というところ

	の文章を溢水防護対象設備以外のということで、修正をさせていただきます。
0:04:42	はい。
0:04:44	次にですね、
0:04:48	右下、
0:04:51	15日。
0:04:54	以降は、いくつか語尾を、全体的に修正しているのが15、16というふうに続いて記載を修正をさせていただいていると。
0:05:06	いうところでございます。
0:05:08	次に右下19ページでございます。こちらもしいません文章を読むと、
0:05:15	おかしなところがありまして、
0:05:17	右下19ページの一番最後の行政停止の大学でございます。長々と文章書いてますが、頭と指導してると、溢水経路は、溢水経路を設定すると。
0:05:27	日本語としてもかなりおかしな状態になってますのでこちらについては、今思ってますが一斉評価にあたってはということで主語は、そうした上で、溢水の影響を受けて云々と書いた上で最後溢水経路を設定すると、というような表現に、
0:05:42	修正をさせていただきたいと思っておりました。
0:05:46	はいこれが19ページの話でございます。
0:05:50	そのあともいくつか修正をさせていただいておりますが、例えば右下28ページのところは吹き出しの記載を、以前やりとりがありました。他では火災防護計画、
0:06:03	基本的方針では全体の横並びも含めて整理をして保安規定にということで書いてある、その違いの理由を吹き出しを追加をさせていただいております。
0:06:15	はい。
0:06:17	それでは、第2章個別項目36ページ右下36ページ以降にあります。こちらについては全体の中での第1章の共通との繋がりとこの流れがやはり
0:06:29	ちょっとよくないということもあって、修正をさせていただいたところが、
0:06:33	あります。
0:06:35	あとですねこれも大変申しわけございませんという話で文章がやっぱりおかしなところがありまして36ページの真ん中の青字のところですよ。

0:06:46	MO X 燃料加工施設内の床扉井関床暖サトウと、床が2回出てきてまして前なんか意味がなくて床段差の中で含まれますので、ここは床を取るということで整理をさせていただきたいと思っています。
0:07:01	はい。
0:07:02	それ以降も、溢水防護対策の設備としての設計について、ヒアリングでやりとりをさしていただいたものを踏まえて手法の明確化であったり、設計として等を担保するのかということの整理をさせていただいたというところでございます。
0:07:19	ここまでが別紙1の内容でございます。別紙23につきましては先ほどの別紙1の内容を踏まえて修正をさせていただいているというところでございます。
0:07:30	続きまして別紙を移させていただきます。資料を右下82ページでございます。
0:07:37	こちらの概要衝撃等を出していただいた、別紙4の構成ですね、これを磯田でもつけさせていただきましたが、
0:07:47	若干ちょっと整理がおかしいなというところがありまして、これ別紙4の頭にある、5-1-1の7-1から全体横に流れていきます。
0:07:58	これ別紙の次の5-1-1の7-2から7-5まで続いていて、上から下に線が幾つか引かれています。
0:08:09	これ、別紙の添付書類の内容を考えると、2から意味。
0:08:14	3から、
0:08:18	言うんですかね、この流れっていうのはあんまりなくてそれぞれ57-1からの展開でそれぞれ詳細にしていくということで、内容として完全に前提条件としてかぶってくるのは7-4から7号の松谷久郷の線ぐらいかなと思っています。
0:08:35	その辺をちょっと精査をした上で全体の流れであったり相互関係がわかるように、再度精査をさせ整理をさせていただきたいと思います。
0:08:43	これは外部衝撃でもありました5-1-1-4、健全性に関する説明書からの質疑評価に流れる流れの中で、緑の点線の吹き出しで、何を5-1-1-4で書いて、何を
0:08:56	5-1-1-7のシリーズに預けるのかというところの整理をさせていただいたのを、もう記載をさしていただいております。
0:09:05	はい。続きまして、右下83ページ以降でございますが、これ、まず単純に以前のやりとりを踏まえてフォーマット外部衝撃と合わせて4代表にさせていただきましたということでございます。

0:09:20	これもすいませんこちらから本当は提案をさせていただきなきゃいけないところだと思います今回特に県政経営方針を受けて添付書類の頭をつくり上げるために、考えますとやはり基本設計方針の左にあった方が、
0:09:32	こちらとしても整理はしやすいはずなので、
0:09:35	ペアリングの中で行っていただきましてありがとうございます本当はこちらから言うべきだったと思ってます。
0:09:41	はい。そういった意味で検索標準との横並びであったりというところは整理ができてそれぞれ書かさせていただいたというところがございます。
0:09:50	その中で、こちらもすいません出しておいて修正をしないといけないと思っているポイントを説明させていただきます。右下 93 ページでございます。
0:10:01	こちらはS評価の条件の変更があった場合に、要求状況がないことを確認するというのを保安規定に定めて管理すると、いうことでございます。
0:10:13	こちらが
0:10:18	平井を見てももらえないのか、別紙1で後で見させていただきますと、許可の添付ではですね、各種設備の追加、
0:10:28	または、資機材の持ち込み等とありましてこの等を添付で詳細化しますと、吹き出しを書いた納付目印か吹き出しか。
0:10:40	東を書いて整理しましたので、これを頭を砕いて書いたという結果でございますが、
0:10:47	言葉遣いとして旅客は資産監視管理上の言葉であって本来は、撤去だと思しますのでそこを直すのと、
0:10:57	あとは評価条件としているか面積の申し出がある場合、これ許可の添5でも見直しがある場合っていうの対象としては床面積なんですけど、発電炉の方見ていただくと至極ご最もな記載をしまして。
0:11:11	溢水量の溢水経路を、材料分析等に使うかどうかあれですけども、溢水評価の条件として見込んでいるもので見直しがあった場合に影響が出るだろうと思うところをちゃんと上げているというところもあってこれ
0:11:24	協会の教育に引きずられるやはり書くべきことは角田加来必要があるだろうということで、増になりながらは条件としているものを列挙して、何。
0:11:35	見なきゃいけないから、整理をさせていただきたいと思ってます。
0:11:39	はい。

0:11:42	続きまして、ずっと飛びまして、
0:11:48	あと基本設計方針と、
0:11:53	並べた上での該当箇所が直接見つけられない菅野の方も比較をした時に、Aの方が分割申請でもないので、これドーンと書いていてかつ、
0:12:04	111 ページですね。
0:12:07	111 ページの記載は基本設計方針からのいわゆる各部分は、一応今回の対象とし書きました。あとは補填分に譲るかどうかというところは今回の構成に合わせて、
0:12:19	5-1-1-7のように書きますといったようなことで、
0:12:23	今回はですね、この1-1-8-1という添付書部基本方針に加えてこの溢水評価の方法を書いてるってダブルかいというところを、今回はとしては、評価側に言われますよということの整理をさせていただいたところは、
0:12:37	右側のこういう備考をすべてつけさしていただいているというところでございます。
0:12:43	はい。
0:12:47	あとはいくつかの方との比較をしながら、書くべきところを整理をさせていただいたと、また基本設計方針の流れに必要なものを追加をしてというところでございます。
0:13:00	はい。別紙用の説明は以上でございます。別紙を、
0:13:07	6については特段説明は、別紙1に合わせて修正したということですので、説明は以上になります。
0:13:21	規制庁驚見です。ただいまの説明について規制庁側から確認ございましたら、お願いします。
0:13:27	はい。規制庁岡です。それでは、別紙1から幾つか質問させていただきます。
0:13:34	まず、11 ページ目。
0:13:36	なのですが、
0:13:39	ここ、前回のヒアリングでのコメントを踏まえてなのかもしれませんが全部ガイドとかで使われているような等っていうのを全部取っておられたと。これで、
0:13:51	もうつつ、
0:13:53	許可からの変更点のところいろいろ説明されてますけど、
0:13:57	これ、ここも等は特にいらなかなということ、今回全部取って整理されたっていうこと。
0:14:03	ですからまず、

0:14:05	はい、与儀西原でございます答えとしてはイエスでございます理由としては、この基本設計方針全体を読んだときに、この等がですねここにしか出てこない、その移行に行くと、もう像がなくて、
0:14:20	例えば、機器の破損により生ずるとか、ここにもともと等があるのがこの場所しかなかったというのもありまして、全体を読んだ時にやはり、
0:14:31	共感というかそごというか、感じましたのでここで整理をさせていただいて等を、人との関係も踏まえてとるということで整理をさせていただきました。以上です。
0:14:41	はい、成長がです。そ、そこはちょっと理解した上でなんですが、ちょっと前回のコメン等で、等をちゃんと明確化し、
0:14:50	とかそういう話にはなったとは思っていたんですが、一方で、ぜ結構前、原燃としての固有等の考え方としては、
0:15:00	許可の時に通って書いてたものはまずは、想定外のこととかもあった場合とかも考えて広くとらえるために、一応等とつけておいた上で添付で整理した結果で、
0:15:12	当取るとか、特に今回その異常事態みたいなその想定。
0:15:18	ができてないような、
0:15:20	難しいようなところの頭なので、杖を行った上で、テンプ側でしっかり整理した結果で等とるのかなというふうに、こちらは、
0:15:30	考えていたんですがその辺のはいかがですか。
0:15:35	はい、弓削西田でございます考えとしては岡さんがおっしゃっていただいた通り、まず、基本的に基本設計方針の中で例えば今度、添付を踏まえてずっと頭使って、
0:15:49	話のストーリーが展開されているもの、
0:15:52	この等を取るといのはなかなか評価の視点などは取れないということで、まずは一旦等を残したままで、現場側で詳細化するというのが考え方です。
0:16:02	ただし、この中で、基本設計許可の本文の中でさえ、頭で頭を使ってもそのあと等が出てこない場合、そのストーリーとして全体を見たときに、
0:16:12	やはり、状態、す、設計方針として並べたときには、
0:16:17	音を使っているそのあとの状態評価なりをしているということを考えますと、
0:16:23	頭の方では使わない方がいいだろうということで整理をするということにさせていただきましたその考え方を今週金曜日です強制共通録の中には盛り込んだ上で、展開をしようということで整理をさせていただいて

	いたところでごさいました。先取りになってしまいましたが、そういうことで考えていたということでごさいます。
0:16:42	以上です。はい。規制庁岡です。そういう考え方がしっかり整理されていた上での検討でしたら、はい。承知しましたという、すいません規制庁コサクです。
0:16:52	とはいえですね今大賀が言った通りなんですけど、想定するものは広く想定をするという枠があって、その内数として、
0:17:03	こういうものですよと言えいいので、特にガイドで言ってる言葉でもありですね、破損等の等を抜くのはやめていただきたいと思います。
0:17:17	はい、弓削西田でごさいますはい。ちょっとそこも含めてはい。承知いたしました。はい。
0:17:25	そうですね。規制庁の河内ちなみに
0:17:28	発電の方もですね、多分破損等により、結構残してるところもあるんですが
0:17:35	結局、等っていうのは何を想定してるのか或いは何かあった場合の、
0:17:41	ものとして枠として残してるのか。
0:17:45	どっちかというとは何かある場合の枠を残してないのかなと思っていてですね仮に、
0:17:52	すM O X側で当取るとまた発電炉と違ってくるところではあるんですがそこは別に真似をする必要はないと思いつつ、
0:18:00	何か実用炉の方で等とかって具体的に何かを想定してとかっていうのは、何かあるとかって聞いてますでしょうか。
0:18:19	はい。日本原燃谷口です。
0:18:22	すいません。直接ここの水の担当を、
0:18:26	発電の時の工認でやっていたわけではないんですが、ここ、今ちょうどこの今のページで並んでいるところのプールのスロッシングと日並べているところの、
0:18:38	雪の破損は次の破損、書いてありますんで、正直なところ、あんまりそんなにこう広く考えて、つけたとったみたいなところでもないのかなっていう気はしました。
0:18:53	一条コサクです。
0:18:56	結局ですね、ガイドで破損等と言っても、書いてる古藤の内数は破損しか書いてないんですよ。
0:19:03	なので事業者はもう、破損でやっているというのが実態だとは思いません。

0:19:09	ただ、その破損の想定が一番大きい漏えいになるからそれで済んでいるだけであって、破損以外にも漏えいってありえて、それについては対応しないってことなのかっていうと内数に入ってますっていう説明であって対応しないではないんですよ。
0:19:24	ていうこと大枠としては頭があるんだというふうに理解をしています。以上です。
0:19:34	はい、今西でございます今いただいた全体の話の流れも踏まえて、はい。対応させていただきたいと思います。
0:19:47	規制庁岡です。そこの部分は、
0:19:52	また検討していただくということで、あと全体的な間、
0:19:58	流れで、今回
0:20:00	例えば36ページ目の先ほどちょっと床がかぶっているといったような段落のところ、
0:20:05	2、溢水評価の結果を踏まえとか、あとその前も被水蒸気
0:20:11	とか全部溢水影響評価結果を踏まえていうふうに、
0:20:17	かなり評価結果に基づく対策ってということが全体的にこう、
0:20:23	明記されたというか追加されているんですが、
0:20:26	この評価ってというのは、ちょっと位置付けがだんだんわからなくなってきたいて基本設計方針では7ページ目にある、その妥当性確認という位置付け。
0:20:37	いろんな対策を打った後の妥当性確認という位置付けではないかと思うんですが、
0:20:42	どうも今の基本設計方針の流れからするとですねまずはすっぴんで評価して、その評価の結果を踏まえて何か対策をして、それで申請するみたいな。
0:20:53	そういう感じの流れになっているようなところが多々あってですね。
0:20:59	この評価というのは具体的に何、どういうことを想定されてるのかっていうのを少し説明いただけますでしょうか。
0:21:08	はい、弓削西原でございますおっしゃっていただいている出資を理解をしましたこれは悩みもしました。それで例えば溢水もそうですし、外部火災もそうなんですけど、
0:21:24	今あるものを前提に評価をしてその妥当性を確認するということです。ただ、その評価の中で、例えばですけどイタレーションになるのでNGが出た場合に防護対策をして、また評価をしてマルだと。
0:21:39	いうあたりをするときに、その評価結果ってというのは、途中経過であり、結果でもあるということだと思ってますんで、そういった評価の結

	果を踏まえて対策を入れて、また評価をしてマルだというところの流れを、
0:21:55	何らか分を取ってっていかね特に今回MOXが新規設置ということもあってその真ん中の部分を表現をとった上で、一斉評価結果によってこういう対策を講じるんです、こういうことをやるんですってことを、
0:22:11	かなりもうちょっと前もおっしゃってますけど、前提で書かさせていただいてます。最初に同じ方がええと、最初は逆なのかもしれません対策がもともとあって、
0:22:25	ある種そういう構造になってることを前提に評価をしているという結果を出すということなのかもしれません。そういう意味でいくと、表現は、一斉評価が前に出てこなくて、
0:22:37	こういったことに対しての妥当性確認を評価によってやりますという表現になるのかなと思ってました。以上です。
0:22:44	はい。規制庁岡です。たとえその社内で設計する時には、途中経過でまた評価結果に基づいて対策をしたとしてもそのあとにまた、
0:22:54	評価して、結局、こちらにも申請書で確認する部分というのは最終的な対策まで含めた評価結果一派II。
0:23:04	になりますので、途中で評価結果に基づいてこういう対策をする、0では、その対策の結果どうなのかとかそういうところが、今の
0:23:15	記載だと。
0:23:17	見えてこないこちらで妥当性確認する最終的な評価結果というものが見えてこないような、
0:23:24	間記載になってですね、全部前提になってしまっていて、
0:23:28	許可の方なんかはその結果までは書いてなくて、評価した結果こういうところでこういう対策をして、機能を損なわないとか
0:23:38	ちゃんとけ、実勢的にも、
0:23:42	大体、最終的にはそういう妥当性確認をした結果、大丈夫なものが申請されますということがわかるんですが、今の記載はすべて結果に基づいて結果に基づいてと書いてあって、
0:23:55	我々が確認しているその対策ってというのは、
0:23:59	OKなのか、っていうその評価結果が出てきているのかっていうその実例が、
0:24:05	不明瞭になっちゃっているというところもあって、
0:24:08	その辺をもう少し記載ぶりを検討していただきたいんですが。

0:24:13	そういう観点でちょっと規制庁コサクです。すみません。検討いただきたいっていうのだと、あまりイメージが湧かなそうなので、
0:24:23	申し上げてしまいますが、大岡が言った通りなんですけど、話が前後するようなことを、申請の中でやられるのは困るので、
0:24:34	単純に設計方針として述べてください。
0:24:38	ということです。具体的には許可で書いてある通り、何で防護しますということを単純に言えばよくて、
0:24:46	そのプロセスをわざわざ申請設計方針として書く必要はないということだと思います。何らか言いたいんだったら添付のところその方針についてはそれぞれの仕様をこういうふうに定めてきてますと。
0:25:00	ということで添付の説明の中に入れていいのであって、
0:25:04	本文として扱う事項ではないということだと思います。そもそも溢水評価とか、評価後の設計方針で書くっていうのは最終的に
0:25:15	分割だったり、各所の対応を総合して見なきゃいけないもの。
0:25:22	を明確にしないと対応できないということで、あえて書いているものであって、設計プロセス全部を書かなきゃいけないということではないのでその点、ご理解をいただければと。
0:25:34	あります。
0:25:35	そういった時2、
0:25:38	なぜそういう限定するようなことを言いたくなってるのかと。
0:25:44	いことの何か意味合いとかがあれば説明いただきたいんですけど。
0:25:49	はい。日本原燃志田でございます。意味合いは特段なくてですね、例えば2社33ページとかもそうですけども、流用する恐れがある場合にはこういう対策をとりますよという恐れがある場合にはっていうところを、日本語を
0:26:06	買収評価をやってみて、そういう可能性がある場合はということで置き換えて書いてるだけで、おっしゃっていただける通り最後の結論としてこういう設計にするんだと。
0:26:18	流量、それがないようにちゃんと設計します。それから、ずっと流入が、
0:26:23	ある場合も、の措置もそうですし、ルールがないっていう可能性を、の、家設計で担保するということもありますし、そういう意味で、ちょっと記載は、
0:26:34	さっきの趣旨は理解をしましたので、そういうことも踏まえた上で整理をさせていただきたいと思います。以上です。

0:26:42	はい、規制庁不足ですよろしく申し上げます。結局は、幾つか対策を講じる。
0:26:48	設備として、
0:26:50	選択肢があって壁床扉。
0:26:54	いくのか積もあるのか、さらに、
0:26:58	必要なものがあるのかと。
0:26:59	いうその選択をそれぞれやっていくってということだと思いますので、それが何で、この場所はこれだけでいいんですかっていう説明は添付していただくと。
0:27:09	いうことで考えてますんでよろしく申し上げます。大岡さんどうぞ。はい。津田医長岡です。
0:27:14	では、あと、今回 36 ページ目から設備関係をいろいろ整理していただいて概ねわかる流れが、前はちょっと流れが、
0:27:25	あんまりよくないんじゃないかというふうに言っていて今回はその流れとかは、
0:27:30	大分整理されたんだなということはわかりました。で、36 ページ目の最後の段落で、どんなものがエントリーされるかと、水防の設備についての整理されたんですが、ちょっとここで、
0:27:43	貫通部止水処置が 2 行目にあって、一方で、壁がないっていう状況、ここが非常に予算があるところで、ここまではずっと風、括弧、貫通部所止水処置を含むというか、
0:27:57	そういう表現を使ってきたんですが、まず、その貫通部止水処置っていうのは設備なのかっていう点と、あと、壁がないっていう点、ちょっとそこをまずうかがわせていただけますでしょうか。
0:28:12	はい。
0:28:13	日本原燃石原でございます。まず、貫通部止水処置が設備かというのはおっしゃる通り、大分違和感がありますのでちょっと整理が必要かなと思いますので、
0:28:25	壁、貫通部姿勢処置自体はそういう措置を必ずする創造措置をするときにどういう設計方針でやるのかと、いうこと。ただこれもあの中に水が入ってきては困るので、そういう意味でも、
0:28:38	防護対策としては上がりますよということだと思ってます。
0:28:43	あと壁がないことについては、
0:28:47	防水扉、水密扉、堰、Eとか5番ですねこういったものは少なくとも、溢水としての対策としてエントリーをしてその溢水の対策ということを考えてつけるもの。

0:29:01	壁については以前から、確かにいろいろやりとりはありますが、もともと他の要件で、建物の壁があるのは当然で、溢水のためにここに稼働を追加しますと、いうことがないことを前提に、
0:29:15	そういったものとしてはいずれ防護設備としてはエントリーをしないということで、何を主体にして物を作ってるかっていうことで手法を、対象物を書き分けているというのが現状でございます。以上です。すみません規制庁コサクです。
0:29:30	言いたい気持ちは分かるんですけど、
0:29:34	と言いつつ、溢水防護区画は壁床なんですよ。
0:29:42	はい、そうです。
0:29:44	規制直属です。その時に溢水防護区画と溢水防護設備ってのはどういう関係にあるんですか。
0:29:52	はい。日本原燃石原でございます。溢水防護区画は椅子防護対象設備が設置されている部屋をある区画で囲っているんで、それが、
0:30:04	溢水経路上も確かに区画としてエントリーをして、評価の前提になるということになってます。イス防護対策設備、アポ防護設備自体はその溢水経路の中での溢水の
0:30:15	そっちに行っちゃいけないとかこれ一先に行かないよという意味で、堰をつけたりとか、精密扉をつけたいということで、のを遮断するためであったり、経路を歩いての方向に導くために、水防対策として付けるものということです。
0:30:31	そういう説明をしながら、どっちがどう違うんだっていうのは自分で守ってます以上です。
0:30:38	規制庁コサクです。実用労がどうしてるかも参考にさせていただきだからだと思うんですけど、
0:30:47	石原さんが最初に説明いただいたような考えなんだとしたら、防護区画でまずその溢水経路なり何なりを限定しますとその上で溢水高さなりを制限するために、
0:31:00	防護設備を設けますというようなことでその二段階、ちゃんとそれぞれ別のものだっていう形での位置付けを明確に、最初の設計方針のところであると。
0:31:11	というような対応があって、ようやくそれは区画です。これは設備ですということでの仕分けができるんじゃないかなというふうに思います。
0:31:21	一方で、実用量がもしまぜてるのであれば入れるということでしょうし、少し整理をしていただいたらいいかなと思います。その時2S措置って何なのっていうと結局おうかがい最初に言ったように、

0:31:34	その元になる壁とか床とか、
0:31:37	そっちの方の附属くうだということだとは思んですけど。
0:31:42	それも整理ということかなというふうに思います。以上です。
0:31:47	はい、与儀西原でございますはい。おっしゃっていた趣旨は理解をしました後でも見ながらちょっと整理をさせていただきますおっしゃっていたように、5区画っていうのは、1段目のある種、水の、
0:32:02	対象物であったりもののエリアの限定、そこから先の出ていく、下に行ったりとかいう経路上でのいろんな水
0:32:12	高さの制限であったりというために、堰があったり防水扉があったりということだと思いますのでその区分けを、最初の方の設計方針の頭の方でちゃんと分類をしてっていうことをつなげてということも含めて、
0:32:25	整理をさせていただければと思います。以上です。
0:32:32	規制庁岡です。では、その部分はまた再整理ということであとちょっと、
0:32:38	土佐IIという筈の話なんですけど40ページ目の、
0:32:43	一番最後の段落で、今回、
0:32:49	及びというふうに3行目で、
0:32:51	並びにから及びに書いてるんですがここ、記載の適正化ってなってるんですが、これはどういう意図で変えられたんでしょうか。
0:33:10	ちょっと。日本原燃の福村でございます。許可の時に並びにとしていたんですけれども、今回設工認の本部にするに当たりまして、並列関係が、
0:33:21	を踏まえましてこっちこの表現としては及びの方が適切だと考えましたので、そうした、
0:33:28	そう修正させていただきました。
0:33:30	日本原電車でございます。今フクムラはそう説明しましたが今読むと、これ並びにですね、違う話をして、結局、機能が損なわれないための設計ということについては同じなんですけど、
0:33:44	声としては片一方は設計、片一方は、
0:33:50	そもそもあれですね背に対して当該機能が損なわない設計とするってのも日本語がおかしいのでちょっとここはすいません再度整理をさせていただきます。以上です。はい、規制庁です。おそらくこのまま。
0:34:03	正しく使ってるんじゃないかと思っただけで、伺った次第で、また再整理の方よろしくをお願いします。
0:34:10	あと41ページ目の、

0:34:15	二つ目の段落で地震計及び緊急遮断弁の話が出てきていて、これの説明が許可の記載を踏まえてっていうふうになってるんですが、これ、
0:34:26	許可のどこを踏まえてとか、そういうところは、
0:34:29	ないんですが、許可許可の欄には書いてないんですが、これどういう考えなんですか。
0:34:55	はい。
0:34:56	日本原燃の福村でございます。吹き出しの事業変更許可申請書の記載を踏まえてと記載したのはですね、同じページの添付書類5の欄で、
0:35:08	グレーハッチングしているところですけども、この地震計と緊急遮断弁については、地震が発生した際に、溢水量を低減するための設備であるということから、
0:35:20	これら設備に対する設計要求を明確化するという事で、記載しました。ですので、どうも、
0:35:28	申請書の記載を踏まえてかって言いますと、
0:35:33	添付書類5の欄で、グレーに塗っているところ、地震の発生を早期検知自動作動またはっていうところ。
0:35:41	から、地震のときにも使えるようにっていうことを、お示しすることを目的として記載したという趣旨でございます。
0:35:52	はい。規制庁岡です。そう、そういう整理でしたら、例えば凡例で少しリンクづけするとか、あとピッチの理由のところの記載を踏まえてっていうところが、
0:36:07	ずばりそう書いてないんだけどそういうことになりますよっていうことだと思うので、記載を踏まえてというよりは、
0:36:16	そ、その記載に基づき、こうこうこういう考えでっていうようなことを、少し説明を補足していただくと、わかりいいかなと思いましたので、
0:36:26	よろしくをお願いします。
0:36:29	あと42ページ目最後のところなんですけど漏えい検知器等の等で、
0:36:35	一番上の方の解説のところ液系が出てきていてこの液系は、
0:36:40	36ページ名の水防護設備はのところにエントリーされてない。
0:36:46	設備だったんですけどこの扱いはどうなりますでしょうか。
0:37:07	はい。日本原燃石田でございます。現地形だけでは現地数での指示、指示を出す者がいるので、こちらについてはすいませんぬ形です。抜けかつ頭で全部書くのにこれ頭を使う意味もあまりないのでそこはちょっと整理を

0:37:26	させていただきたいと思います。以上です。はい。社長岡ですわかりました。そういう、
0:37:33	ところもあって少し頭を明確化してきたっていうところとか設備を明確化してきたっていうところがありますので、ちょっとまたス精査いただきながら、
0:37:43	抜けがないか漏れがないかっていうところを少し、
0:37:46	引き続き検討いただければと思います。
0:37:50	あとはちょっとすいません。規制庁コサクです。申し訳ないです。ちょっと話戻っちゃって申し訳ないんですけど。
0:37:56	先ほどの地震計遮断弁のところの、
0:38:01	耐震性を有する設計っていうのを、許可では、本日、書いてないけど、
0:38:07	書きますということなんですけど。
0:38:12	そもそも耐震性で、
0:38:15	この条文じゃなく、
0:38:17	溢水防護設備なりなんなりも含めて全体として、
0:38:21	耐震性の確保の設計方針を述べていると思うんですけど、
0:38:28	ここであえて、ダブって書かなきゃいけないとかって思った理由って何ですか。
0:38:44	はい、日本イシハラでございます。これは第2章の設備を書くときに必要な要件を網羅的にと思って書いたところでございます確かにダブっているという認識がありながらも、
0:38:59	どちらでも書くことにあんまり
0:39:04	間違いはないかなと思ってしまったところでございます。以上です。
0:39:10	規制庁コサクです。間違いはない、間違いはないというか
0:39:19	そうですね。
0:39:21	バツにはならないので、
0:39:25	52 どうぞという気がしなくもないんですけど、
0:39:29	何でこれだけみたいなどころろうなんかは、もう原燃としては、
0:39:35	全体としての記載方針というところで整理をしておいた方がいいんじゃないかなと。
0:39:40	いうふうには思っています。
0:39:43	ちなみに、ここで地震計で出てきてますけど本丸の地震計で、
0:39:49	どうなってるんですかね、今、地震の人員いないから辛い。
0:39:56	はい、すいません私が答えられてないのはい。ちょっと持ち帰り、良いときますすいません、規制庁コサクですみませんちょっと飛び過ぎましたけど、

0:40:08	地震計の関係については別途委員会方でも話をして、下、
0:40:15	うちの状況調査とかしてたかと思うんですけど、整理をして教えていただければと思います。よろしくお願いします。
0:40:23	はい、日本石田でございますと関係者との話をしてはい。整理して説明できるようにします。
0:40:34	規制庁かです。あと、最後ちょっと、
0:40:37	43 ページ目の判例の説明で今回、志賀他の 2 番の添付書類記載内容が、何か理由がなくなった。
0:40:46	という、
0:40:48	ただ、添付書類に記載する事項のため記載しないとなっていて、
0:40:52	前回まではちょっと評価方法とか結果とかを補足するとかいろいろ細かいこと書いてあったんですが、この辺って、何で消えてしまったんでしょうか。
0:41:14	はい、荷揚げネシアでございます。これはすみません。
0:41:17	横並びを図り過ぎたかもしれません。ちょっとここは特徴あるところは特徴を持って書くべきところもありますのですいませんこちらで、私の方で預らせていただいて必要な記載に、
0:41:29	したいと思いますお金に。
0:41:32	岡田檀
0:41:34	とにかくってというようなことをあっさり書いという部分もあったので、それとあわせ過ぎ合わせに行き過ぎた可能性は高いです。以上です。はい。それ以上わかりますわかりました。またちゃんとそれぞれ理由を持って書かないっていうことを、
0:41:48	宣言していただいていることをこちらはその内容も踏まえ、確認していますので、ちょっとあまりざっくり大枠で書かれると、確認しようがないので、
0:41:59	少し詳細なメッシュで、確認、ここにまとめていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:42:05	別紙 1 関係私からはとりあえず以上なんですが、
0:42:10	規制庁側から追加で何かありますでしょうか。
0:42:14	規制庁中、7 ページ目でちょっと事実関係確認をしたいんですが、
0:42:26	これ前からあるんですけど、ふたパラメのその自然現象により発生する溢水、波及的影響についてと書いていて、
0:42:36	これで一応当社の記載ってということだと、発電炉は記載がないがMOX では評価することから、
0:42:47	記載したとなっていて、

0:42:50	何か発電炉が評価やってな感じにも見えるんですけど多分、
0:42:54	発電にも当然その
0:42:56	やっているとは思っていて、で、
0:43:02	記載ということ言えばですね多分発電炉は書いてなくて、MOXは書いてるからす。木材MOXで一応、
0:43:11	書くということではそれはそれで別にいいのかなと思いつつこの内容自体が、
0:43:16	上のそのためにその下、MOX燃料加工施設内において発生が想定される。
0:43:23	何とか何とかで、機能を損なわない設計であることを確認するの中に、何か含まれるような気もするんですけど。
0:43:31	これは、上に含まれるものとは別についていう見方なんでしょうか。
0:43:46	はい、日本原燃石原でございます。
0:43:49	そうですねそれこそ先ほどを抜いてしまっている議論のあった。
0:44:00	話の中でMOX燃料加工施設内で普通に考え普通にというかガイド上考えるべきっていう想定破損とか、地震による破損とか、そういった
0:44:12	溢水に加えて波及的影響自然現象による被水の発生とか警笛影響、そういったその他の要因も踏まえて全体的にちゃんと見なさいよという趣旨の、
0:44:24	ことを、とかの時も書いていたと、いい時をこうしてますので、そういう流れだったと思ってます。以上です。
0:44:33	そういう流れというのは、結局、いや私の質問
0:44:38	上のそのためにってパラグラフのなっかに含まれるかどうかっていうのはそこはどう、どうなんですかね、値です。
0:44:51	規制庁コサクですけど私も疑問です。
0:44:56	今の伴、ここで書いてるのって想定をどういうふうにするかっていう話であって、それって後ろの方に、
0:45:05	評価の評価というか防護対象というか、どういう溢水を考えるかという想定を書くような項目を立てているんですけど、
0:45:15	文章構成としてここにこれだけの話を入れる必要があるのかと。
0:45:20	他の溢水って何考えんだっていうのが横に並んでないのかっていうのが非常に疑問なんですけど、どうなんでしょう。
0:45:36	はい、規制庁コサクですそれ言うとあれですかね。
0:45:42	許可の添付5の書いてる構成が何なんだっていうことん何か蒸し返してるような気が、今言ってから思いましたけど、すいません。そもそもそのときの、

0:45:56	でもあれか構成がまたちょっと設計、
0:45:59	方針として書き換えることによる影響もあるから、そういうのも念頭に、考えをお聞かせください。
0:46:07	はい。日本原燃石田でございますはいちょっとコサクさんが今言われたまさしくテングウのところの文章の入れ替えをしたりするので、そこも含めて今一度思います。ただもともと考えていたのは、
0:46:19	例えばですけど、
0:46:24	外部衝撃でも設計荷重を考えます。その際には波及的影響とか他の要因での影響も考慮すると言ってることと、
0:46:34	私はどうかかなと思って考え溢水評価をする時には、自然現象により発生する溢水とかその他波及的に水ってということもちゃんと考えた上で評価をしてきて機能を損なわないようにするんだという
0:46:51	何て言うんすかね評価をするときの考え方に向けられないようにという、釘さしの意味も含めてここに書いてたのかなと思ってました。以上です。
0:47:01	規制庁コサクです。その意味ということであれば意味はあるっちゃうことではあるんですけど、設計方針なの全体像がぶれないようにしてもらう必要があるということで本丸のことが書いてないのに枝葉のことが書いてあるっていうのは、
0:47:19	ちょっとどうかと思うんですね。
0:47:22	マナのD。
0:47:24	ある意味、
0:47:25	例えば、11 ページの方とか
0:47:30	自然現象のことを入れて、本丸としての機器破損があった中でその下に自然現象が書いてあった。
0:47:38	ということで十分その趣旨は表れてると思えば、ダブって書く必要もないというような気もしますし、
0:47:47	これが戸田花のフォーマルとして、もっと中心になること等で書きたいということで今書いてるというふうには理解はしましたけど、
0:47:57	だとすると本丸がちょっと書き足りてないよねっていうようなことかなあとというふうに思います万何がいかどうかは、
0:48:04	考えていただければいいんです。
0:48:07	はい。常銀の石田でございますはい。11 ページの関係後、そのためにと言ってる溢水評価の前提で何を見るかっていうのが、確かに詳しく書いてないのにいきなり、

0:48:19	波及的影響というのが出てくるということの、文章の繋がりというのも含めて、整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:48:34	規制庁岡です。他、規制庁側から特にないでしょう。
0:48:41	特にないようでしたら、別紙3の方で少しだけ確認なんですけれどもこれは、
0:48:47	今後の流れっていうのは何かちょっと、まだ溢水に関してはよく掴めてないところがあるのでいろいろ確認していったんですが、ちょっとわからないところもありまして、
0:48:58	77 ページ目の別紙 302。
0:49:06	ですね、今後どんなふうな感じで進むのか、っていうところで、2. 一井の
0:49:16	想定する破損形状と溢水量というのは第2回と第4回にエントリされているんですが、
0:49:24	2.1 です。
0:49:29	これってどういう書き分けになってくるのでしょうか。
0:49:35	はい。日本原燃石原でございます。まず、
0:49:40	この2、2ポストが7-3の添付書類をどう出していくかという前提ですけども、一声評価をするにあたって機器、要は防多少設備の、
0:49:55	機能喪失高さとかいろんな評価に関わる条件設定のものが、一番最初に出てくる部分が第2回です。そういう意味で、それに関係するものを更新的なものはまず二階でちゃんと述べた上で、
0:50:10	その上で舞台の話を持ち込んでいくのだ4階でということで、そういう意味で第4回のところに、想定する破損形状と溢水量の増、追加とか、
0:50:24	それを具体的な数字を第4回を、夜久野方針はもう第2回で全部出し切るというような整理で、考えておったところでございます。以上です。
0:50:34	はい、規制庁はわかりました。前提的なものではもう2回で確認できるということで、承知しますと。
0:50:42	ちょっとさ、瑣末というか2.4のその他に水のところで、
0:50:46	記載概要のところに、1000円となり得る機器及び想定する溢水量というのが、
0:50:53	出ていてこれが、今後の申請会でも、
0:50:58	明記はされていないんですがこの辺ってどういう整理になってますでしょうか。
0:51:05	はい。
0:51:17	はい、日本でネシアでございます。評価としては4回に出します。評価の前提の考え方だつたりを2回です。おっしゃっている趣旨は多分、1000円となりうる機器っていうのが、

0:51:30	申請対象設備になりうる機器以外の機器が多分おそらくいっぱいいるので、その辺は条件として出さなきゃいけないものは、4階の中で、補足も含めたセットの形でお示しをするような形を考えておりました。以上です。
0:51:45	はい、規制庁加瀬です。そういうところを少し、もう少しわかるように、追加していただければなと思った次第ですがいかがですか。
0:51:55	はい、上西でございますはい。ちょっと見当で書くことというのとあと補足説明で補足することっていうものを、リンクも含めてわかるようにですね整理をさせていただいて色彩を確認させていただきたいと思えます。
0:52:08	以上です。はい、規制庁課ですわかりましたよろしく申し上げます。あと、すいません規制庁コサクです。
0:52:15	ちょっと、
0:52:16	わからなかったんですけど。
0:52:21	第1回で方針は述べるといったこと等。今井。
0:52:26	設備がないから第2回ですと言ってるところ。
0:52:32	第1回でどこまで説明するんだっていうのがいまいちよくわからなかった。
0:52:39	丹ですけど。
0:52:41	すいません。ちょっと補足していただけますか。
0:52:44	はい。日本原燃石原でございます。
0:52:48	右下82ページを、
0:52:53	見ていただければと。
0:52:57	ちょっと書き方もちょっと工夫しないといけないですけど、別紙資料が多分この1-1-7-1、これが基本設計方針を踏まえて全体述べた。
0:53:08	数に係る基本設計方針ですね、設備の設計、評価条件であったり、溢水防護す、同一評価の考え方、防護設計の方針、
0:53:19	というのを述べていきます。
0:53:21	それを受けた形で性防護対象設備の選定であったり評価の条件の設定の具体をさらに展開するものを、子供の添付2、起こそうと思ってまして、
0:53:34	こちらの子供の店舗の出し方を、第2回から順番に出していくということで整理をしておりましたので
0:53:45	今の蘇武です。わかりました。今、今話のあったのは、これという5-1-1の7-1ではなくて、

0:53:54	7-3の方の2報通ナンバーっていうところの話をしてたっていうことですね。はい、西原でございますはいおっしゃっていただいている通りでございます。
0:54:05	規制庁コサクです。わかりました。そういう意味ではこちら辺の骨格は、7-1の方のII、
0:54:14	量の設定と、
0:54:17	ところ、
0:54:19	1ポツになるんですか。
0:54:23	はい、2号、2ポツ2ですね。はい。になります。はい。
0:54:29	はい。規制庁草場です大体わかりました。
0:54:33	はい。
0:54:35	岡さんすいません、よろしく申し上げます。室長課です。やっぱ別紙3までで私からは以上なんですが、規制庁の国家ないようでしたらあと別紙4の、
0:54:45	今開いていただいた82ページ目のところ、
0:54:48	構成について元もちょっと説明いただきましたがちょっと線とかあの関係が、
0:54:55	少し変わるっていう古藤でしたが基本的には、もう7-1、1、5-1-1の7-1から全部紐づく形で234号があって、
0:55:08	この結果に基づいて、
0:55:12	6とか7が評価されて出てくるとかそういうイメージなんですか。
0:55:19	はい。二本木西原でございます。おっしゃっていただいている通りです。あとはすいませんこれももう、昨日ですかね、火山のときに申し上げましたこれも同じような設計に関わるものと強度に関わるものっていう仕分けを、
0:55:34	同じように番号体系をさせていただこうと思っておりますがの繋がりが今おっしゃっていただいた通りでございます。以上です。
0:55:40	はい。規制庁加賀です。わかりました。で、これって発電炉側も一応確認して同じようだなとは思ったんですが発電炉と異なってくるような、
0:55:50	何かは、
0:56:03	はい。日本原燃志田でございます。これ
0:56:08	それぞれの繋がりであったりという流れ2とかコースそれぞれの分け方ですねそういったことに違いはないと思っております発電の方を見ながらと。
0:56:18	ということで整理をさせていただいたと思っております。以上です。
0:56:21	はい。規制庁菅です他にいいました。

0:56:24	では、別紙4の方、内容の方なのですが、
0:56:31	ちょっとまず109ページ目のところ、
0:56:38	今回、阻止貫通部の止水措置について、火災の影響ということで、二重線引っ張っているところがあったんですが、
0:56:48	これ当社固有の設計上の考慮でありってということなのですが発電炉の方は、火災で機能を損なう恐れがない設計とするということで、そういう説明もしているようなものも見たんですが、ここなんですよ。
0:57:02	異なる。
0:57:03	整理したんでしょうか。
0:57:21	宮城西原でございます少々お待ちください。
0:58:04	はい、日本イシハラでございますすみません事実確認に留まりました。
0:58:09	貫通部止水措置の火災により機能を損なわないというのが、止水措置以外の要は、それに使う部材も含めて、
0:58:20	全体的にそういった重ねる設備側の機能を損なわないといったことの担保に使う部分もあったので、直接、この田崎ですね発電所で使ってる跨ぎと同じ日本語が書けなかったということなのですが、
0:58:36	であればもうちょっと工夫をして備考に考え方を書くの1センター間やろうと思うのでちょっとそこはすみません整理をさせていただいて、適切な記載にさせていただきます。以上です。
0:58:46	はい。規制庁管です。わかりましたその備考がやっぱり、どうしてもその当社固有の設計上の考慮とか、許可になったものだからとかそういうことが書いてあって具体的に、
0:58:57	発電部が隣にあって何が違うのかってところが説明されてないところがまだ散見されますので、そういうところは少しまた、
0:59:06	検討の上精査いただければと思います。
0:59:09	115ページ目の、あ、すみません規制庁コサクです。今の件ここで簡単にわかるように説明いただくのは、
0:59:19	やっていただくとして、
0:59:20	具体No.
0:59:24	ブー
0:59:25	これはでも、あれか7-1だから今回紙でもあれですね。
0:59:30	今回は、この程度だったとしてですよ。
0:59:35	第2回とか具体7-2以降、
0:59:41	添付を出し、される際にこの部分ってというのがどういうことなのかっていうのは詳述する計画はありますか。

0:59:50	はい、日本エリアでございますちょっと火災と溢水のコラボをどうするかはちょっとない考えます。当然ながら添付書類側でちゃんとシース勝部に対する火災の影響を確認しないといけない影響がないようにしないとけないってのは、
1:00:07	当然基本的な考え方だと思いますので、そこの手段としてどういうことをするかってのは例えば場合、
1:00:15	貫通部の話をしないとけないときに具体的に説明をさせていただければと思っておりますのでこの補填分ですね子供店舗側で展開をするということが必要だと思っておりますで、
1:00:27	そういうことも含めて、ここにちゃんと書き下して子供をテンプに預けるのであれば、この添付でそういうことを書きますよということを整理させていただきます。以上です。
1:00:37	はい。規制庁、蘇武ですよろしくお願ひします。結局は特固有ってというのは何なのかと、どういう事情があるのか、それに対してどう設計配慮しているのかと。
1:00:49	いうことを説明し切るってというのはトータルとして大事だと。
1:00:52	よろしくお願ひします。
1:00:54	岡さんよろしくお願ひします。
1:00:56	規制調査です。続きまして115ページ目の下段落のところ、ここも少し発電所と違って、
1:01:05	まずMOXの整理なんですけど、保護構造を有さない場合は、最後の段落にて保護構造を有する設計とすることによりっていうふうになっていて、
1:01:15	これ前、基本設計方針なんかではちょっと残っていたんですが、
1:01:20	こちらは申請書として見るときにはもうほぼ構造を有しているような状況になってんじゃないかなと思っていて、ここがどういう考えでこういうふうに書いてるのかっていうのがいまいわからないところなんですけど、教えていただけますでしょうか。
1:01:53	はい、日本の石田でございます。おっしゃっていただいでですね、最終的な形としては歩行と構造を持たせて、専用適性によって影響がないようにしますというのが最終結論だと思っております。
1:02:07	確かにここも先ほどの話で評価をやってバツになったら、もう構造することによって大丈夫なような設計にしますってということなんですけど、そんな過程も含めて書いてもあんまり意味がないのはおっしゃる通りだと思うので、

1:02:20	決算の導き方をちゃんと整理して、どういう設計なんですかってのが端的にわかるように整理をさせていただければと思ってます。以上です。
1:02:30	はい規制庁課です。よろしくお願いします。あと、この部分もう1点、発電炉と値の違いで発電炉は前提的な位置付けとして、機能を損なう恐れがない配置設計というのが出ていて、
1:02:43	これはやっぱり、本構造を許さない場合は前提になるんじゃないかなと思うんですが、MOXはこれ入れない理由は何なんでしょう。
1:03:06	はい。京銀の石原でございますもうちょっと事実確認をした上で文章を考えますただもともと、
1:03:13	発電度であったり再処理と比較してMOX燃料加工施設自体は萬上というのがほとんど粉末が使ってるものが主体主義になってそこでは水を使わないっていうのが、
1:03:26	基本原則もあってですね、こういった水との関係で干渉する部分というのは比較的限定されてるっていうところもあるので、そういうことも含めて配置設計のところとか言わずに、
1:03:39	書いたんだと思ってますがちょっと事実確認をした上で記載の整理をさせていただければと思います。以上です。規制庁コサクです。今言われたことが入って設計なんじゃないですか。
1:03:53	はい。弓削西田でございます。
1:03:55	すいません。大前提だと思ったのはい。そういうことだということであれば。そうですね配置設計ですねそれ。はい。
1:04:05	はい、規制庁です。そういう前提、大前提だからってということで書かなかつたんだろうと思って、伺ったんですが、やっぱりMOX、こういう差があると目立つので、
1:04:17	そういうところは検討いただいて、わかるようにしておいていただければと思います。
1:04:22	116 ページ目。
1:04:25	に、
1:04:26	一番上のところ、段落なんですけどこれはこの構造で、
1:04:33	最後の行保護構造を維持するために保守管理を実施するというふうになって他のところだと、どうやって実施するかっていうのを保安規定で定めて管理するとか、
1:04:44	そういうところまで書いてるんですがここだけ保守管理を実施するで止まっていて、どうやってはないんですが、
1:04:51	発電炉の方もそうなのはいるんですがここってどういうふうに補修管理していくんでしょうか。

1:05:12	はい。日本原燃車でございますがここはちょっと書き下します保護構造をCOCOコードって結局は、
1:05:20	規制によるIPとかも多分9機架空の問題だと思うので、それを維持するために確保するために必要な条件があれば、その条件を満足してるかどうかっていうのを定期的に検査をするとか、
1:05:33	あとは、交換するタイミングを決めて、7年周期で交換をしますとかっていうことの組み合わせかなと思いますので、そういったことも含めて事実関係がわかるように整理をして記載をさせていただきたいと思います。以上です。
1:05:48	はい成長オオオカです。そういうのを保安規定に定めて管理するとか、今までのやり方だったんじゃないかなと思うんですが、わかりました再検討された上で、
1:06:00	そういう実学関係を聞かせていただければと思います。あとサマー11とかですかね135ページ目。
1:06:09	準拠規格は、今回、
1:06:11	入ってきていて、一方で別紙302は準拠規格は4回目に全部出しますというふうになっていてこれは単なる性能かなと思うんですが、
1:06:22	準拠規格が登場したら、それに合わせて順次、
1:06:28	7-1でも順次変えていくっていう整理に、今回変わったということで認識しましたので、市さんなんかとの整合もあわせて、
1:06:38	確認していただければなと思いますのでよろしくお願いします。
1:06:43	はい。弓削西田でございます。はい。ちょっと全体、整合とれるように再送整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:06:51	はい。規制庁岡です。やっとう規制庁側から他何かありますでしょうか。
1:06:57	直属です。今の適用、
1:06:59	規格基準の書き方なんですけど、
1:07:04	今後追加しますっていうことは何か書いとかないと。
1:07:10	第1回ではもうこれ耐震設計新しいじゃないすみません、溢水設計できます。
1:07:16	他に、
1:07:18	準拠するものはありませんっていうふうにも見えちゃう。
1:07:23	ですけど、
1:07:24	その辺りの配慮ってどうなってます。
1:07:29	はい、日本原燃車でございます。

1:07:32	すいません今はこれらの別紙の組み合わせで表現をされて確かにおっしゃっていただいたように申請書と見立てたときにどうなんだと言われると、次回にそれが膨らむっていうのがわからなくなってしまうところが今の状態だと思ってますこれ
1:07:48	一斉に限らず、他全部今その状態ですので、ちょっとすいませんこちらで事務企画のところも含めて数行次回も膨らむ部分があるんだと、いうことがわかるようにちょっと記載を整理させていただきたいと思います。以上です。
1:08:04	はい。規制庁日下です。まずその配慮は必須です。さらに本文としての企画基準があったと思うんですけど、それ一もあれですか。次回っていうふうにするんですか。
1:08:18	あんまりその基本設計方針式出しますっていうのと、方針が違ってくるような気がするんですけど。
1:08:25	はい、日本のイシハラでございます本文の企画の整理場合、確かにありますd共通力に書かせていただいた時も部分基本設計方針、今回出す範囲の
1:08:38	対象であったり、仕様表の対象を踏まえてそこに使っている準拠規格については、その会議ですべて書かせていただくと、次回になるものがあるのであれば、ただそれも、
1:08:50	仕様表の上で、全協企画が出てくるようなものがあれば、それは仕様表とのリンクでどんどん増え、変わっていくということかなと思っておりました。以上です。
1:09:05	規制庁コサクです今も変わっていくと言われたのがすごいよくわからないんですけど。
1:09:14	分割申請。
1:09:17	という関係から
1:09:19	追加されることはおかしくはないとは思いつつ、
1:09:24	それは
1:09:28	どの範囲をどう申請してるのかっていうことが明確になってないといけなくて、
1:09:34	何となく後追いに追加してますっぽく見えるのはよくないなと思う。
1:09:39	どこまで僕らが審査をしたのかということを確認にするっていうことなんですけど、
1:09:45	その点で、
1:09:47	溢水については方針として一式見ていくことになると思うので、その詳細な当てはめは次回ですけど、

1:09:58	その点ちょっと。
1:09:59	この規格基準は、現状、この書いてるのはと。
1:10:04	利点とはちょっと思いがたいところがあって、
1:10:13	どうでしょうかね。
1:10:15	もう考え整理してまた説明いただければというところですか。
1:10:19	はい、二本木西田でございます承知いたしました少なくとも先ほど伊勢戸部氏1とかで出てくる。
1:10:28	区分業績方針出てくるような規格基準は本文の時規格基準の整理の中に全部落とし込んでということは考えていました。だからちょっと勉強企画をどうやって整理するかは、
1:10:41	うまい具合にどこまで盛り込めるかあれですけど、
1:10:45	明日、ラス。
1:10:48	共通8の中で、第1回の基架空の整理をどう書くかっていう本文であったり添付であったの書き方の考え方をですね、出させていただきますのでその中に、
1:11:00	我々が考えている方法だったり分割申請で有効次回でどういう形になっていくのかっていうのを、姿が見えるようにさせていただければと思ってました。以上です。
1:11:11	はい。規制直接ですわかりましたじゃ明日のステージ資料も踏まえながら、お話ができればと思います。少なくとも石原さん言われたように、
1:11:21	本文で書いてあるもノーで対応するものはここに書いていただいて、本文で書く。
1:11:28	ものではない
1:11:31	たい規定であったり、詳細のものと言うことは適宜追加をするというのは理解できますので
1:11:39	他良い。
1:11:41	整理よろしく申し上げます。以上です。
1:11:49	規制庁シミズ等私の方から1点確認したいんですけども、
1:11:55	別紙4の投資額、23ページになりますが、ちょっとここ、僕、建屋外で発生する溢水についての記載でちょっと前回から修正がされてるんですけど、ちょっとこの整理がわからないんで、
1:12:11	目をしたくて、当ほとんど前回の資料では、ここには、田部井扉適当で、
1:12:20	建屋内への流入を防止する設計っていうのと、あと開口部設置高さを確保することで、屋外タンク等の溢水の流入を防止する設計っていうことがもう本当書かれていたんですけども、

1:12:33	今回前者はそのままで本社はもう死語仕事して地表面に滞留する溢水に対しては、ということで間瀬開口部の高さのことを書くように修正されたんですけど、
1:12:47	これについて1水源として、本文とかで曲げてる地下水のところ、水飛来物等による屋外タンク等の破損等の
1:12:58	スレットの関係としては、どういうふうに整理されて、
1:13:02	記載されたのかっていう点を説明していただき、ください。
1:13:07	はい、日本イシハラでございます。本文に書いてます水源との関係でいきますと123ページの
1:13:15	青字で追加をさせていただいたものを前回から文章を若干変えています。理由前回のやりとりの中で、上がの文章と何か丸かぶりな感もあって何がどう違うんだということが、
1:13:27	わかりづらいということもあって、というのとあとはそのあとに出てきます125ページですかね、の地下水との関係ということも含めて衛藤。
1:13:37	差別化というか対象が明確になるように分けさせていただきました。これは全体で
1:13:45	123ページから125ページまでの繋がり、その他の溢水として考慮すべき事項全体に対してカバーするというので、添付書側の基本方針を構成させていただいたということでございます。
1:13:59	な、それで何でカバーできるんだっていうのは
1:14:04	地下水以外のやつはチーム面で滞留するものというのが、燃料加工建屋自体に入ってくる可能性があるものということでこの二つに日本語の書き分けで、全体をカバーするという形で整理をさせていただいたということでございます。以上です。
1:14:21	規制庁新明です。藤。
1:14:23	五味の今の説明はこれの構成としてはまず、この
1:14:29	壁扉等で流入をする、あと、開口部高さの話を書いて正井薄井と明日とかの話もあるので地下水ちょっと暮らししている。
1:14:38	優等生かと思いますが、地表面に滞留する溢水っていうのは、
1:14:45	大前自然としてあげて、
1:14:49	上コース開いずっと進んで、
1:14:54	紅谷、
1:14:58	これらによって発生する地下水に滞留する被水っていう、
1:15:04	頭なんでしょうか。ちょっと質問が曖昧で、すみません。はい。常銀の石田でございます屋外のタンク類で、

1:15:15	もうその冷涼溢水、これ原因は地震だったり、飛来物がぶつかって溢水したりといろんな可能性を全部込みで、屋外でのいわゆるタンク類の溢水これ
1:15:29	地下に十分に流れてきてそれが滞留する、それが建屋側に流動性があるということの可能性を考えると、それ以外には地下水への地下水側での設備での関係での溢水を考えるという書き分けでございます。以上です。
1:15:49	ちょシミズ。
1:15:50	何となくわかりましたちょっとなんか大変っていう言葉で何となく、
1:15:56	その数、想定してる事象とのイメージがちょっと一致しなかったんですけど、
1:16:03	何となく、
1:16:05	わかりました。
1:16:07	私からは以上です。
1:16:09	人間者でございますが、ちょっと割りながら、センスがない気もしてたのでちょっと滞留っていう日本語も含めて、もうちょっと考えますすいません。はい。
1:16:19	規制庁仲ですけど、ちょっとここら辺の関係で、
1:16:24	ちょっと事実関係の認識の確認ということなんですが
1:16:29	加工建屋外で発生を想定する溢水についてということで123ページで、
1:16:37	これは基本設計方針でも書いていて添付書類でも書いていて、
1:16:42	最初の燃料加工建屋外で発生を想定する、溢水について
1:16:48	壁扉堰等により防止することにより設計とするというのが一応、
1:16:54	大枠の考えで、
1:16:57	それをさらに
1:17:00	屋外の滞留するものと地下水のものを具体的に、その二つに分けて具体的に書いてると。
1:17:09	ということかと理解しましたが、それで、方針で書いてあるこの地表面に滞留する溢水に対するものとか、
1:17:21	というのは、基本設計方針でいうと、
1:17:25	扉積等のこの頭の中の対策として、
1:17:30	開口部高さを確保するということがイコールだっというそういう理解でよろしかったでしょうか。
1:17:39	はい。今日エネ者でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。

1:17:44	はい。いやちょっとあの等々がですね結局、基本設計方針はどう添付で説明で、店舗を見るとまた次回説明って結局何なのかという繋がりは、
1:17:54	ちょっとわからなかったんでちょっとそこは確認させていただきましたが、
1:18:00	これは実態としては、建屋外のものについて、
1:18:08	扉とか堰等とかって一応書いてるんですけど、これはこれで大枠の対策として一応前提としては、方針上書いていて、
1:18:19	実際した分建屋外の評価については第4回か何か最後でやるので、
1:18:26	そこで設置高さを確保できるのであればそれはそれで結果として扉とか堰とかそういうものに、
1:18:35	依存しなくても医師は防げるという、何かそうそういう流れとして考えてもよろしいでしょうか。
1:18:44	はい。井上西原でございます。はい。まず前回までのいろいろやりとりをさせていただいて特に一声については今回燃料加工建屋に対してどんな設計要件を当てはめるのかというところの線引きが我々の中でうまくできてなかったと。
1:19:02	思ってます。今回、
1:19:05	約束事としては、溢水、建屋外で発生する溢水でかつ地下水以外のものについては、
1:19:15	基本的な考えとしては流入を堰といや、壁、扉堰等により亡失間入ってこないようにしますよということなんですが
1:19:25	館野設計上要求するのは建屋外壁の開口部の高さ、これを一定以上、一定程度確保することで、流入を防止するということが設計として、汚水要件だということで今回の第1回において、詳細についての評価は、
1:19:45	次回で一応第1回としてはこの開口部高さというのを、設計担当受けとして示すということで整理をさせていただきました。以上です。
1:19:57	はい、市長仲です。
1:20:00	はい。大体実情はわかりました実態はだから高さで防げるというのが今時点でも何となくわかるんですけどそこは一応詳細の
1:20:11	結果を踏まえてということでそれまでちょっと大前提である扉積等により防止っていうのもそれで前提として、方針としても残しておくし、
1:20:21	仮に4回目の詳細D評価で戒告高さだけで、
1:20:28	防げるということであっても方針上は一応扉積等により防止っていうのはそれはそれで残しておいて、
1:20:37	場合によって戒告高さで防げないということであれば扉とかっていうのは、その時点、第4回の時点で、

1:20:44	防護対策設備として登録する、だから4階でそこは、
1:20:50	ある程度何を
1:20:52	防護するかというのが明確になるってということですかね。
1:21:01	はい、日本原燃石原でございますすみません
1:21:09	概略評価といえど、あまりそんなに差が出るとは思ってないのと、あとで、こういう評価もつけさせていただきますという前提は、
1:21:21	101の中で、説明はしますが80センチ以上を確保しているということもあって、そう簡単にはそれを超えることはないだろうと思っております。あとは多分
1:21:35	基本設計方針を今回横に並べながら、基本、基本方針のところはまず基本設計方針で書いたことを書いた上で、特に具体があるのであればそれを展開してという、我々の言葉の展開がまだまだうまくなくて、
1:21:49	そういった動く間なお懸念を持たれるようなことになってるんじゃないかなということもあって、
1:21:55	文書の構成についてはもう一度、整理をさせていただきます。
1:22:01	今はあくまで基本設計方針の大枠で書いた設計として岡部扉堰等により防止すると、流入を防止するという設計方針を掲げているので、
1:22:13	それをまず書いた上で、具体としては、開口部の高さでということその文章を続けて書かさせていただいているところが多分、前に書いてあることと後に書いてあることの関係はどうなんだっていうのがまだ我々の文章の書き方だと。
1:22:28	今井、今ひとつご理解いただけないんじゃないかなというのが今の意見だと思ってますので、文書の修正をさせていただきたいと思います。以上です。
1:22:39	はい。規制庁の岡です。私別にそんなに違和感があるわけじゃないですけど何となく、もう今わかりきって開国高さ再設置すれば
1:22:48	もうそれで対策が進むんですとかいうと何かそもそもの、
1:22:51	前提となる扉とかそんなの書く必要ないじゃないかっていう話になるから建前上は一応評価第4回までなのでそれまでは一応これはこれ書くんですねっていうだけの事実確認だけだったんです。はい。
1:23:05	特段
1:23:06	大幅に修正してくれとかそういうつもりではありません。以上です。
1:23:11	規制庁コサクです。
1:23:14	仲川さんが修正してくれということではないと言った後で申し訳ないんですけど、
1:23:23	は、

1:23:24	何か結局よくわからなくて、最初の方2、別紙1の方でおうかが言ったところに繋がるんですけど、影響評価結果を踏まえとかって書いてるので何か話がぐちゃぐちゃになってるっていうところをまず、
1:23:39	一番大きな問題点だと思う。
1:23:42	ていて、
1:23:48	ここは結局方針って何なんだといったときに、高さで守るんだと。
1:23:54	ここで、
1:23:56	でもあれですかね添付だから別に書いてあっても後から修正ができるということなんですかね。
1:24:02	瀬下加瀬でカバーするんだという方針だとすればそれを言ってしまえば、
1:24:08	少なくとも建屋外からのという意味であれば、もうそれで済むということだと思うんですけど、何か本文と添付の宣言の仕方っていうのがバラついてルートころはどう考えてる。
1:24:22	ですか。
1:24:26	はい。日本原燃社でございますこれも多分て、方針を決めたときのフィードバックも含めて全体の整理が私の方でうまくできてない結果かもしれません
1:24:37	方針としては、開口部の方を確保するというので、建屋外で発生する溢水については、タンク等の医師からの発生のお水についてはカバーすると。
1:24:49	設計の担保条件とするということで考えてますんでそれはこれ方針を決めて添付ではこういうことを制限をする、基本設計方針を踏まえてどうするんだというところの全体の整理がうまくできてないのかなと思ってますので、
1:25:04	全体を含めて今回何を約束するのか、それを踏まえた上でどういう設計方針を掲げればいいのかっていうのを、ちょっと整理をさせていただく必要があるかなと思ったところでございます。以上です。
1:25:17	はい。規制庁小阪です。わかりました。検討の中で、
1:25:23	何をその方針にするのかと。
1:25:26	いうことを明確にさせていただいてそれに応じて
1:25:30	どう変えていくのかと、いうことだと思います。
1:25:36	あれですね。
1:25:39	建屋外といったやつには先ほど話ありましたけど、地表面のものに
1:25:46	地表面というのは降水のほか、

1:25:49	内部溢水的なところでの屋外タンク食うからの答え、屋外タンク等での破損での溢水と、
1:25:57	ということがありつつ、また、地下水、
1:26:02	の流入というようなところでの地下
1:26:06	地表面よりも下のところでの侵入と、
1:26:10	いうことも考えるということで、それについては、下米、
1:26:17	なりの紙貫通部止水処置なりと、
1:26:21	いうことは明確にされるということだと思いますけども、
1:26:29	そこもここで明確にしなきゃいけないのか、このぶら下がる
1:26:36	お時間に出す、添付で書けばいいことなのかも含みちょっとよくわかんないんですけど、
1:26:42	今地表面に滞留する溢水って書いてあるとすると、
1:26:49	ほかにもあるよっていうことは何かわかったほうがいいのかもしれないなという気もしたので、最終的にと、何を変えていくかに応じてそのあたりも念頭にまとめといていただければと思います。以上です。
1:27:04	はい、日本ネシアでございます。はい。おっしゃっていただいた通り先日の構成から飛んでくるものもありますので、全体として何をカバーするのか、どういう方針するのかという、今一度整理をして、
1:27:17	書き方、整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:27:22	規制庁岡です。ちょっとのところで大体話をついたとは思っていますが、結局第1回申請ということでは、建屋、
1:27:32	建屋っていう観点では建屋外壁の開口部の設置高さを確保する設計とする方針だけが示されて、妥当性等は、第4回で評価、
1:27:43	この分を踏まえた結果が出てくると、そういう位置付けで今回は申請しているんでしょうか。
1:27:51	はい。日本原燃志田でございますはい。そういう形で考えておりました。あとは補足説明資料ぐらいでは概略の評価としてはお示ししますが申請としては、おっしゃっていただいた通り開口部の高さ、
1:28:05	いうのを確保するという概念的な設計としての担保条件を示し、申請させていただくということでございます。以上です。はい、規制庁からわかりました。そういうところは少し
1:28:16	クリアにやっとなってきたかなと思いましたので、もう少し先ほども議論ありましたが、記載の適正化の方、引き続きよろしく申し上げます。
1:28:28	関連して、溢水01の方も、
1:28:32	昨日ちょっとつ形として、

1:28:35	少し水の水源とかの考え方とかも聞かせてください、口頭で補ってくださいというふうに、
1:28:41	お願いしましたが、水 01 の方に移ってよろしいでしょうか。
1:28:48	次の 1 の方、説明をお願いします。
1:28:52	はい、日本イシハラでございます。10100 ビジョン 4 ということで、6 月 16 日に提出をさせていただきました。
1:29:01	大枠を修正したところとしては先ほどお話をした基本設計方針だったり添付書類であったりという、00 シリーズの記載に合わせて修正をしています。
1:29:14	ので先ほど来、例えば右下 5 ページとかの記載については、教材の議論を踏まえて再度修正が必要だということでございます。
1:29:24	あとは 6G のところでありますが、端的にもうちょっと明確にしないといけないかと思えますけど開口部の高さってのちゃんとし、スタ制限しますよと。
1:29:37	一般好条件として宣言しますということを書いていると、いうことでございます。
1:29:43	あと 3 ポツでございますけども、今後の分割申請においてどういうものをどういうふうを示していくのかということの整理をさせていただいてございます。
1:29:53	第 1 回、右下 7 ページとかで第 1 回第 2 回から 4 階とか、A B C で分けて S E 部を代表設備の話。
1:30:02	先ほどありました
1:30:06	憲法との関係でいくと、ここで 5-1-1-7-2 が出てくるということはこの 7-1 の 1.5-1-1 の 7-1 はその前に、
1:30:16	第 1 回として出しますよという宣言をしておりますので、7-2、3、77 号というのが申請開示に応じてそれぞれ出てきますよというようなことを、
1:30:26	整理をして示させていただいてございます。
1:30:31	はい。
1:30:32	この辺は、
1:30:36	さっきと説明と合って兄ちゃんと自分で思ってきたので、整理させます。
1:30:43	合っていないよね。
1:30:46	デイ・シイさんと、
1:30:48	はい、すいません修正させていただきます。
1:30:52	はい。あと参考でついているのは、各申請書でどういうものが出てくるかということをお示しをしてございます。この中で私としてはずっとつけ

	なきやいけないなと思ったのは先ほど開口部の高さを確保しますという ことで、
1:31:05	マスクング等であまり
1:31:09	外からの話はしませんが右下8ページとかで書いているのは、
1:31:19	これで済み方は、それぞれマスクングでも数字はマスクングじゃないの で、右下9ページが、1地方面のグラウンドレベルで55メートルです。
1:31:30	8ページに書いてあるそれぞれの開口高さが56.80とか、一番低いところ でも55.8程度なので、80センチ以上はありますというのが世界です こういった図面をつけますので、
1:31:46	それで今回の大綱の高さを
1:31:51	図面と中では示すことができます。
1:31:56	先ほどあったじゃんんでこれで足りるっていえるんだよって話について はこれ
1:32:00	あくまで評価自体は4回出ますが参考として水源と考えているものを、 それが地表の中で広がり面積との関係で、
1:32:11	評価をしたものをつけさせていただこうと思っておりますが
1:32:15	照明約10センチですのでそういうものに対して、10分80センチ以上 あれば、大丈夫だということで、説明はできると思っておりますのでそうい ったことの常務付け加えさせていただいた上で、
1:32:30	担保条件との関係を整理させていただければと思っておりました。以上 です。
1:32:36	はい。規制庁加賀ですわかりましたちょっと今の具体的な数値とかは全 然書かれずに、前回からあまり更新されずに、この部分が来たので、少 しあれと思っていたんですが、
1:32:48	今おっしゃったように
1:32:51	前回コメントしたことがそもそもなどういふ溢水を想定していてそれは どの程度になって、結果として建屋開口部はどういふふうを考えて設置 されていてそれを夏井津田から大丈夫だとか、
1:33:03	そういったところが聞きたいというふうに、コメントしてましたの で、今の修正方針でおそらくその辺が見えてくるのかなと思いますの で、引き続きお願いします。
1:33:16	で、あと、加えてですね3ポツで全体概要というふう23ポツのところ で、全体概要が示されたんですが、前回のヒアリングのコメントではで すね。
1:33:29	全体の概要で、どういうことを説明しようとしてるのかっていうこと が、もうちょっと上段から、

1:33:36	2 ポツと下の上段で、そういうところが示された上で、
1:33:41	基本設計方針で例えばこういうふうに考えてますという部分は、具体的にはこういう子い水源を考えてます区画を考えていますとか、
1:33:51	こういう設備をエントリーするつもりですとか、2 ポツと3 ポツが今、そのばらけてますがリンクされたような、
1:34:00	もっと上段からその全体概要が、
1:34:03	説明されているようなイメージを持って、コメントしたんですが、
1:34:08	そ、そういう観点ではちょっといかがでしょうか。
1:34:16	はい、弓削志田でございますそれはすいません、やりとりの中で私の理解が十分じゃなかった可能性が高いです。はい。おっしゃっていただいたような整理は十分できると思っていますので、
1:34:28	頭のほうで全体として止水に対する損傷の防止として、どういう設計方針を述べなきゃいけないかという、全体の大枠、それと、
1:34:41	添付書類、方針本文であったり、全部処理の関係。
1:34:45	それをどういうふうに分割していくのか、その分割的に留意しなきゃいけない事項ってのがどんなことなのかっていうのを、全体通して整理をさせていただければと思います。
1:34:58	今のイメージで合ってましたでしょうか。規制庁岡です。大体想定した感じはそういうことなんですが、今別紙3でそれを読みくどくのがかなり大変なので、
1:35:10	もうちょっとわかる感じで、
1:35:13	ここの補101を作ってくださいというところでしたが、
1:35:17	規制庁側からほか考えとありますでしょうか。
1:35:24	規制庁仲です。
1:35:26	ちょっと添付、補足説明資料もですね何かいろいろとこういろんなリクエストを踏まえながらいろいろとこう膨らんできて、
1:35:36	おい、
1:35:37	何かいろんなことを詰め込んだような感じで結局、何をこう決めなければいけないかという、私自身も何となくこう、
1:35:44	わからなかったようなところがだんだん出てきたところではあるんですけど、
1:35:49	多分そもそものところとしてですね
1:35:53	基本設計方針だけを見ると、例えば区画は
1:35:59	壁扉席床ダンサーとか、あとはそのハッチとかシャッターとかそういうものが出てきて、こういうものってのは一体どう、どういうものなのかっていうところが

1:36:10	概要が理解できると、いいのかなど。図面も合わせてというところの話と、
1:36:18	あとは溢水防護設備自体もですね
1:36:23	壁防水扉水密扉堰及び床ドレン逆止弁等こういったもので防ぎますと、
1:36:29	さらに言えば屋内の場合とその屋外の場合についても基本方針では
1:36:37	壁、扉堰等により防止する設計とする、最終的には開口高さで、
1:36:44	扉、
1:36:45	まああの防ぐということではあるんですけど、ここで書いてるその屋外でいうその壁扉堰等ってのは具体的にどこを言ってるのか。
1:36:55	で、さらにそそういうことをまとめて今回の申請対象である。
1:37:01	燃料、
1:37:02	過去、MOX燃料加工建屋という建屋自体がですねどうという位置付けなのかというところを少し明確
1:37:09	にした方がいいのではないかこれがだから、
1:37:13	壁なのか、壁とはまた違うのか区画なのか、そうでそそういうところをこう明らかにした方がいいと思ってます。
1:37:23	そういう意味でいうと、5ページ目のところで先ほどお話ありました通りですね第2ポツ2の第1回申請の対象範囲ということで、
1:37:35	今の書き方だけですとその加工建屋自体は
1:37:40	溢水対策の要求として設計する事項はないってことで、
1:37:44	何か全然、
1:37:46	関係ありませんというような書き方の結論になってるんですけど。
1:37:51	先ほどの議論の話であればですね、加工建屋自体が、多分区画でもあり、
1:37:59	あとはその防護対策設備でもある、そこの関係をですね、少しここで整理していただきたいと。
1:38:09	思ってますんで、その上で区画であればそのハッチとかそういう、よくわからないところもあるんで、それは具体的にはこうだということが今回図面で示されていますけど、こういうものと、
1:38:23	それから、防護設備ということであれば壁といったようなこの部分でありと、それが屋内屋外でそれぞれどこの範囲を対象としているのかというところが、
1:38:34	図面としてですね理解できるといいなと思ってますが何かそういうことも踏まえて、
1:38:40	少し検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

1:38:52	はい、日本原電車でございます。今
1:38:58	お話を踏まえてちょっとどういう、
1:39:00	補足説明資料にするか検討させていただきます。
1:39:07	将来出す添付書類をそのままつけるのと変わらないようなことにはなりたくないところもあるので、
1:39:13	今回の先ほど、
1:39:16	別紙1の中での話もあった風とか、貫通部とかっていうの行きつけ要は、防護対象設備が設置されている部屋の区画として整理するものでそこには当然水源があれば、
1:39:29	水としてはその区画で当然ながら演技されて、浅尾出しますとかですね、そういう考え方として今回、エリアとして見なきゃいけない区切りの壁であったり、
1:39:45	水防護対策として付ける積であったりというところの位置付けというのを整理してということもありましたそういう整理も踏まえた上で、
1:39:55	この補足説明資料先ほど岡さんが言われたことを軸に整理をしながらも、仲川さんが言われたことをなるべく盛り込んでと。
1:40:06	ということで、エース今一度、整理をさせていただければと思っておりました。以上です。
1:40:14	はい。市長の仲です。すいません。ちょっといろいろリクエストしっ放しで申し訳ないと思いつつ、私が知りたいところはその基本設計方針で書いてあるそれぞれの用語。
1:40:25	何関係性というのが図なりでちゃんと理解できるようにと。
1:40:30	ということでお願いしたいということです。そういうことで、あとは構成自体は、もうちょっとごちゃごちゃなって、私はあまりぶれを前に持ってくとか努力しろっていう、いうところはあまりこだわりませんので、
1:40:42	とりあえずすいませんちょっと検討いただければと思います。
1:40:48	はい。日本原燃石原でございます。はい。承知いたしました。
1:40:53	規制庁コサクです。今、
1:40:56	仲川が言ったことで、気がついたというか、わからなくなったというか、なんですけど、最初の方に、
1:41:06	もう、
1:41:07	防護区画なのか防護設備なのかというような話をしましたけど、
1:41:12	この資料No。
1:41:15	ええ。
1:41:16	そうそう、10ページとか見ると、区画として言ってるのは、主に内側で、

1:41:25	建屋の外壁になってるところが区画になってるのっていうのは、
1:41:31	ある部分もありますけど、
1:41:33	全部じゃないと。
1:41:35	一方で先ほどのその開口高さであったり
1:41:41	あと流入防Cの措置というようなことかというと、やはり外壁なんだろうという、
1:41:51	ことなので、
1:41:53	そこについては、防護設備というのかと。
1:41:57	いので、やはりもうちょっとちゃんと整理をする必要があるのかなという気もしましたけど、
1:42:03	今原燃としてどう考えになってるんでしょう。
1:42:07	はい。宮城西田でございます。ちょっと言葉の使い方も整理をしないといけないと思ってますが外壁、特に開口部の高さ今回、
1:42:17	一定程度確保しないといけないと書いてます
1:42:21	何ていうんでしょう、もともとから襖硬水であったりいろんなことを考えて、建屋としては設計していて、たまたま今回チームボックスが80センチ以上の開口があったのも、他の要因で、
1:42:38	彼らに変更したりとかいうことの結果として、この加算なってますので、間に水を、をターゲットに高さを決めるのかということではないかなというところも含めていろいろ言葉遣いの整理が必要かなと思ってました。
1:42:51	貫通部についても貫通部があれば
1:42:56	そういった措置をしないといけない、貫通部が発生するのは、保全設備をそこにつけるからという要件も含めて設備側とのリンクで、
1:43:06	どう説明するかということかなと思ってましたので、対策設備と銘打つかどうかっていうのも含めて
1:43:15	何を要求するか、何かの要求で決まったのかっていうのも含めた整理が必要なのかなと、別紙1から通した書類としてそういう認識をしたところでございました。以上です。
1:43:28	はい。規制庁コサクです。問題意識は伝わっていると思いますんで、整理をして説明いただければと思います。特に
1:43:39	話、この
1:43:40	後での話を聞いたと。
1:43:43	やはり設計方針でどこまで言うかによって確認範囲が変わってきて、
1:43:49	高さということでは言うんであれば、開口部がどういう処置がされるのかっていうことを聞く必要もないし、

1:43:58	その部分はどうしても建屋としての内数になってしまうので、何らか効かないということに今回になってしまうということだと思う。
1:44:07	だから、まず整理に応じて、そういったところの説明を十分にさせていただく。
1:44:14	ということでよろしくお願ひします。以上です。
1:44:26	あ、規制庁中です。あと、ちょっとついでに細かいところですけど、
1:44:33	せっかく資料提示いただいたところで何か 12 ページで、
1:44:38	シャッターとか H a t c h っていうのは、これが、
1:44:42	だから区画であって、御坊的な機能はないっていうことなんですかね。
1:44:51	はい。日本原燃石原でございますそうですね以前、
1:44:57	前の方でシャッターとか H a t c h っていう名前が出てくるけど防護対策設備、防護設備として出てこないこの関係はいかにというご質問があったと理解をしますその、
1:45:08	まだちょっと説明足りない気はしますけども
1:45:12	区画として、防護対策設備が入ってる部屋に対しての防護区画というある小さな区切りをつける時の境界として考えるのは、壁扉堰床段差だったりチャプターだってハッチっていうのを、それぞれ考えた上で区画を
1:45:29	他の区画と分離された区画として設定をするということです。ただこれで水が防げるかどうかというのとはまた話は別だと思ってまして、そういう意味で、防護対策設備として言うか言わないかが分かれてくると思ってます。そういう意味で
1:45:46	区画分離をできる境界としてはシャッターは考えるけども水を止めるという効果までは期待はしてないという整理だと思ってました。以上です。
1:45:55	はい。規制庁仲です。了解しました。
1:46:03	規制庁岡です。すみません。規制庁コサクです今の話って、
1:46:08	えっと、
1:46:09	それを区画って呼ぶんですかね。ちょっとすみません、うろ覚えになっちゃって申し訳ないんですけど、深くって何だったんですたっけ。
1:46:25	流路として開口があってもよくて、ある程度制限するものを書くっていうことでしたっけ。
1:46:32	はい。日本原燃石田でございます評価上の食う区切りっていうんすかね。としての 1 単位として見てるだけでそこを水が通ってはいけないということではないという前提でございました。以上です。

1:46:45	はい。補足です。その時に今、あれですかシャッターH a t c hって言われてるのは、流路として扱っているってということなので必須ではないってことを言われたと。
1:46:59	はい。乳井の石田でございますはい。そうなりますはい。
1:47:05	はい。規制庁コサクです。そうする等、
1:47:08	各デモン膜下区画を構成するものではないってことでいい。
1:47:15	ですかね。
1:47:19	区画っていうのはその溢水区画としてってことですか。
1:47:29	はい。日本イシハラでございますなかなかちょっと私の日本語がうまくないかもしれません
1:47:35	いろいろ
1:47:37	そういうするもんじゃないけど、越冬し、
1:47:40	説明が入っているところのエリア評価上のエリアとしての区切りっていうんすかね。それにはシャッターを使ってる。ただし、S E 経路としての演技のためのものとしては考えてないという、
1:47:54	ここもちょっともうちょっとわかるようにこのコサクを修正して書き下したいと思います以上です。
1:48:02	はい。
1:48:03	何ですかね、実情はわかりました。
1:48:07	そうですね見込むのか見込まないのかってのが、結局その許認可上は大事になるのでそのあたり、誤解のないように整理をしていただければと思います。以上です。
1:48:21	規制庁の仲です。ちょっと、結局また何か繰り返しなるかもしれませんけど
1:48:27	建屋なり壁なり区画なり防護設備なりっていうそのて定義そのものがですねどういう関係性にあって、
1:48:34	どこまでの範囲を見込んでるかっていうのは何となくこうイメージがつきにくいところがあったんでそういうところが明確になればと思っています。以上です。
1:48:47	はい。
1:48:48	日本原燃石原でございます。はい。
1:48:52	許可のときに整理したのもあったと思います。でも不活用してはい。なるべく分かるように整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:49:06	規制庁岡です。では他、規制庁側から確認内容でしたら、シミズさんお返しします。
1:49:13	規制庁趣味です。

1:49:15	1C010002 踏まえて全体を通して規制庁から特に確認ございます。
1:49:23	そうか。
1:49:26	なければ原燃の方からちょっとヒアリングを踏まえての、
1:49:30	その振り返りとして、修正方針と当資料の修正スケジュールについて説明をお願いします。
1:49:39	はい。日本原燃の安保でございます。今日のヒアリングでは
1:49:45	何点か整理が最初に必要なコメントをいただいております。
1:49:54	評価結果を踏まえて設計して、それで大丈夫ということも1回評価するといったようなところ。
1:50:01	の記載につきまして
1:50:03	途中結果なのか、最初結果なのか。
1:50:07	不明であるというところが何ヶ所かあったというところで、そこにつきましては、
1:50:13	プロセスは
1:50:15	特段必要なものではないということで最終結果何かというのが明確になるように記載のほうを見直し、整理してみよう敷きます。
1:50:26	はい。
1:50:27	あと、建屋の壁ですとかあと止水処置につきまして、こちら、
1:50:33	防護対策設備なのかどうか、その位置付けというのを、整理して書き分けの方、していくというところ。
1:50:43	あと
1:50:45	新一部説明会耐震の話が入ってるところありましたけれども、
1:50:52	それ、この個別の説明時に書くべきなのか、もうここだけ書く必要があるのかなのか、そういったところも整理して記載を見直していきます。
1:51:04	あと、
1:51:08	自然、自然現象による溢水について記載しているところ、これがその前段の記載とダブってるように見えるというところここ、何を記載しなければいけないのかというところを整理して
1:51:23	当間全体の中で踏まえて、下の方見直したいと思います。
1:51:28	あとは
1:51:32	ですね
1:51:33	はい。はい。地表面に滞留する椅子Eのところ、
1:51:39	このところで結局何を方針として記載するか、それをどう展開していくかというところも改めて戦略をさせていただきます。

1:51:49	まず 101 の方につきましてはちょっと全体的に資料の構成は見直しをさせていただくということでもっと上段の方から概要の方が説明、流れがわかるように、説明をするということとあと、個別具体のところも、
1:52:03	できるだけイメージがわかるような補足を追加していくということで修正をしていきたいと思います。
1:52:10	あとは全般的にですけれども記載についての精査ですとかよくなるようこの確認というのは引き続き実施の方していきたいと思います。以上です。
1:52:21	日本原燃石原でございます。ちょっと全般的にご指摘をいただいて 00-02、自体の、多分おそらく修正作業自体週間もあれば、できてあとレビューして出すという感覚だと思ってます。
1:52:35	若干ながら外出が必要なのが、溢水 01、こちらは、
1:52:40	さらにちょっと時間をいただいて何分、法制も含めて考えるのが私の方などでお時間を若干いただく可能性があります別途スケジュールで、その辺はお示しできるようにしたいと思います。以上です。
1:52:58	はい、規制調査ですか。わかりましたまたスケジュールの方で確認させていただきます。
1:53:07	吉見ですか、規制庁側から決定を通して確認等ございますでしょうか。
1:53:15	なければ後これで本日のヒアリングを終了したいと思いますですが原燃側の確認等特によろしいでしょうか。
1:53:24	日本原燃の篠崎でございます。今回 M O X 側でいただいたコメントにつきましては、再処理側の溢水にもほぼ同じような展開が必要と思ってございますので、
1:53:34	同様に修正者の方修正して参ります。
1:53:37	あと再処理側で M O X がいない単独の個別補足説明資料として、いつい 0 に、溢水防護対象設備の選定についてというものがございますけれども、
1:53:48	こちらにつきましてはスケジュール前倒してですね、提出させていただきますので、別途、ヒアリングの日程について調整させていただきます。あわせて薬品 03 と、
1:54:00	化学薬品防護設備の選定について対象設備の選定についてといった補足説明資料についても、前倒しで提出、ヒアリングをさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。
1:54:14	規制庁驚見です。承知しました。それは来週、昨日のヒアリングで少し話があったんですけど来週の月曜日めどにまたスケジュールだということとそこで、

1:54:25	示されるっていう理解でよろしいでしょうか。
1:54:30	はい。日本原燃志田でございますはい。おっしゃっていただいた通り来週使用させていただくスケジュールに盛り込んで、他にも、最初に単独で個別の補足で、確認すべき事項ってのがあるものもピックアップして整理をして、スケジュールにお示しをしたいと思っております。以上です。
1:54:49	規制庁吉見です。承知しました。よろしく申し上げます。
1:54:54	あと全体を通して規制庁側よろしいでしょうか。
1:55:00	それではこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので、本庁で旅行の停止をお願いします。
0:00:00	お願いいたします。
0:00:02	はい。録音開始しました。
0:00:06	はい。回収しました。
0:00:09	規制庁の武田です。それではただいまから、日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:16	本日のヒアリングは、令和2年12月に申請があった設工認申請について、
0:00:22	4月10日及び17日に提出があった資料をもとにヒアリングを行うものになります。
0:00:29	本庁側の出席者ですが、村長からは、キシノハバサキが出席しております。
0:00:36	ウェブからの参加が、著作ツガネカミデモリノタケダ。
0:00:43	以上になります。
0:00:45	それでは日本原燃の方から、出席者の紹介と議題の構成、あとは説明範囲、達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:54	はい、10年のナカハマです。
0:00:57	議員連盟側の参加者を紹介いたします。
0:01:01	オオガキ。
0:01:03	アカマツ。
0:01:04	井口千原。
0:01:06	天羽。
0:01:08	山田。
0:01:09	鮫島。
0:01:10	宮本トガシ。
0:01:13	ウラバヤシ。
0:01:14	ヤマモトスガワラ。
0:01:17	オオダテ。

0:01:18	キョウダ。
0:01:19	ホシノ。
0:01:20	ノウシヨ。
0:01:22	ファンはキクチ。
0:01:25	あらば、土岐ナリタ。
0:01:28	ツルタ。
0:01:29	これだけイシバシ。
0:01:32	マツオカ。
0:01:33	タカハシセガワ。
0:01:35	神野。
0:01:37	サトウシミズ。
0:01:39	クボタ。
0:01:40	ナカハマ以上となります。
0:01:43	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、
0:01:48	地震時 00-02 及び板井新建物 32 件となります。
0:01:54	それでは、地震 00-02 からご説明を差し上げます。
0:02:01	はい、三宅根井サガワです。地震 0002 ということで、移設工事に係る補足説明資料、本文添付書類、補足説明項目への展開地震というところで、
0:02:12	本日能勢進め方といたしまして、内容の説明にあたっては7月の二十六、七あたりですね、前回のヒアリングでいただいたコメントで大きなコメントとしましては
0:02:26	ボックスの堂々っていうところになってますんでそのあたりをどのような考えでどうしたっていうところを中心に説明していきますってところと、でも素案の説明と、再処理側っていうところで、耐震につき、地震につきましては基本的に、
0:02:40	内容については同様になってございますと、そこに対して再処理側ではちょっとせるってところが一部特徴的なところがありますので、そこだけはちょっとこういう形ですよということで補足しながら説明したいなと考えてございます。以上です。
0:02:58	宇都、日本、日本原燃カサモですけど。
0:03:01	ちょっと本日、
0:03:03	いつも説明している伊藤がちょっと病気で急遽不在になったので、作成者の鮫島から説明させます。
0:03:12	説明の進め方なんですけど、

0:03:15	4月21日のヒアリングコメント対応箇所を最初に説明してご確認をいただきたいと思いますので、
0:03:23	別紙4のボリュームが大きいので、別紙4以外と、
0:03:27	別紙4Dと分けて説明したいと思うんですけど。
0:03:31	いかがでしょうか。
0:03:38	施設長、上出です。
0:03:42	とりあえず、別紙1とか、
0:03:46	4-1とか4-2とか別紙2とか別紙ごとにパッと進めれば、結構だと思いますけど、何か関連して説明したいことがあれば、
0:03:56	最初に簡単に本文はこうで店舗でみたいな話あってもいいですけど、そんな感じでよろしいですか。
0:04:04	量研カサモで了解しましたそれで別紙1とか別紙2とかその区切りでちょっと出席者説明して、
0:04:11	ご確認受けたいと思いますのでよろしくお願いします。
0:04:18	はい、それでは日本原燃の鮫島です。それでは別紙の1ですね、6月10日に提出させていただきました地震0002のとある13、
0:04:28	次へと別紙の1の方から説明させていただきます。基本的に資料を修正はしておりますのですべてコメント対応すべて説明というよりは、ちょっと資料で読めないところであったり、大きく変更したところというのを説明させていただきたいと考えております。
0:04:45	それではまず最初にですね10ページをご確認願います。
0:04:51	こちらにつきましては4月のヒアリングにおいてですね踏襲文章としましては重大事項の耐震設計というその安全機能を有する施設の体積を踏襲するという言葉を用いていたところをコメントいただきましたが、
0:05:06	これについてはですね重大事項の耐震設計というのは安全機能を有する施設の耐震設計とやり方全く同じということで踏襲という記載は特に修正せず、このままにしていると。
0:05:18	結城さんになっております。
0:05:20	続きまして4月末現在カサモです。ちょっと
0:05:25	そうですね、
0:05:26	この
0:05:27	1.0 S sのところでは踏襲という記載で、1.2 スガワラで、全く同じものは踏襲として同じにしてないところは使わないっていう記載の工夫を行ってニュース側で対応してますので、
0:05:39	こちらの0002では、修正してませんという説明です。
0:05:44	はい。日本原燃の鮫島です。続きまして資料の36ページになります。

0:05:51	こちらにつきましては前回いただいたコメントとしまして地震観測網に 獲られた観測記録というのが前回の資料記載ありましたけれどもM O X の燃料加工建屋については現状は、
0:06:02	これから地震計設置していくというところになりますので記載の適正化 を行っております。内容としましては、資料の 36 ページ一番上、動的 解析に用いる解析モデルは、詳細な 3 次元 F E M を用いた解析により と、
0:06:18	いうふうに記載修正しております、
0:06:20	その理由としましてはオレンジ色の枠内に書いておりますM O Xについ ては新設である観測記録がないと、いうことで、詳細な 3 次元 F E M に より振動性状の把握を行うと。
0:06:31	いったような旨でこちらの記載に修正をしております。
0:06:35	同じく 36 ページで今の記載のすぐ下になります今度は別のコメントと しまして道道の建物構築物の 1 土木構造物、どうですね、こちらについ ての基本設計方針の記載というのが、
0:06:49	事業変更許可申請書添付書類 5 の方には記載があったのですがけれどもこ ちら基本設計方針に記載が漏れていたということでこちらについては添 付書類 5 の記載を踏まえまして記載を追加させていただきます。
0:07:03	それからホエー妨害コメントとの対応を合わせまして次のページですね 37 ページの一番下になりますこちら土木構造物の記載というのを、
0:07:13	こちらは添付書類 5 自体には記載がございませんが発電炉の方の記載も 踏まえまして、再処理施設と同様な形で、土木構造物についての記載、 こちら記載を追加させていただきます。
0:07:26	続きましてもう 1 点別紙 1 のコメントとしましては資料の 52 ページに なります。
0:07:34	こちら資料の 52 ページ基本設計方針で荷重の組み合わせ上の留意事項 につきましてイロハと、イロハニ事。
0:07:42	説明してございましたけれども、こちら主語が抜けていたために安全機 能を有する施設に対するものなのか、また重大事故等対処施設に対する ものなのかその両者なのかと。
0:07:52	いうところが不明確な記載となっておりましたので、手法を明確にする 形で、追記させていただきます。また追記するにあたってですね、もともと 労はあと書いていた項目を逆転させております。
0:08:05	これは口現在の資料でいうろうの部分が安全機能を有する施設の位置と いう主語になっておりまして、色が安全機能を有する施設が主語になっ たもの、幅、

0:08:16	D Bと安全機能を有する施設重大事故等対象施設両方が主語のもの、それから修正はしてございませんが次のページ 53 ページの積雪荷重風荷重のところにつきましてもこれは安全機能を有する施設と重大事故等対象施設の仕事。
0:08:30	いうふうな形で順番入れ替えて見やすくするというような形を、に修正しております。
0:08:37	別室につきましてはその他の点でも事業者で確認した内容で修正している点はございますが主な修正点、口頭での補足の説明は以上になります。
0:08:51	規制庁竹田です。ありがとうございます。それでは規制庁側から別紙 1 につきまして、確認事項がありましたらお願いいたします。
0:09:01	規制庁、上出です。とりあえず、説明のあったところで気になったところを確認しようと思いますけど。
0:09:10	36 ページの観測記録のところを読みかえているんですけど、
0:09:19	地震計は設置するっていうことになるんですよ。多分、申請書の添付にも、
0:09:26	出てきて、そこの関係が、今の記載だとわかんなくなっちゃうと思うんですけどその辺はどう考えてますか。
0:09:39	日本原燃澤田です。おっしゃる通りでほとんど基本設計方針の方では実際にできた、できる対応
0:09:51	して、解析による把握というところを基本として記載しておりまして、添付書類の方では今後ですねさらなる取り組みという位置付けで、地震観測網のところも
0:10:09	設置しますよというところを記載するという、そういう書き分けにしております。
0:10:20	規制庁カミデその添付書類、
0:10:24	ワー
0:10:25	が本文のところにぶら下がってるっていうことですか。
0:10:34	日本原燃菅原です。
0:10:37	藤ですね少々お待ちください。
0:10:44	すいませんと日本原燃の鮫島です。資料、すみません資料の方でいきますけれども 248 ページ、別紙 4-1 というのが、入れまして、
0:10:54	こちらにですね、
0:10:56	当初、
0:10:57	248 の方確認願います。こちらに基本設計方針先ほどの別紙 1 にある記載を書いておりまして、その右に添付書類 3 の 1-1 と、

0:11:06	いうところで3-1-1の方で地震計のお話詳しく書いてございますけれども前段の3-1-1、耐震設計の基本方針で、
0:11:15	基本設計方針に対して、
0:11:17	同じ今の詳細な3次元FEMを用いた解析によるというのを描きつつ、佐俣さらなる信頼性の向上を目的として、地震観測計設置するということに記載しております、こちらは戸部塩野5の3-1-1-5に行きますと、
0:11:32	もう少し細かな話であったり、別紙3の1-1-5の別紙の地震観測網についてと、
0:11:38	いう記載に繋がる形に記載しております。
0:11:47	規制庁、赤木です。
0:11:51	結局、この種
0:11:53	あと36ページのところ化が下がるってということで結論的には単純に3次元封印モデルって解析に限定するんじゃないかも、
0:12:05	もうちょっと頭などを使ってですね、読めるようにして、対応する、すると、今もう設計段階なんで、
0:12:18	診療系の記録がないから、これでやってるんだけど今後ちゃんと振動計を設置して適切な対応しますよというのがわかればいいと思うんで、ちょっと本文で限定し過ぎなんじゃないかな、かなと思っただけなんですけど、理解いただけますか。
0:12:34	はい。日本原燃菅原です。はい趣旨は承知いたしました。そうですね。詳細な3次元踏み絵モデルを用いた、
0:12:46	解析等とかっていうそういった少し幅を持たせた表現で少し考えたいと思います。
0:12:55	はい。規制庁岡見です。どっちを先に持ってくるか、FMを持ってくるか、観測局を持ってくるかはあれですけど、ちゃんと体系的になるから考えてもらえる
0:13:09	等52ページの話がありましたけど、
0:13:14	1個を
0:13:17	イと口は安全機能を有する施設だけってということで、
0:13:23	対応するものが、54ページのポポツはってあれですかね、炉2、
0:13:31	おける重大事故バージョンっていう意味だと。
0:13:36	伊賀重大事故でどうなってるのかっていうのが書いてないような気がしますけど、どうなってますか。

0:13:43	はい日本原燃の鮫島です。資料 52 ページのイの耐震重要度、制震重要度異なる施設というのは先日、私の口頭説明を受けましたけれども次のページの塀普通のところに、
0:13:55	設備分類の異なる重大事故等対処施設をという記載をしております、
0:14:01	こちらが対応するものという認識でございます。
0:14:07	はい。規制庁上出です。わかりました。
0:14:11	それでそれ以外で、ちょっと別紙 1 で確認ですけど、
0:14:21	そうですね、大体
0:14:25	補正も出してきていてっていう段階に来ているので、
0:14:30	改めて確認なんですけど、審査会合で、直下の地盤に行って、
0:14:39	評価しますとか、あとひずみの 1%を超えたところは、こうですみたいな話あとは 2 節とかも、
0:14:49	会合では話しましたが、
0:14:51	そのあたり特に直下地盤とかひずみの 1%の話ってというのは本文のここに書いていて、添付ではおり繋がりになってます。
0:15:05	説明をいただきたいんですけど、説明してもらえますか。
0:15:11	はい日本原燃菅原です。ちょっと該当ページを少し確認いたしますので、少々お待ちいただけますでしょうか。
0:16:05	日本ベーススガワラです。すいません。ですね通しの 33 ページ。
0:16:13	をご覧くださいと思います。
0:16:16	こちらのですね、真ん中より少し、
0:16:21	下の方に波線で地盤条件を考慮する場合にはというくだが、
0:16:27	遅れまして、こちらのところで、
0:16:30	建物対象建物構築物位置での地質速度構造の違いに留意するところが、まず、基本設計方針では、該当するところでございます。
0:16:45	それから、前回
0:16:49	コメントでですね
0:16:53	亀井さんからもいただいていたところも踏まえまして添付書類の方でも、関連する記載の方をしております。
0:17:04	ページがですね、
0:17:18	お待たせしました。
0:17:20	435 ページ、
0:17:23	ご覧くださいませでしょうか。
0:17:28	435 ページの真ん中のパラグラフで、先ほどのまちぼん条件。
0:17:36	これする場合にはというくだりなんですけれども、こちらで

0:17:41	先ほどの対象建物構築物維持での違いというところも記載した上で、先ほどおっしゃられたようなですね一番の自然系、ひずみに応じたというところの少し記載のほうを、
0:17:57	今回追加させていただいております。以上となります。
0:18:06	はい。規制庁カミデです。別紙4の一井に関してはあれですかね本文の裏返しはまだ書いてあってってということなんですか。
0:18:18	ですね、別紙4の一井につきましては、
0:18:26	方ですね
0:18:29	別紙4-1のところはちょうどこの435ページの一番左側の欄、にあるんですけれども、
0:18:40	そうですね、そちらの方ではさらっとしたところ、外、概要としてお伝えしていった詳細なところは、
0:18:49	H市応答解析の基本方針によるということにしております。
0:18:58	あと、規制庁カミデです。何かちょっと構成として疑問なんですけど本文に書いてあって、
0:19:08	別紙4-1で受けずにそのまま、
0:19:14	この別紙4のところでもた展開されてってというのがよくわからないんですけど。
0:19:20	この辺はどういう考えになっているんですかね本文より別紙4-1が薄いついていうのはちょっと、
0:19:30	何か違和感なんですけどどうですか。
0:19:33	日本原燃菅原です。
0:19:36	もくうに限らずですね本文に記載してる内容を、一旦添付の方の、この別紙4-1の方で、
0:19:48	その入口としては受けるんですけれども、必ずしもすべての記載を受けているというものではございませんで、
0:19:57	受けきれないものについては、その下流の方の基本方針で受けるということで、別紙2の方ですね、そのあたりは、
0:20:08	親となるところは添付書類の1、そこで受けきれないものは、添付書類の2ということで受けるという考えで整理しております。
0:20:22	日本のカサモです。
0:20:23	衛藤。
0:20:25	審査会合で説明している重要な方針もありますので、
0:20:29	基本設計方針の内容を1回、4-1で受けて、
0:20:33	展開する形で、
0:20:35	ちょっと修正を検討したいと思います。

0:20:40	はい。規制庁上手です。
0:20:43	435 ページでいうと動的地震力で何かいろいろ書いてあるような気はするんですけど結局は、
0:20:51	飛ばしますっていうことしか書いてないんですね、1 パラでは飛ばす、全体的に飛ばして、紙にぽつ目は、2 ポツ目で結局別紙に飛ばしているだけだから、
0:21:05	うーんということなのかな。
0:21:08	何かそれならそれでという感じもしましたけど。へえ。
0:21:14	ただそれにしても何か書く内容が、どういう目線でどこまで書くのかっていうのが統一はとれていないような気がするんで、その辺りは
0:21:25	入力地震動に限らず、目線が合ってるかっていうのは、確認いただければと思いますが、よろしいですか。
0:21:33	人間のカサモですはい。他の
0:21:36	添付書類の
0:21:37	基本設計方針から、親の店舗で受ける受け方をあえてちょっと全体的に、
0:21:45	見直しをかけたいと思います。
0:21:49	はい。規制庁カミデです。で、それで、435 ページを受けて今度計算書に行かなきゃいけないんですけど、その計算書D、
0:22:00	基本方針のこの部分を受けた場合、この地盤物性を使ってるんだとか、ひずみの検討してんだっていうのまで書いてようやく一気通貫だと思うんですけどそのあたり計算書では特に書いてないですね。
0:22:17	日本原燃菅原です。ちょっと該当ページを確認いたします。
0:22:47	お待たせしました日本原燃菅原です。通しの 78 ページをご覧くださいませでしょうか。
0:22:57	こちらの方ですね、冒頭のところで、モデルにつきましては、先ほどの別紙 4-5 に相当する地震応答解析の基本方針に基づきというところを、
0:23:11	記載した上で、次のページ、679 ページ。
0:23:17	ございますけども、こちらで把握しているところになりますが、
0:23:23	先ほどのところですね、
0:23:27	対象のものの位置での実質速度構造を踏まえというところで、
0:23:33	後者の方に繋がるように記載しております。
0:23:42	はい、規制庁カミデですわかりました。
0:23:46	ひずみの 1%の話も、その次 680%、680 ページで書きましたってことですか。

0:23:56	日本原燃菅原です。おっしゃる通りです。
0:24:02	はい。規制庁カミデですわかりました。一応なんか、最初に説明はなかったんですけど、中身を確認すると、
0:24:13	今回それぞれ
0:24:16	手を入れてきたってということでそういう目線で、
0:24:20	ちょっと泉田に限らず、重要な点がちゃんと体系的に、溶け込んでるかっていう目線で一応作業はされたってことなんですかね。
0:24:33	日本原燃笠間です。かみさんすみません私が最初、
0:24:37	ちょっと勘違いして、11の修正箇所だけ、
0:24:41	説明してしまったので、
0:24:43	T2から4、それ以降の1市だけで一つずつ区切っていかとちょっと勘違いして、最初の説明で1だけを説明してました。
0:24:54	規制庁大上です。わかりました。ちょっと進め方もあんまりイメージを持ってなかったんで、
0:25:00	とりあえずわかりました。
0:25:02	それでまた別紙1の話に行きますけど、ちょっと単純な確認ですけど34ページのところで、
0:25:15	一番下の、
0:25:17	パラで
0:25:19	ある程度弾性範囲超える場合は、
0:25:25	復元力特性を考慮した云々ってあるんですけどこの方針っていうのは、1.2S sにもそのまま引き継がれてるんでしたっけっていうのが質問なんですけどわかりますか。
0:25:43	はい、日本原燃谷口です。1.2の時はですね、
0:25:49	そうか。
0:25:51	すいません今パツと思ったのは、概ね弾性ではなくて終局状態になっても大丈夫っていう、いう説明をしてるなと思ったんですけど、最終的に判定基準、
0:26:01	普通の弾性設計成績で、通常の設計と同じ判定基準を用いるって、
0:26:07	いうことにしましたので、ちょっと、ちょっとそうですね
0:26:12	説明の仕方、考えます。
0:26:18	はい。まず
0:26:20	動的解析のところは、
0:26:23	ほとんどこっち側の所。
0:26:25	方針を読まずに、
0:26:26	書いているような感じがしましたが、それがそれで、

0:26:32	平成Dに書いてあること一つ一つ、一定のS sはどうなんだっていう話をまた確認しなきゃいけないので、その辺は準備して、
0:26:43	ええ。
0:26:44	あとは、
0:26:47	57 ページの
0:26:53	昨日の話なんですけどこれは、今日
0:26:58	耐震建物 30 が出てきてるんで、これはあれですか、耐震建物 30 やるときにまた、0 世良もう、
0:27:08	実際どうなってるか見ながらっていう進め方にしますか。
0:27:14	日本原燃カサモです。今、衛藤と館野さん中で整理した結果、00 の、今 02 のこの強制供試の修正は不要ということで今、000 に出させていただいていますんで、
0:27:26	あ、すみません。
0:27:28	日本原燃の菅原です。
0:27:32	提出させていただいたこの地震 00-02 の主 II 時点で前回のその耐震建物 30 が最新でしたので、
0:27:45	基本的にはそちらと整合するように直しているんですが、
0:27:50	今回また新たに耐震建物参事を出して、そのあとですね、出しておりますので、今後そちらの方に整合するように、直す必要はあるのかなというふうに考えております。
0:28:02	すみませんもう、地震 0002 の方は、もして、
0:28:10	何ですかね、再処理の方は一部は最新の形だと、少し修正が必要ですので、そこは反映することで考えております。
0:28:20	すみません。日本原燃佐川です。
0:28:22	建物 30 これからご議論させていただくんですけども、建物 30 を整理した結果としまして、
0:28:29	安全機能という観点では、今の書きぶりで足りてるなというところで、そこについて今回建物 30 を出したことで、これが足りてる足りてないというところが保管されて今の記載で足りてるっていうことで考えてございますので、
0:28:43	その辺踏まえて建物 3 条のときに話しさせていただければという考えでございます。以上です。
0:28:52	はい。規制庁、上出です。
0:28:59	そうですね。ぱっと見足りてるような感じはしないので、建物 30 のステージを聞いた時に合わせてMOXのどこでどう書いてあるっていう話を確認しようと思います。なのでちょっと最初の方は、

0:29:15	飛ばします。
0:29:18	次、別室後 67 ページのところで、
0:29:27	周辺斜面の話で、
0:29:34	何か斜面がないっていう、確か
0:29:40	もともと記載になったところを設計方針らしくちゃんと書いてくださいという話なんですけど。
0:29:47	今のこの記載はその米等、
0:29:52	反映したっていうことになってるんですかね。
0:29:57	日本原燃菅原です。はい前々回ですかねご指摘いただいた
0:30:04	ところを認識しております、もっとですねこの最初のパラグラフと崩壊を起こす恐れがない云々というところが、
0:30:14	今回起こす恐れがないものとする横日になっておったんですが、ちょっと他の記載との整合も踏まえましてこの部分を設計とするという形にしております。
0:30:31	規制庁菅です。今の記載だと、周辺斜面に対する設計方針だっているんですね。
0:30:38	実用炉を見てもらえばわかると思うんですけど、実用炉は、施設の設計方針です。こういう場所に設置しますっていう設計なんです。で、
0:30:49	原燃MOXの方は、斜面をこういう設計しますって言うんでその辺ズレっていうんですけどその辺、
0:30:58	あれですか認識していただいてちゃんと直せそうですか。
0:31:03	日本原燃カサモです。
0:31:05	今、認識しました。ちょっと、
0:31:08	施設施設に対する設計というふうには書き直させてないので、結論は一緒になりますんでちょっと書き直したいと思います。
0:31:20	はい。規制庁菅です。じゃあ修正できると思うんでよろしく願います。
0:31:26	とりあえず別紙 1 については、私の方からは以上。
0:31:46	規制庁の滝澤です。
0:31:48	えっとですね。
0:31:50	別紙 1 の 11 ページをお願いします。
0:32:02	工程、括弧 B の
0:32:05	来辛い、最初のパラグラフと次のパラグラフを見ていると、
0:32:11	常設の
0:32:13	耐震重要 S A 設備については基準地震動 S s でだけ評価するものというふうに読めるんですけど、

0:32:23	(シ)を見ると、基準地震動 S sに加えて、弾性設計用地震動 S Dというものも記載があります。
0:32:31	実態としては、常設の耐震重要 S A 設備という S Dによる評価も行うという理解でよろしいのでしょうか。
0:32:47	日本原燃キクチせずと、実態としましては基準地震動の S s に対しての評価でもって重大事故等対処設備の方の
0:32:56	評価を、
0:32:58	することで今考えております。
0:33:04	規制部関係ないです。衛藤ということであれば、
0:33:10	加古支援にある、S Dというものは不要ということになるのでしょうか。
0:33:21	日本原燃菊地です。すいませんこちらの記載については許可の段階で記載させ、
0:33:26	しておいたものですので、基本設計方針としては許可制の観点で、記載はそのままとさせていただいておりましたものです。
0:33:39	すいません再処理の方でちょっと考えてましたが、添付書類に行った時の荷重の組み合わせのところでの
0:33:49	決定する、評価しますと、というような書き方を今検討していったところでして、ただ再処理の方が、第 2 回以降、
0:33:57	出野衛藤を示していうところになるので今は別紙の三戸さんの方に、
0:34:05	ここがわかるような記載として、提出させていただいた部分になります。
0:34:19	と、
0:34:19	あ、すみません、規制庁、上出です。今、許可から一緒なんでそうしますなんですけど、
0:34:27	しちゃあ許可の本文と添付もちゃんと貼っていて、そのまま書いてあるように見えないですけど、それはどういうことなんです。
0:34:46	少々お待ちください。
0:35:27	根井スガワラです。
0:35:29	例えばなんですけれども 46 ページご覧いただきたいんですけれども、
0:35:39	46 ページの一番下のパラグラフなんですけれども、
0:35:46	チラー基本的に許可と同じように記載している範囲なんですけど、
0:35:51	その
0:35:54	常設耐震重要の S A のものをについて、
0:36:02	この真ん中ら辺ですかねその適切な地震力っていうところで、S s または S D による地震力と組み合わせるといところろ、

0:36:12	あと方針となっております。
0:36:15	ここの部分を、先ほど菊池が申ししており、添付書類の方でより具体的に、どういう地震で行うのかというところにおいていて、
0:36:27	こういう考えなので、具体的なS sを使いますと、というふうに繋がっているというふうに考えております。
0:36:40	規制庁カミデちょっと今の説明もよくわからなかったんですけど、
0:36:51	いやあ、
0:36:53	結局どういう設計方針なのかっていうのがよくわからなくて、許可で何でそこまで書いたのかっていうところもよくわからないんですけど。
0:37:05	46で、
0:37:09	これ再処理、再処理は実際S D使うやつもあるしっていうので、それも見ながら書いていたのかなっていう気もしつつですよ。
0:37:19	ただ、ただこの46ページの記載を大事に守るんだったら、10先ほどのページの、
0:37:30	11ページですか、11ページの括弧Bとかも、
0:37:37	じゃあS Dなんですかみたいな話にもなるし。うん。何か考えが。うん。ちゃんと一貫されているように聞こえないんですけど。
0:37:48	そのあたりどうですか認識いただけますか。
0:38:04	と、日本原燃笠間です。
0:38:07	今、加部さんが、
0:38:09	感じてる疑問をちょっと今、私も読み解いて、
0:38:13	確かに何か整合とか統一されていないような、
0:38:17	気はしていて今答え切れてないということはそういうことなのかなと。
0:38:21	思いますで、今この記載で良いっていう答えをちょっと、
0:38:25	今できないので、
0:38:28	ちょっと1回確認して、
0:38:30	ちょっと必要に応じ修正対応をまた説明させていただきたいと思えます。
0:38:36	はい。規制庁深見です。特に許可の添付レベルの話だと、いろいろ
0:38:45	許可からの変更点みたいな形で書かれていますけど、ある程度適正カーだったり、枠を広く取り過ぎていたのは、実態詳細設計で、実態に合わせ適正化しましたと。
0:38:58	ということであればこの書類でちゃんと変更点として明示をして説明をするっていうために、こういうフォーマットを作ってると思うので、
0:39:08	そのあたり、ちゃんと基本的な考え方に立ち返って設工認の基本方針を作って説明してもらいたいと思えますけど、よろしいですか。

0:39:23	はい。2本目澤村です。はい。そういった考えで、検討させていただきます。
0:39:33	はい。
0:39:35	よろしくお願いしますタケダさんと。
0:39:39	規制庁竹田です。
0:39:40	すいませんどうもありがとうございます。
0:39:43	今やりとりしていただいた通りですね許可、
0:39:47	書いてた内容から変わったということなんであれば、いろいろと理由は、
0:39:53	現状のフォーマットで記載はされてると思いますのでそういったものに 応じて対応の方いただきたいと思います。私からは、別紙1については 以上です。
0:40:03	その他別紙1規制庁側からありますでしょうか。
0:40:12	藤。よろしければ、別紙1で区切って修正の方針等の振り返りをお願い いたします。
0:40:22	はい。日本原燃の鮫島です。別紙1につきましては当記載としてはです ねP30、36ページにありますような、
0:40:30	地震計ではなくてFEMを用いてというふうに記載を修正したものこち ら、限定し過ぎというところで、等を用いるという話であったり、あと は周辺斜面のところですね。
0:40:42	設計としては考え同じなんですけれども発電炉に比べて、(7)番周辺 斜面と、周辺斜面を設計するような記載になってございましたので、こ ちらについては記載を適切なものに見直したいと。
0:40:54	考えておりますまた全体的な話としましてはですね、
0:40:58	基本設計別紙1に、ちょっと限ったコメントではございませんが、基本 設計方針でということが書いてあって、そちらを添付書類の別紙4-1 でどう受けて、
0:41:08	そこからまた詳細な添付書類、
0:41:10	別紙4の2項ですね、2展開するかというようなその体系だった説明記 載というのを、
0:41:16	改めて整理して、記載を直していきたいというふうに考えてございま す。それからあとですね許可整合、別紙1の基本設計方針記載するにあ たって、
0:41:28	許可整合で記載をしているところもあれば一部、考えがあって記載を変 えているところもございますが、こちら本日ご指摘いただいたような部 分については、少し統一的な説明記載になっていなかったと。

0:41:41	ということがございましたのでこちらについては基本設計方針の記載が適切なものであれば、それが適切なものであるという理由を明示するなり、
0:41:50	また変える必要はないのであれば許可整合のままで記載をするというような形で、記載のほうを修正していきたいと考えてございます。別紙1に関する振替につきましては以上になります。
0:42:02	と、202 カサモです。
0:42:04	と許可から変えてるところにつきましては、適切かというのと理由に含めてすべて再チェックいたします。
0:42:15	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:42:18	それでは次のページ、すいません、規制庁カミデです。一番最初のあった36ページの詳細な三次A p p Mのところ、
0:42:31	何か頭をつければいいみたいな感じに聞こえたんですけど、
0:42:38	うん。ちょっとそれだとまた、次もご案内なっていう気がしたんでお話しんですけどここで何を示すべきかっていうことをちゃんと考えてもらった方がよくて、
0:42:50	何か詳細な3次元F E Mモデルをやったところで、このこと分、言葉通り取ればですよ。
0:42:59	ただ単純に一生懸命PMやりましたっていうだけであって、今回の設計の妥当性をそれで説明はできなくて、
0:43:09	実態としては吹き出しに書いてあるようなことをやって、妥当性を確認してるので、そういうことが、大まかにでも読めるように、ちゃんとまず補方針部分に書くと。
0:43:23	それをまた添付の方針にも展開して、
0:43:28	計算処理も多分何らか説明は要ると思うんですけどシミュレーションの結果まで入れる必要はないんですけど、こういうことで妥当性確認しますよみたいな話まで、
0:43:39	計算書で入れないとこの説明を知ったことにはならないと思いますのでそういう意識でちょっと対応いただけますか。
0:43:52	はい日本原燃菅原です。
0:43:54	やはりこの部分につきましてはコメントもはい踏まえた上で、それからあと、新設計のガイドの方にも、
0:44:05	観測記録、または詳細解析によってっていうところがございましたので、そのあたりも踏まえて、記載はしておりましたが、少しそうですね吹き出しのところで、

0:44:19	述べているような実際もそうやってる取り組みもございますので全体の繋がりも考慮して少し検討したいと思います。
0:44:31	はい。規制庁カミデですガイドっていうお話もされましたが一番大事な事業者として何を確認したからこのモデルは妥当なんだと判断したのかっていうところが一番、
0:44:42	大事で、そのポイントをちゃんとまずは、
0:44:47	明確にした上で方針自動化っていうことだと思いますんでよろしく願いします。
0:44:54	はい。日本原燃澤村です。承知いたしました。
0:45:01	はい。規制庁の竹田です。
0:45:03	ではよろしければ、次の別紙2の確認に進みたいと思います。
0:45:08	紙について説明をお願いいたします。
0:45:13	日本原燃笠間です。ちょっと別紙に少ないんで別紙23二つまとめてやってよろしいでしょうか。
0:45:24	規制庁竹田です。成長側から何かご意見ございますでしょうか。
0:45:31	規制庁カミデですけど新田さんまとめてって構わないっていうかあまり確認するところもない。
0:45:38	ありがとうございます。
0:45:42	はい。日本原燃の鮫島です。それでは別紙2と別紙3についての修正で、口頭で補足させていただくことを説明させていただきます。まずですけれども別紙3の方で前回4月にヒアリングでコメントを受けており修正する予定だったんですけど直せていない部分がございますのでそちらの説明からさせていただきます。
0:46:02	資料のページでいきますと175ページになります。
0:46:09	資料の175ページですね、下から5行目になります。建物構築物で波及影響の設計対象ツール下位クラスの施設というところ。
0:46:20	こちらですね前回のヒアリングのコメントで第2回第3回第4回申請のところをすべて丸がついているのは少しおかしいのではないかとということでこちら割と我々としても、おかしかった記載を修正すると。
0:46:31	いうことを考えておまして、実際は第2回に燃料加工建屋に対する影響を与えるような廃棄等がございますのでこちら0のままなんですけれども、
0:46:42	第3回第4回の方該当なしということで、
0:46:45	場にする予定だったんですが資料につきまして少しここが直ってございませんでしたのでまず先にこちら直っていない点について説明させていただきました。

0:46:56	続きまして別紙2の方に戻ります。別紙2につきましては、営繕課飯野提出の資料からですね全体的に、本日の申請開示、
0:47:06	この部分を確認申請対象設備を確認したいもの全体的に記載の適正化を行っております、
0:47:12	主な修正としましては例えば112ページの方、確認願います。
0:47:20	112ページの一番左番号でいきますと、21番ですねこちらA B及びCクラス3施設はというか下位クラスの施設、
0:47:30	この記載をしてございますが、こちらにつきまして前回提出した資料ですと、天野上位のクラスと下位のクラスというのが右側設備列挙しているところ少し記載混在。
0:47:40	していたりという部分がございますのでこちらにつきましてはしっかりとハイクラスの施設に要求される事項ということで整理して記載を修正してございます。
0:47:50	それから、126ページになります。
0:47:56	126ページ項目番号でいきますと50番のところになります。こちらに限った部分ではなくいくつか修正しているんですけども、こちら主な設備、左から4列目のところ、
0:48:08	青字で施設共通基本設計方針という記載しております、こちらは申請する設備、営繕設備に関わるものということで施設共通という記載を追加してございます。
0:48:21	そういった点、主なというか、例としてそういった点を修正しております別紙について全体的な修正を行っております。
0:48:31	それから、別紙3の方もですね同じく、誤記等も含めいろいろ記載に不備がございましたので、そちらも全体的な修正をしてございます。
0:48:41	一つ大きな点としましては資料でいきますと173ページになります。
0:48:53	資料の173ページの項目番号88番ですね一番右側のところに補足説明が必要な平仄別、失礼しました補足すべき事項と、
0:49:05	いうのを記載してございまして、こちら前回ご説明させていただいた際は、衛藤君高温環境下でのケミカルアンカーについてという、補足が必要というふうに、
0:49:17	説明をしてございましたがこちらにつきましては整理をした結果、補足すべき事項には当たらないと、ということで記載を削除しております資料上は見えなくなっております。理由につきまして別紙5の方に、
0:49:31	対応しておりますので、
0:49:35	一応そうですねと1327ページの別紙5にちょっと記載が飛ぶんですけども1327ページ。

0:49:43	の、
0:49:45	で、
0:49:46	こちらの右下色になっている部分の、青字の部分ですねケミカルアンカの高温環境下での使用についてという記載がありまして、
0:49:55	こちらの方の資料ではという記載で始めておりますが、結論として木造重大事故等で考えておりますグローブボックス内の火災っていうのは直接コンクリートを管理するものではないと。
0:50:06	ということでもともと記載していましたケミかなんかの高温環境下での使用という部分を即時すべき事項としては、不要であるという整理をしますので、これに基づいて別紙3の方も修正をしております。
0:50:20	別紙2等別紙3につきましてここでの説明は以上になります。
0:50:31	規制庁竹田です。ありがとうございます。それでは別紙23につきまして、規制庁側から確認がありましたらお願いいたします。
0:50:42	規制庁カミデです。今説明のあったところで、一応確認しますが最後のケミかなんかの話は
0:50:55	ないだろうっていうのは思っているんですけど、何でないのかっていうのがあんまりよくわかんなくてそもそもケミカル使いませんか、それはケミカルは使うんだけど、
0:51:06	火災が短時間だからっていうのもよくわからなくて、
0:51:12	単純に直接コンクリートを加熱する。
0:51:15	ものではないとか、そういう話なんじゃないかなと思いつつ、
0:51:23	また重大事故等対設備、
0:51:26	もう火災発生するのはグローブボックスで、
0:51:30	何かそのケミカルのこと言ってるのが、放出経路だとか、
0:51:39	早期の配管のことを言ってるのかもよくわからないんですけど、ちょっと実際はこれ、どういう
0:51:49	設計をイメージしているようだとしたところもう1回説明いただけますか。
0:51:58	はい。日本原燃の鮫島です。まず、そのケミカルアンカを使用するかどうかという点については家と使用するものがございまして、
0:52:06	こちらにつきましてもコウオンカになるかどうかという点では、先ほど申したようにグローブボックス内で火災が起きるようなブログをしないと、
0:52:16	ということですそ野直接管理ちょこ直接コンクリート管理するものはないと。

0:52:22	ということで、こちらの不足が不要というふうに判断してきておりますので、
0:52:30	短時間で実施可能でありというのは直接的な要因という火災が起きるのがグローボックス内であるという点。
0:52:40	理由に該当するという認識でございます。
0:52:48	規制庁、上出です。
0:52:54	重大事故と対設備に使ってるケミカルなんかが、火災でまずその高温環境下になるような位置関係にまず、
0:53:04	あるのかっていうとそれはあるってということなんですか。
0:53:11	日本原燃の鮫島です。少々お待ちください。
0:53:34	と、日本原燃カサモです。
0:53:36	と。
0:53:37	どこにケミカルアンカを使うのかっていうのをちょっと特定せずに、多田衛藤。
0:53:43	ボックス内で、
0:53:45	この補足説明資料で説明する高温環境下での使用がないってことを、今、この四角の中に書いて、この補足説明資料不要等、
0:53:54	整理してます。ただいまの神谷さんの、その小指かなんかをどこに設置してその部分がどういう環境だからいらんっていう。
0:54:03	説明をするまでちょっと設計情報特定できてませんので、ちょっとあの不良、
0:54:09	という説明をもうちょっと充実したいと思います。
0:54:14	あと、規制庁カミデです設計情報特定できてないっていうのがよくわかんなくて、
0:54:22	じゃあ要らないっていう説明は何でできるのっていう話で、
0:54:27	何かしらのきっかけがないと、そもそもだから家財が発生しないかったやんなくていいんですけど、火災は発生するんだけど、
0:54:37	こうだからいらんとか、あとはその、
0:54:41	嘘でなければ、設計情報はないというような判断できないと思いますので、
0:54:49	昨今、
0:54:50	あまりこだわりのあるところでもないし、この説明を聞かなきゃいけないとは思ってないんですけどもちょっとちゃんと考えて説明してもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。
0:55:03	日本原燃石田でございます。他の条文との関係もありますんで事実関係を把握している限りで話をしますと

0:55:13	重大事故たい設備であるグローブボックスの中で火災が起こります。グローブボックスの境界まで行きますと音の温度が下がっていて、100度ぐらいに今設定を環境運動してます。
0:55:24	コンクリートまでいきますと例えば高係数壁まで来ますと、もう600どころか、60度以下に下がっているような状態ではありますというので、
0:55:34	そういった設備等、コンクリートの位置関係であったりということも含めてちゃんと事実関係がわかるように、記載を整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:55:48	はい。規制庁岡部です。いずれにしてもちゃんと説明してもらえれば、
0:55:52	いうところですか。別紙2ですかね112ページ。
0:55:59	の説明がありました、
0:56:10	112ページで、
0:56:12	青字でこう設備がダーッと出てましたけど、これが、
0:56:20	一通りっていうんですかね。
0:56:23	こういう基本方針のところだと。
0:56:25	から、
0:56:29	これが網羅的に書いてあるところですか。
0:56:36	日本原燃の鮫島です。はい。ホシノ部分になりますので何々設備というところで止めてはございますが挙げている設備については網羅的に記載をしているというものになります。
0:56:48	以上です。
0:56:52	はい。まずこれ一番上に燃料課ポーターケアって書いてあるのは建屋自体が申請対象ではなくて、どこにあるものですかとおかしいです。
0:57:06	日本原燃の田嶋です。少々お待ちください。
0:57:22	すいません。日本原燃の鮫島でございます。こちらは先ほど申したように何々設備で下の方をくくってございまして、一番上の燃料加工建屋というのがこちらの中にあります江藤遮へいの設備。
0:57:36	で下位クラスに該当するものというのがあるのでそちらもくくった時の記載というのが燃料加工建屋というふうに、現状、記載されているというものになります。
0:57:49	藤規制庁です。そうすると申請対象として燃料加工建屋と記載していて、燃料加工建屋自体も、1項申請と2項申請に分かれちゃうものがあるってということなんですか。
0:58:13	規制庁コサクですちょっと今の、その前に説明でわからなかったんすけど遮へいってというのは建屋とは別に登録するんじゃないかなったでしょう。

0:58:26	いや、日本原燃笠間で最初平和建屋と別で登録してます。
0:58:32	ここの記載の仕方が、
0:58:36	波及的影響を、
0:58:39	受ける。
0:58:40	側のBクラスCクラス施設を書き出してまして、
0:58:46	燃料加工建屋っていう記載が敷設区分として今記載されてないので、
0:58:52	ちょっと他の施設設備を書き出している書き方と同格を立てを変えてる考えが違うものを同列で並べてる。
0:59:01	状態になってますちょっともうちょっと整理をしないといけないかなと今思いました。
0:59:16	規制庁感じです。
0:59:21	実態としては、何か建屋として、建屋のこの部分は、1個、こっから先は2個ですみたいな話に実際になるんですけど。
0:59:33	日本原燃志田でございます。例えばもう2行でしかないのでもっとその辺を整理が必要だと思いますので事実関係を、文字に沿った形で記載を修正させていただきます。以上です。
0:59:47	はい、規制庁患者数わかりました。それで、
0:59:51	あれなんですね堂々は第2回で出しますよっていうことでええと、
0:59:59	これ、これも何で今、Bクラスだから書いてあるっていうことなんですか他に。
1:00:11	ちょっとこの波及的影響の、
1:00:14	申請対象先生の書き方がちょっと私もレビューするときに、
1:00:19	どっちを組んで供給設備を書くのか。
1:00:22	影響を与える設備を書くのかで議論して、
1:00:26	で、
1:00:27	今、
1:00:28	影響受ける側の設備をここに書かして先ほど言った労働がBクラスだからここに書いてるっていう、
1:00:35	位置付けになります。
1:00:39	はい。規制庁、深見です。わかりましたこの辺はちゃんと整理をして、統一的な考えで記載をしてもらえればと。
1:00:50	思います。
1:00:54	そうですね地盤のところを明日ですけど地盤の別紙2とか見て、言うと今度道道っていつ出てくるんだろうなみたいな、よくわかんなかったりしたので、
1:01:06	それに、

1:01:08	そういうところを耐震に不
1:01:11	限らずですかね、
1:01:13	同じ考えで書いてもらえればと思います。よろしくお願いします。
1:01:20	宮部カサモです。了解しました。
1:01:27	はい、規制庁カミデです。当間別紙二、三については私の方からは以上です。
1:01:42	規制庁竹田です。その他規制庁側から別紙 23 ございますでしょうか。
1:01:51	よろしいでしょうか。それでは日本原燃の方から、別紙 2 についての修正方針、説明をお願いいたします。
1:02:01	はい。日本原燃の鮫島でございます江藤別紙 23 につきましてですがでもご指摘いただいたのは別紙 2 ですけども別紙 3 も含めてですが別紙 2 の方で申請対象の対象設備。
1:02:13	の記載今回前回の提出から見直しがございましたけれども、まだこちらはちょっと事実確認精査が不十分な点がございましたので、こちらにつきましては改めて精査をして記載の適正化を図っていきたいと考えてございます。
1:02:28	それから別紙 3 の方ですね今回補足すべき事項として不要というふうに説明させていただきました高温環境下の義務化のアンカーについてという部分、こちらにつきましても、
1:02:40	衛藤不要と判断した理由、というところをしっかりと確認をし、事実を確認してから説明ができるような状態で記載の修正なり今の現状の記載と数字が正しいかと。
1:02:52	いうところを考えて対応していきたいというふうに考えてございます。別紙 2 等別紙 3 につきましての振り返りは以上になります。
1:03:07	規制庁の常盤です。今の説明に対して規制庁側から何かありますでしょうか。
1:03:16	よろしいですか。
1:03:19	はい。それでは次、別紙 4 に入っていきたいと思います。
1:03:26	そうした最初別紙 4、1 からでしょうか。
1:03:30	別紙 4-1 について、では二瓶の方から説明をお願いいたします。
1:03:37	日本原燃、狩野です。
1:03:40	その 1 から一つずつ言ってもいいんですけど、
1:03:44	もうしよん。
1:03:46	まとめて説明してからという対応じゃ駄目でしょうか。
1:03:52	規制庁深見ですそれで結構ですんで、ポイントだけ説明いただければ。
1:03:58	ありがとうございますそれで進めさせていただきます。

1:04:03	はい。日本原燃の鮫島でございます。それでは別紙4についてですね別紙、まずは私の方から、別紙4-1から別紙4-9までについて、説明させていただきます。こちらにつきましても4月末ヒアリングでいろいろご指摘いただいた部分もございましてまた社内でも直したところありますが、
1:04:22	すべて説明というよりは資料上でコメントいただいたけれども修正していない部分であったり、大きく変えた部分というところの説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。
1:04:33	それではまず別紙の6-1になります。資料の番号でいきますと通し番号268をご確認願います。
1:04:47	資料の268ページでこちらにつきましては前回ご指摘いただいたところが、下、基本設計方針でいきますとカッコ2に書いてありますこの弾性設計地震動SDによる地震力または静的地震力というところでのSDというのが、
1:05:03	計画に記載をするとSD2分の1を乗じたものではないかという点がございました。
1:05:09	ですがこちらにつきましてはですね基本設計方針としましては評価整合の観点で現在の弾性設計地震動SDという記載は残しておき添付書類3-1-1の方では、
1:05:21	SD2分の1を乗じたものというのを添付書類とし、きちんと採用するというふうな形で修正をさせていただきます。
1:05:31	それから、資料でいきますと287ページになります。
1:05:41	287ページにつきましては、こちら7ポツの記載ですねこちらがもともと現在の記載は耐震重要施設及び常設耐震と繋いでおりますがもともと耐震重要施設と、
1:05:53	常設耐震で段落を分けて説明するような記載になってございました基本設計方針のような形でした。こちらにつきましては政府処理3-1-1-6ポツの通り、
1:06:05	こちらは安全機能を有する施設と対重大事故等対処室及びでつないでおりまして、同じような説明をするのに記載がちょっと異なっていたということで、
1:06:15	7ポツの方もお呼びでつないだような形に、
1:06:18	記載を修正させていただきます。
1:06:22	それから、次も別紙4-1になりますけれども資料でいきます。293ページをお願いします。

1:06:35	293 ページの一番添付書類 3-1-1 の記載一番下のところ地下水の話をしてございます。
1:06:44	こちら修正前につきましては、
1:06:47	登用圧力都丸の地下水圧を低減させるとだけ記載しておりま野呂発電所の記載に対してですね結局こう目的性、何を考慮するのかという、最終的に何を考慮するのか不明確な記載と。
1:06:59	いうふうになってございましたので、こちら今回は青字の通り水圧は考慮しないこととするが、炉圧力については考慮することとするというふうに考慮するものを明記して、修正してございます。
1:07:13	続きまして口頭で説明する内容としましては 423 ページの記載になります。
1:07:26	423 ページは青字で規制を修正追加してございまして、こちらもともとこの資料 3-1-1 の波及的影響に係る基本方針であります、
1:07:38	もともと理事会で申請する廃棄等についての構造についてのみ記載をしてございましたが、こちらが第 1 回申請の年度%コウタケに波及的影響を与えない設計であると。
1:07:50	いうものについては第 1 回の添付書類として記載をする必要がございましたので、こちらはですね再処理施設はもともと書いてございました M O X の方で記載抜けておりましたので、
1:08:01	M O X としても廃棄等に関する記載を追加したというものになります。
1:08:07	続きまして資料の 431 ページをご確認願います。
1:08:17	資料の 431 ページこちらは添付書類 3-1-1 の無人応答解析の基本方針の資料になりますが、フローにつきまして、前回の記載としましては建物構築物、括弧排気塔というふうに、
1:08:32	すべてまとまったようなフローが書かれていて実際建物構築物で排気等を除く、フローになっておりましたので、こちらにつきましてはもう一ついただいたコメント土木構築物、木製言うと B クラスの道路になりますが、
1:08:46	こちらのフローも追加するという対応とあわせて、記載修正してございまして、431 ページ自体はタイトルの部分で土木構築物及び排気塔を除くという記載を追加した。
1:08:57	修正になりまして、次のページですね、432 ページ。
1:09:02	こちらに B クラスであります、方針としては記載するというので土木構築物の地震応答解析の手順を記載しております。また排気塔につきましても別のフロー図ということで地震動解析の手順の追記をしてございます。

1:09:18	続きまして同じく、添付書類3-1-1の別紙4-5になりますが、資料のページ433ページ、次のページの確認になります。
1:09:30	こちら青字で追記しております部分ですけれども前回のヒアリングにおいてですね、MOXではなく再処理施設のという部分でご指摘いただいていましたが後ではあっても、このフローにのっとるような手順があるんじゃないかという記載指摘いただいてまして、
1:09:47	こちら再処理施設の方も色彩は修正してございますが考え方としてはMOXにつきましても同様ということで同じく青字で記載を追加したというものになります。
1:09:59	続きまして別紙4-8の方になります。通し番号でいきますと650ページを確認願います。
1:10:11	資料の650ページこちら遮へい機能の維持という項目を図ってござい書かせていただいておりますが、こちらにつきまして前回ですとここに書いてあるのはコンクリートに關係するような記載に特化しているというところで気づきの遮へいについての記載は、
1:10:28	良いのかというようご指摘をいただいておりますが、こちらにつきましてはですね、4ポツ4に限らず4ポツ全体の話として、記載するものというのが3ポツ1別々ですけれども構造強度上の制限というまず構造強度は確保するというのがありまして、そこで機能維持が説明できないものと、
1:10:46	いうものに関してはこれに対しては4ポツの4であったり、そういうところで記載をすると。
1:10:52	いうことになりますので気づきの遮へいというのはほど強度が確保されれば、遮へい機能がされると。
1:10:59	いうふうに考えてございますのでこちら、記載の修正というのは行っていないというものになります。
1:11:05	それから最後になりますが別紙4-9なので等、
1:11:11	ページとして659ページになります。
1:11:18	こちらページ659ページですね今資料だと記載を削除してしまったんですけど閉じ込め分ば閉じ込め部タワーというふうに記載、
1:11:29	一つ多くの項目を追加してございましたが、そちらの記載につきましてはもともと最初にも記載があったんですけども、昨年7月の時点で修正をしていたものをボックスの方の資料に反映をするの忘れて、
1:11:43	いたという部分がございまして、
1:11:45	耐食性に関する記載だったんですけどもくそ、そもそも粉末ペレットの形態で扱うという点もあって、記載をわざわざする必要はなかったとい

	う部分もございましたのでこちら記載については再処理と同様で記載を削除してございます。
1:12:00	こちらちょっと資料上見えなくなっておりますので今口頭で説明させていただきますところになります。
1:12:06	A B Cを-1 から別紙 4-9 につきまして、冒頭で説明させていただく点は以上になります。
1:12:14	日本原燃菊地です。あ、すいませんここで一つ再処理の特徴というところでMOXとうことなってる部分がありまして、それが別紙 4-1 再処理側の方ですけども、
1:12:25	セル内に対しての設計というところで、保守完掘保守点検というところで、セル内の設備に対してはSD設計をするっていう方針を再処理のほうは記載させていただいておりました。
1:12:38	その点がMOXと大きな異なる点っていうところで説明させていただきました。
1:12:46	人間でのスガワラです。それから別紙 10 以降、すいません、別紙 4-10 以降につきましても、
1:12:55	こちら計算書関係になりますけれども、前回までにいただいていたコメントを
1:13:03	事象と経産省応答、それから水平 2 方向のところコメントいただきましたので、そちらの方を反映した形としております。
1:13:12	主立ったところとしましては先ほど少し、別紙 1 と 4-1 に絡めて、少し説明しさせていただきました
1:13:22	2 番のところですね、のところを 600、79 ページですかね、670680 ページのところを反映しているというところがございます。
1:13:35	以上となります。
1:13:38	資料の説明は以上になります。
1:13:49	はい。規制庁の竹田です。
1:13:52	それは事実確認としては、どういうふうに区切ったらよろしいでしょうか。
1:14:00	月曜日、別紙四、五ごとでよろしいのでしょうか。
1:14:05	規制庁のカミデですとりあえず、今説明のあったところで気になるところを潰してから、頭からまたお話をしようと思いますけど。
1:14:17	まず、途中ではよくわかんないのが何か最初に施設の話がいきなり出てきて、どの資料のどのページかっていうのも、
1:14:27	ない状態でお話をされたんですけどこのヒアリングで何か確認したいことがあるんだったら資料と、ページ数なり、

1:14:37	置いてもらってちょっとそれを開く時間も欲しいんですけど。
1:14:45	日本原燃菊池ですと、MOXの方にはなくて今、差分として、
1:14:59	今の別紙4でいきますと、
1:15:06	際、
1:15:09	-1の72分の、
1:15:12	7179条カミデすみませんまず今、何月何日付の、今ボックスの資料で説明されようとして、それとも最初の資料で説明されません。
1:15:24	はい。日本原燃佐川です。これ冒頭自分が話したところの補足になってました。申し訳ないです。今日の今日は中身の議論ではなくて、構成として、当MOXの資料を使ってこの辺に再処理だとかこういうものが入りますよっていうところまでの紹介にとどめて、
1:15:41	実際は最初のところに、中身の説明をしたかったっていうところでした。ちょっと不親切で申し訳ないです。それに対して今キクチ概要としてたのが、MOXのこのあたりにその、そこだけ再処理としては記載されてますよっていう紹介までを、今日はしたかったということになります。以上です。
1:15:58	ちょっとページだけ。
1:16:00	はい。
1:16:02	すいません。藤キクチ日本原燃菊池です。MOX側の別紙4-1でいきますと、72分の71。
1:16:12	さ、MOX、
1:16:17	日本原燃の鮫島でございます。資料でいきますと、通し番号でいきますと、290、6ページにMOXとして一関東の記載を挙げてございまして、
1:16:31	こちらのすぐ後にですね再処理施設の資料においては設計上に考慮事項というので、これから説明する内容はお話先ほど唐突にという、
1:16:41	お話がありましたけどその記載がありますということになりましてMOXの方では書いていませんというふうにはなるんですけども場所としては、通し番号296ページの後の話になります。
1:16:57	現にキクチです。すいません今の、
1:16:59	よく、
1:17:04	296ページの今、一関東の後ろの部分ですね、そこに再処理として、設計上の考慮事項っていうところを記載させていただいてましたってところの、
1:17:15	と。

1:17:16	あくまで再処理等MOXとの差分っていうところでそこが一番大きく違うところだっていうところのご紹介っていうところで、具体的な中身については最初で別紙。
1:17:26	共通00の方を確認させていただく際にさせていただければと考えております。以上です。
1:17:37	あと、規制庁下にてです
1:17:42	今のお話の通りだったらあ、はい、じゃまた今度っていう話なんですけど、
1:17:49	何だろうか聞かたなりで、悩みがあっっていうことであれば、別に最初にだからやっちゃ駄目っていうことでもないし、あらかじめ、
1:18:01	ヒアリングの予定に入れて、こういう目的でっていうのであれば話を聞いて、認識が合ってるかどうかっていう、
1:18:10	できると思うんで、
1:18:13	そういう対応するなら、そういう対応でヒアリングスケジュールをちゃんと組んでくださいなんか
1:18:20	非常によくわからないな、よくわからない、説明をされたなあとと思いますのでちゃんと認識を合わせたいところっていうのは、明確にして、
1:18:34	それを遠くにするメリットはそこにはないんで、その辺きちんと対応していただければと思いますので、とりあえずよろしくお願いします。
1:18:44	はい。日本原燃佐川です。了解いたしました。
1:18:48	はい。
1:18:49	規制庁コサクです。
1:18:51	土肥。
1:18:54	今の点で、カミデと一緒にあるんですけど、MOXのヒアリングでなぜ再処理を触れなきゃいけないかっていうと、
1:19:04	MOX等の違いが出て、再処理が後に出してきたときに、それMOXはじゃあそれでいいの。
1:19:11	影響受けないのとかっていう話も出てくると思うんですよね。
1:19:15	なので、MOXを詰めていくにあたり、再処理との違いがこういうところあるけど、それ、こういう考えのもと再処理はこれでよくて、朝MOXはこれでよくて、
1:19:28	再処理の方、こういう詰めていけばいいですねという並行して進むときの認識を合わせておくっていうことじゃないかなと。
1:19:38	思う。
1:19:39	丹ですけど。

1:19:42	今日のその再処理の話をしようと思ったところの意識ってそういうことでいいでしょう。
1:19:49	はい。井上サガワです。はい。また今コサクさんのおっしゃる通りで、ここっていうのも、再処理の差分ということで、MOXはいい、いいのか悪いのか悪いのかじゃなくて、ないんですよっていうところで、出なくていい理由っていうところも、本来やるべきだったなというところで。まず、自分が、
1:20:07	よくなかったなんて今反省してますのが、赤嶺さんが先ほどありました。本当、再処理をやっちゃいけないっていうわけじゃないっていうところがあってちょっと自分の中の思い込みじゃないですけど、最初のんと当該ページ用意してはいけないって自分は思っていました。
1:20:21	なので今日議論することではなくて、実際は一生終わってから最終的にあるんだろうなというふうな思い込みがあったので今みたいな、何か流れが悪い流れになっちゃったというところはここが反省点だと考えてございます。以上です。
1:20:36	規制直属です。その部分だけは再処理の資料もやりたいということであればそう言っていただいて並べてみればいいんですけど、
1:20:46	まだ資料作成中ということであっても、
1:20:51	話題にすることはおかしくなくて、ただその時に、何で今話をするのかという趣旨と、
1:20:58	趣旨に応じて説明すべき内容はしっかりと話をさせていただく。
1:21:03	ということだと思います。先ほどの当初のやつはそれが全くわからずにいきなり、
1:21:09	内容だけで行ってきたので、3面食らったということで、
1:21:13	明日、
1:21:16	その上でなんですけど、何となく関係。
1:21:21	へえ。
1:21:22	しなくてたん再処理単独ですって言うてるように聞こえるんですけどこの位置に何でそれが入るのかとかっていうのも、
1:21:29	何も説明がなかったんで私は何も理解できてないんですけど。
1:21:34	理解しなくてもいいですか。
1:21:37	宮部サガワです。今古作さんおっしゃってることは添付のここにしか書かないのかっていうところ等で本文側との関係で他の条文との関係というところで理解してます。

1:21:48	物を用意した上で説明するのであれば、我々こういうふうを考えている というところまでを言うべきだと思ってるんですけど今すぐここに物が ないのに考えだけ述べるのはちょっと違うかなあということで、
1:22:01	考えてました。
1:22:03	規制庁草場です。その意味では、違いは、
1:22:08	んだけど今ソースがちゃんと説明できる環境にないので改めて再処理の ヒアリングで、説明させていただきます。もっと言えばいいですかね。
1:22:18	はい、米澤ですその理解でよろしく申し上げます。
1:22:22	はい、規制庁コサクですわかりました。カミデさんよろしくお願ひ。
1:22:29	はい。規制庁、上出です。
1:22:34	そうですね本件にも限らず
1:22:38	なんかヒアリングも、00が全部そろってないと、しちゃ駄目っていうこ とでもないと思いますんでちゃんと歩みコミュニケーションがとれる。
1:22:50	考えてもらえればと思います。
1:22:53	資料の方に入りますけど、先ほど説明されてたところからいうと、268 ページで、添付だけ。
1:23:05	2分の1SDに明確化しましたっていう話なんですけど、これ、別紙1の 時に話をした内容だから、このままでいいっていうことにはならないと 思うんですけどその辺は理解されてます。
1:23:21	刀禰大仲様ですと、許可から、
1:23:25	朝夕方針に書く時の、
1:23:28	基準地震動S s - Dの書き方っていうのをきちんとしたルールを持って 帰っていけば、ちょっとこの添付等の設計方針の書き方をどう書き分け るかっていうのも変わってくるっていうな認識してますんでちょっとそ っから整理して説明させていただきます。
1:23:45	はい、規制庁カミデです
1:23:48	前段で話をした全く関係ないような形で説明したいとちょっとメイクっ ていうのでよろしくお願ひします。
1:23:55	あと287ページは、これは7ポツのところで、さっき話をして、本文設 計方針なってませんよねって言ってまさに、
1:24:09	添付に行くとちゃんとイメージした記載になっていて何でこんな感じな んだろうっていうところなんですけどこういうところは、
1:24:18	何でこれが発生するかもよくわかんないんですけどちゃんと精査をして もらばと思いますのでよろしくお願ひします。
1:24:28	はい、宮部笠間です。
1:24:31	発電炉を参考に添付を書いて、

1:24:34	業績方針書く時の発電炉の
1:24:37	参考の仕方が、
1:24:39	他に引きずられてっていうのでさ、きちんと設計として何を書くのかが理解できてないからこんなことになってたのと今認識しましたので、しっかり作成したレビュー所とも、
1:24:50	確認したいと思います。
1:24:53	はい。規制庁カミデですよろしくお願いします。
1:24:57	あと 293 ページで、
1:25:02	水圧 II と陽圧力っていう話が出てますけど、これって、荷重の組み合わせのところで、この二つの、
1:25:12	荷重のことがちゃんと説明されてますかっていうことなんですけど、その辺どうですか。
1:25:29	日本原燃菅原です。はい。ですねそうですね荷重の組み合わせのところで、もう少しバクツとした。
1:25:41	記載として水圧という記載になっています。
1:25:47	というのはまずは配置がいいです。
1:25:52	はい。規制庁菅です。なので水圧は考慮しないっていうとおかしくて水圧のうちっていうことだと思うんですね対や荷重の組み合わせ水圧行ってるものにはいくつか種類があってそのうちこれについては公表します。これについては考慮しないっていうことを、
1:26:10	だと思うので、ちゃんと菅上流からの関係とかがわかるように、
1:26:16	記載してもらえればと思いますけど、よろしいですか。
1:26:20	はい日本原燃菅原です。承知いたしました。
1:26:27	はい。藤規制庁カミデです。あと説明あったやつで
1:26:33	600
1:26:34	50 ページの、昨日牧野医師の話はまた、
1:26:41	後でっていう感じですけど、何か説明されたことがよくわからなくて確か話をしたのは、S A 設備とかで、
1:26:51	だとか何か、遮へい機能を持ってるやつがあって、そういうことも踏まえて書かなくていいんですかっていう説明。
1:26:59	という話をした。
1:27:01	ことに対しての答えなのかなと思ったんですけどちょっと答えの内容も、よくわからなくてもう一度説明いただけますか。
1:27:12	はい。日本原燃の鮫島です。
1:27:15	こちらについての説明ですけれども、まずここに書くものは何かというところで考えたときに、構造共同上の評価を、

1:27:26	して構造強度がたり、
1:27:28	いわば機能の維持ができるものというのはあえてここの項目で、改めて記載なんかを記載するというのはいらないという考えで整理をしております、
1:27:40	その結果として今ここに書いてあるようなコンクリート造として設計する場合というところの遮へい機能の維持の記載をさせていただいているというものになります。
1:27:51	以上です。
1:27:55	規制庁カミデです。まさにですね社製の
1:28:01	停留。
1:28:02	コンクリート造以外で遮へい機能を持っている設備が、MOX施設にあるかないかという、どっちですか。
1:28:12	はい日本原燃の鮫島でございます。衛藤遮へい設備としましては衛藤許可の断面から、記載していますがグローブボックスの方でグローボックス遮へい等といった閉設備がありますのでコンクリート造のもの以外でも遮へい設備に該当するものはある。
1:28:28	ありますっていうのが回答になります。
1:28:33	はい。規制庁上出です。いろいろな遮へい機能も、を担保する部材っていうのはいろいろあってと。
1:28:41	いうことなんですけど、それで4.4に関しては、今回そのうちのコンクリートの説明だけしてるってことが、
1:28:53	フェーズ2本のサメジマです。はいこちらに書くべきものとしてコンクリートに関するものを記載してございます。
1:29:01	はい、規制庁カミデです。それ以外の材質、材料について、地震を
1:29:10	が起こった後その機能を遮へい機能というのが維持できるかどうかっていうことの説明は、どこで説明があるんでしょう。
1:29:28	日本原燃の田島です。少々お待ちください。
1:29:32	日本原燃菊池です。まずこの機能維持の考え方っていうところが、別紙4-1。252ページ。
1:29:41	になるんですけども、
1:29:47	はい。こちらのポツで機能維持の基本方針の冒頭の考えを述べさせていただいている部分になりまして、こちらの2パラグラフ名、
1:29:58	ですね。
1:29:59	耐震安全性が応力の許容限界のみで律することができない施設等というところで、これらは構造共同に加えて、施設の特性に応じた、
1:30:10	機能、電氣的なり動的なりっていうところを、

1:30:14	その機能が維持できる設計にしますと言ってますので、まずはその構造強度の確保っていうのが、機能維持の大前提にありましてそちらについては、
1:30:24	江藤梶野組み合わせから旧玄海の方でその構造の強度を担保しますと、そこに加えてさらに確認しなきゃならない機能というところが、
1:30:35	今ここに列挙してしてます。それぞれの機能に対してどういう確認をすることかかって言うのが
1:30:43	先ほど別紙 4-8 ですね、機能維持の項目で特出ししてる事項になってございます。
1:31:01	規制庁岡見です。
1:31:06	よくわからないので確認しますが、
1:31:10	252 ページの 1 パラ目の主語には、コンクリートの遮へいも、グローブボックス車もこれ含まれてますよね安全機能有する施設だったり、製対象施設だからこれ含まれてますね。
1:31:26	日本原燃木伏です。はい。その通りです。
1:31:32	規制庁神です。2 パラ目については、
1:31:37	許容限界のみで実施することができない施設等とか、
1:31:44	何らかの機能の維持を必要とする施設ってあるんですけど、
1:31:50	これらについては、そのコンクリート遮へいなり、黒さへどういう入り子はい方あて雨になりますか。
1:32:15	日本原燃カサモです。この整理でいうと、
1:32:19	グローボックス者は、
1:32:24	構造、今日
1:32:27	耐震安全性が応力の許容限界のみで、
1:32:31	律することができるっていうことで、
1:32:33	その前欄の、
1:32:35	中に入ってるんで徳田市で、
1:32:37	その動的機能電気関野気密席遮へい機能、主事機能を説明する施設になんていう整理をしていて、コンクリートの建屋については、
1:32:48	衛藤。
1:32:49	教育委員会のみで実施することができない。
1:32:52	施設ということで、
1:32:54	車両機能を維持できる設計とすると徳田市で説明する設備に、
1:33:00	見れるっていう今整理をしてます。

1:33:04	はい。規制庁の丹治です。一応言ってることはわかりましたこの2パラ目に行くところで、差分が出てて以降説明するのはここで除いた施設なんです。
1:33:19	いうことであれば、
1:33:24	そうですねどうやって確認しようかなって感じで、これ除いた施設ってというのが、何があるかって我々は全然よくわからなくて、
1:33:37	結果なんか一つ一つあれはどこのこれはどこのってなのって確認しないといけないような気がしてきてますけど、
1:33:47	何か、
1:33:49	今考えがありますかと聞いてもしょうがないんですが、
1:33:56	なんか、もう調査ですね。はい。すいません。今で言うと、まず事実関係説明してもらったらいいいと思うんですけど。
1:34:04	ここで書いてある動的機能、電気的機能、気密性遮へい機能、支持機能、閉じ込め機能という中で、
1:34:14	この
1:34:15	あと2、個別に書いていないもノーでこの機能があるものって何ですか。
1:34:23	それ、各機能で何かあります。
1:34:31	それと日本原燃さん、すいません、もう一度ご質問に向けてカサモです。
1:34:37	昨日はあるが、
1:34:43	コサクです言い換えると、背弧が快適する機能のうち、
1:34:48	後述してるのは当然説明されるからいいんですけど、後述されてないので負け、結局は許容
1:34:57	応力の許容限界のみで律することができる。
1:35:02	ということで分類した設備を、今ぱっと行ってください。
1:35:09	日本原燃カサモですちょっと耐震建物30に書いてあるところちょっと説明します。
1:35:17	日本円クボタでございます。詳細は次の建物耐震参事の方でご説明しようかと思っておりますが、基本的に
1:35:26	許可で約束してる安全機能として、例えば、
1:35:31	麻生奈須通り種することもできない。
1:35:35	1することができる。
1:35:37	ものとしましては、

1:35:39	例えば安全機能としても、例えば浄化ですとか、配置機能だとか、それを返す軸機能ですとかそういった高機能を取り出して、展開してます。あとは転倒落下転倒防止機能ですか。
1:35:52	そういったものを、基本的に構造強度を担保するものそういったものは、安全機能としては、基本構造で担保できてます。それ以外でという話であれば今、
1:36:01	こちらで述べさせていただいた。
1:36:02	どうぞ重点的機密されると。
1:36:05	ところで、すみません。はい。
1:36:07	ちょっと話が食い違ってて、
1:36:10	私が理解できてないだけかもしれないですけど、先ほど言われてたのは遮へい機能を、
1:36:17	やっている設備のうち、
1:36:20	許容限界のみで律することができると言っているのとできないものっていうのがあって、
1:36:25	後で書いてあるものが部分的になっちゃってるから、見えない部分ってどうなんですかねって話をずっとしてたんだと思うんですけど。
1:36:32	今説明のあったのはこの利するすることができないと言ってるのは、機能で分けていて、
1:36:39	ここで挙げてるものは律する。
1:36:41	ことができない機能ですと言っているようで話がずれてるんですけど、どっちがせいなんですか。
1:36:49	宮村カサモすみません。衛藤。
1:36:52	謝礼機能を持つ設備で、今の構築物は、
1:36:57	これを限界の見通することができないに整理してしまして、できるって言ってるものが、引き継ぎ者とか、プルボックスとか、
1:37:07	限界で評価する、する、評価がオクケーなればさえ機能を維持できると。
1:37:14	してるものについて、
1:37:16	徳田氏の機能という。
1:37:18	機能維持を必要とする施設にはしてないっていうこと。
1:37:25	はい、規制庁コサクです。
1:37:27	それで、今、遮へい機能については具体的なものをお話いただきましたけど、他の機能ではそういうのあります。

1:37:37	今はですね全部機能を整理していった中で、機器、機器が持つ機能については、基本的に許容限界のみで実施することができるっていう整理をして、
1:37:50	その
1:37:51	耐震計算で確認できないものを行ったら、その限界で確認できない、動的機能と電気的機能を持出しして、機能維持を確認するっていう政治にした。
1:38:03	規制庁、ちょっとすみません
1:38:06	まず、動的機能については、一通り、この後説明をされる電気機能についても一通り、この説明されるということでもいいですかね。そういうことです。
1:38:18	はい。規制庁、蘇武です。そうすると一遮へいは二つあり、両面ありますって言って、
1:38:25	気密性っていうのはどうなります。
1:38:29	気密性についても、
1:38:31	目標限界以外で説明するのは、建屋で気密性維持するための換気設備とかは、その漏らさないとかそういう部分は、
1:38:41	限界耐震計算の中で説明して、ファンを回すとかいうのは動的機能電気的機能で説明するっていう整理にしています。
1:38:53	はい、規制庁ちょっとです。
1:38:56	閉じ込めも同じ感じですか。
1:39:00	はい。閉じ込めも、再処理については、建屋のみ、換気で閉じ込めを維持するんですけどその内の換気については、ダクトの密閉とかは、
1:39:12	限界耐震計算で、
1:39:14	構造強度影響下衛藤機能を維持して、機器についてそれ以外の機能としては動的機能と電気的機能で説明するっていう、そういう整理にしています。
1:39:24	はい。
1:39:26	規制直属です。支持機能はなんか一番よくわかんないんですけど、
1:39:32	どんな内容でしょう。
1:39:35	ここで支持機能をここに入れてるんですけど、基本設計方針では、もう通常の建屋の設計の中で支持機能っていうのを記載していて、で、
1:39:45	得々出しでっていうか通常の耐震計算の中で、支持機能を、
1:39:50	説明しています。
1:39:59	すみません、接触、支持機能は別途話した方がいいかなって気もしますが。

1:40:09	聞いて、聞いてしまったの私の方であれなんですけど。
1:40:12	それで言うと、
1:40:16	やっぱり遮へいが一番わかりにくくて、
1:40:20	構造強度的なところ機能が、
1:40:26	わかりそうだけど、
1:40:32	青です。
1:40:34	和賀は、うん。
1:40:38	閉じ込め機
1:40:41	だからあれですかねちょっとその辺りがわかり、
1:40:45	どうなのかがわかりにくいものはここでまずピックアップされていて、一番、そのうちで影響をすることができないようなものっていうのを後述されて、
1:41:01	その中で
1:41:03	こうこうこうだから大丈夫ですよなり或いは動的機能になんなり何対応してますよというので、説明が定性的にし切れるものはそういう説明として後に有井ってことですか。
1:41:17	はい。そういうことです。それを耐専建物さん中で、
1:41:22	と。
1:41:23	私の基本設計方針で、
1:41:25	もともとの耐震計算に含まれて試算をしていけば維持できる機能と、徳田氏の機能っていうのを、発電炉と整理が違うからどう整理するんですかっていう説明をして、
1:41:36	そこで特別されたものを、耐震の基本設計方針に書くっていう。
1:41:40	補足説明がありますんで、ちょっと大きな補足です。すみません。それです、今添付書類 3-1-1、これは今 3-1-1 開いてますけど先ほどのやつはそれの、
1:41:53	さらに後段の書類っていうことになると思いますけど、そこにどれだけ書いて補足で何を書けばいいかという話になっている気がするんです。
1:42:02	それで、具体を全部列記する必要はないと思うんですけど、少なくともそういう種別があって、
1:42:11	こういうものは構造強度、許容応力の許容限界ということで昨日、
1:42:18	種々遮へい機能も担保できるんだけど、こういうものは言い切れない。
1:42:23	言い切れないものについてはこうこうこう評価をして機能を維持します。
1:42:28	ということまで、ある程度添付書類で書いていただければ問題ないような気がするんですけど、神谷さんそんなイメージですかね。

1:42:39	はい。右手です。そういうところもありますしあと、もうちょっとよくわからないところもあるのでちょっとそういうところも含めてもう少し話を聞きたい。
1:42:55	と規制庁カミデです。
1:42:58	それでもうちょっと事実確認をしたいんですけどまず、先ほど 252 ページで、
1:43:08	2パラ目のところで抜けたんだと。
1:43:11	言っていて、コンクリートの遮へいについては、許容限界の定義することができないからエントリーされてるんだって言うんですけど。
1:43:21	やっぱり3パラ目を見たら、今度遮へい機能は、構造強度を確保することを基本とするといい、実際に650ページの説明を見ても構造強度の説明をしているようにしか、
1:43:36	見えなくてですねちょっと理解しかけた最初の説明がまたよくわからなくなってしまうんですけどまずその辺整理、整理して説明してもらえますか。
1:43:58	規制庁コサクですすみません
1:44:02	結局は昨日、一番途中でその説明がぶれてるっていう話をしましたけど、
1:44:09	第2段落ワー、まず機能の整理をしたんだと。
1:44:14	その機能のうちの中でもう律することができるできないがあって、
1:44:23	なのでその機能の中で基本はまず強度を持たせるということでやりますよ。
1:44:30	ただっていうことで、それを
1:44:34	その必要に応じてだけを下で書きますというのではなく、強度過去、基本としつつ、
1:44:41	それ以外っていう、
1:44:44	内容全体を、機能ごとに後ろで書いていきますっていうふうに考えていただいたら、
1:44:52	理解しやすくなると思うんですけど、何か。
1:44:56	困ることありますか。
1:45:00	日本原電カサモですけど、困ることはなくてしかもそそれをしっかり書き出さないと。
1:45:08	今、御説明に困ってるっていう状況がっていうのは何か、発電炉はもう全プラント同じ整理で、
1:45:17	同じ記載で言うてるんであんまり議論にもなってないんですけど、機能の整理も違うし、

1:45:24	設計が当然あることを説明するためには、コサクさんがおっしゃったよう なまず書き出して相当言う差別化があって、
1:45:31	違うっていうのを、
1:45:34	とりあえず添付にどこまで書くか、補足でどこまで説明するかっていう の整理が必要っていうふうに認識しました。ちょっと阿久津技上間答え られてなくて申し訳ないんですけど。
1:45:52	規制庁国鉄ごめんなさい。結局は文文言そんなにこだわらなくても、5 ポツの書きぶりはどっちの面でも何となく読めるのであんまり、
1:46:04	実用炉の羽田何なりっていうのを考える必要はないと思いますし後の中 で説明を拡充していただいたら、
1:46:11	読めるかなと、私としては思いました。峯さんどうぞ。
1:46:17	県庁カミデです私もおんなじ、1回ですね後のところでまずちゃんと書 くと、先ほど言われましたけどここ実用ろうと、
1:46:28	すごい差分があって重要なところですからきちんと対応いただければ、 そういう意味で、ずっとかねてからお話をしているところですね、よろ しくをお願いします。
1:46:44	日本原燃カサモです。了解いたしました。
1:46:51	藤規制庁カミデそれで、別紙1の阿部氏4-1から、どこまで話をすれ ばいいかなっていう感じがしていて、
1:47:05	ちょっとどうしようかなと思ってるんですけど、
1:47:15	244 ページ、
1:47:27	波及的影響の話のところで、中段より下にまた書きで、これ工事団体に おいてもっていうことなんですけど、
1:47:37	これって、実態としてどういう取り組みをするのかとか、何かその辺、
1:47:46	これをどういうふうに記録を残して我々がメディアになるのかとかって いう話を、ちょっと具体を説明いただければと思うんですけどよろしい ですか。
1:48:02	日本原燃さんまで少々お待ちください。
1:48:13	はい、井上様です。これ先週でしたっけウォークダウンというか、波及 影響の補足説明資料の中でご議論させていただいてまさに同じ指摘いた だいてございます。
1:48:25	その中でちょっと小崎さんとも少し議論させていただいて、私の説明の 中で、
1:48:32	障害検査の中でそれ最新の図面等を用いてお示しするっていう話をし、 してましたので、それを補足に書き入れますって話をしてました。あと

	ここの部分の扱いとその家族の扱いで、それらの対応をするってのがわかるような形で、
1:48:48	対応していく予定です。以上です。
1:48:53	はい、規制庁カミデそれって、あれ外部事象のヒアリングでそういう話があったってことですか。すいません、米澤です。耐震のヒアリングの中で、
1:49:04	耐震のウォークダウンというところで話をしたということになってございます。以上です。
1:49:11	と規制庁カミデすみません私の記憶が飛んでいてもしくは、前に確認した、この部分を思って話をしたのかもしれませんが。
1:49:21	対応いただけるってということで、よろしくお願いします。
1:49:25	あと
1:49:28	そうですね波及影響の話でいうとそのエースD s っていう意味でどうするかっていうのを整理されるっていう古藤だったと思いますけど。
1:49:40	現状特に反映がされているような感じはないですが、何か考えていることはあります。
1:49:52	はい、日本技術者でございます。この
1:49:56	中でというかもともと資料のタイトルは、今作ってたのであいう 04 の中で全体通して、
1:50:05	A p p S G の設備が安全機能有する施設重大事故等大雪に対しては形的影響も含めて
1:50:14	機能を損なうが影響しないように設計をしますということを考えてそれぞれの設計を組み立てていくというその中には当然この下位クラスの施設についてそれはまさしく、現場の状況も踏まえて確認していくという中に含まれていると。
1:50:30	いう整理をしておったところでございました。以上です。
1:50:37	日本原燃の福地です。すいません。すいません。
1:50:40	今の日原の説明に加えて、江藤 C E O、市野 234 ページ。
1:50:49	ご覧いただきたいんですけども、
1:50:53	この f ポツの中で
1:50:57	その下位のクラスに属する施設っていうところを、安全機能を有する施設以外の施設っていうところを今回ちょっと書き加えさせていただいております、
1:51:06	ここでもってその含有施設以外の、
1:51:10	ものの下位クラス施設として、同様の設計をするっていうところで記載させていただきました。

1:51:16	はい、日本佐川です。さらに補足さしてください。それっていうのが、前回のヒアリングを受ける前ので、状況になってます。それでいいかどうかっていうところでご指摘いただいてまして。
1:51:28	案というの資料自体を来週以降提出いたします。そこでやらなければいけないことということで、まずこのときは、波及影響の、等価会クラスとあと P P S G の関係だけ書いてたんですけど、そのときいただいたご指摘の中の一つとしまして、
1:51:43	設計条件、例えばこれに上に載ってるものとかをどう考えるんだというところとかあったかと理解してございます。それらの資料をいう 04 の中で説明した上で、
1:51:54	これでいいんでいいんだということになればここで止めますし、じゃこれじゃ足りないっていうことであれば、他の補足も考えるってことを話していたのが前回のヒアリングというところで、現状はこういう記載になってるというところがございます以上です。
1:52:09	はい。規制庁深見です。わかりました前回のヒアリングの続きもまた別途あるっていうことで、そこでも合わせて、
1:52:18	するという事かなと思いました。へえ。
1:52:23	あとですねすみません。規制庁コサクです。それでいうと、今の部分でその対象にしますよっていうことは明確にされたっていうのは理解しましたけど。
1:52:36	波及影響を考えるものの設計条件方針っていうのが、
1:52:45	どう読めるのかなと言ったときに、影響を与えないようにしますっていうだけの宣言で、じゃあ、受け手側はちゃんとそれができるのか。
1:52:54	というのがわからなくて、ちゃんとそれを引き継げるように、こういうふうにやってくださいなっていう。
1:53:01	s a f e t y 側からの要求事項っていうのをちゃんとまとめていただくっていうことが必要だと思ってるんですけど。
1:53:08	それはどこになりますか。
1:53:16	はい。日本原燃志田でございます。
1:53:19	一つは今あいう 04 という個別補足の中でまとめたものをこれがいわゆる当社として、B P 設備 S G 設備側に対する設計要件として、
1:53:33	整理すべきものだとということで考えて今つくっておりますその中には当然
1:53:38	敷設いう設備と接続されるものであったり、その一体として上に乗かって A 設備が設置されるものであったりも含めて、

1:53:49	全体としてこういう設計にしてもらわないと困るという要求を、またこちら側の設備の設計の条件にするんだということで必要な情報を入れないといけないんだよということの、
1:54:00	インプットになるような形になってると思います。
1:54:04	今コサクさん言われたようなこれをP PがS G側に対してセーフティ側の要求事項として、何ていうんすかね。ペーパーにして、こういうバイブルというか、要求事項の
1:54:17	仕様になるんですかね、そういうもので、社内でどういうやりとりをするかっていうのちょっとまだ正直決めて決めかねているところでございます。以上です。
1:54:27	規制庁コサクです。それですね、どういう上井としてやりとりするか52 やっていただければいいんですけど、
1:54:36	国家食うワー基本セ設工認の基本設計方針で示されていて、
1:54:44	ある程度の舞台まで添付書類で示されていて、それはもうお約束事項なんだということで提示いただくっていうのが基本かなと。
1:54:55	です。
1:54:56	で、さらに具体というのは
1:54:59	適宜、社内投書でやっていただければいいんですけど、そういったときに、
1:55:05	現状、再処理でやっているP P S G、
1:55:11	M O Xで今検討されているS Gといったものの設計用セーフティーとの話で出てきている設計要件と、
1:55:20	いうものが、ちゃんと埋め込まれているかどうかと。
1:55:25	いうことを確認していただきたくて、
1:55:32	ここで波及影響のところを見ると、もう耐震評価するんだっていう感じで見えるんですけど、一方で実態はそんなことやってない、離隔が離れてるからやる必要ありませんみたいなことがあるわけですよ。
1:55:46	或いは乗っかっちゃってるからそうじゃなくてみたいなこともあったりということで本当にこの方針で読めるのか。
1:55:54	整合してるのかっていうのがわからなくて、定性的にどの真似しましたみたいになってる感じがしてそのあたりを、
1:56:04	しっかりと確認したいと思ってます。
1:56:08	それはあれですかね今日というよりは、次回その案用の時にとかっていうことになるんですか。

1:56:14	はい。宮城志田でございます。そうですね有料の資料出しをするのが明日出すして来週ヒアリングさせていただきます。その時のヒアリングの場合は今ご指摘あった、
1:56:27	合計要件は全部洗い出したと思っておりますので、その要件を今度、業設計方針なり、それぞれの条文とかの要件として、抽出すべきものってのが一体何なのかというところを整理をした上で、
1:56:41	口頭でになると思いますがお話できるようにはさせていただきたいと思っております。以上です。
1:56:49	はい。規制庁、蘇武です。わかりました。それを聞いた上で、
1:56:56	243 ページ。
1:56:58	とかの記載に反映するのか。
1:57:01	しなくていいのか、或いは、
1:57:04	これ一方の、
1:57:05	県書類でどうするのかと。
1:57:08	というようなことの話をしていければと思います。以上です。
1:57:19	規制庁カミデです。あと、他 4-1 ですけど、
1:57:28	293 ページの話をしましょうか地下水排水設備の設計方針が、
1:57:38	ちゃんと書いてください説明できるようにしてくださいと言って、一向に筆が進んでないようなんですけど、今事業者の認識としてはどうなんですかねこれでもうフィックス。
1:57:52	防止設計方針に書くべきことはもうこれでフィックスできたってということなんですか。
1:57:59	日本原燃の菅原です。
1:58:01	設計の地下水位に関しては耐震建物 13 の方の説明をまだちょっとできていない中ではあるんですが、
1:58:12	現状の社内の整理としましては、その耐震のこの別紙 4-1 の方で記載する内容としては
1:58:22	この内容でいけるというふうに考えておりました。
1:58:29	はい、規制庁カミデです耐震建物 13 は、今現状、いつ、
1:58:37	出てくる予定になってましたっけ。私も確認しとけばいいんですけど、わかりますか。
1:58:43	日本原燃菅原です。すいません
1:58:48	の方からは来週あたりに、次の提出の予定があるというふうに聞いてはいましたので、ちょっと詳細なところは、
1:59:00	別途確認させていただきたいと思いますが、はい。そういったスケジュール感と聞いております。

1:59:09	規制庁カミデです。
1:59:12	まず
1:59:14	来週ってことでそれなりに整理が進んでるという前提でいきますけど、
1:59:22	今回新たに荒から申請書を新たにこの地下水排水設備が出てきて、さらには、これ単体で、
1:59:33	設備に登録するかっていうと、そういうわけでもないってことなんですよねやっぱ建物附属みたいな形で整理するっていう時に、S s 数に対して
1:59:47	S s を受けた。
1:59:49	後も、
1:59:52	機能を維持できなきゃいけないっていう時に、
1:59:56	何を書けば、
1:59:59	それが、
2:00:01	方針として表せれるのかっていうところなんですけど、それをどう考えたか説明いただけますか。
2:00:23	日本原燃笠松ちょっとお待ちください。
2:00:40	はい。日本原燃土橋でございます。ちょっとこの文面のところ、ちょっと今今日その担当がないのであれなんですけども、ここでまとめているところとしましては通常の耐震設計の記載のところと
2:00:54	似通ってるところで多分神谷さんの意識のところと違うのかもしれないんですけども、我々として思っていたのがこの基準地震動S s による地震力に対して機能維持するといったところ
2:01:06	S s に対しての機能維持を実施していくといったところで方針としては、一応書き下したというようなところで、今思っている部分でございます。
2:01:17	以上です。
2:01:23	規制庁、上出ですよくわからないんですけど構造強度の話だけすればいいだろうってそう、そういうことですか。
2:01:35	日本への投資でございます。
2:01:38	今おっしゃられたレベルの曾根S S の機能維持という意味での
2:01:45	今おっしゃるように電氣的なこう機械的な維持みたいなところでの考え方っていったところもう本来書き下すべきじゃないかっていうような多分ご指摘かというふうに、
2:01:56	理解しました我々ちょっと工事課の方に記載してる時にはどちらかというとその実施に対してのものが持つ持たないといったところの、構想自

	体が持つ持たないといったところの意識のところ記載させていただいたといったところが今現状の記載でございます。
2:02:10	日本原燃佐川です。補足します。
2:02:13	すいません今亀井さんのご指摘とあと今うちのトガシの議論を見て、この文章で言いたかったこと、書き足りてないなっていうところなんですけど、そことも2の後ろの後に、非常用電源設備っていうところも出てきます。
2:02:27	その後ろで機能維持が可能な発電機からの給電っていうところが出てきます。この言葉から考えますと、動的機能維持とか、電氣的機能維持についてもやりますよということを考えてるんだらうと。
2:02:39	それが書かれていないので今の強度だけっていうような話になったのでそこはしっかり書き下す必要があるなということで、
2:02:46	話を聞いてました。以上です。
2:02:51	規制庁上出です。
2:02:54	何について書くべきだと言っているつもりはなくて、
2:03:01	どういう機能に対してどういう設計を、
2:03:05	に対して、基本方針に書けばいいのかっていうことをちゃんと整理してくださいねというのは、
2:03:11	1年以上前からもお伝えしてはいますね。
2:03:15	何か今の段階で構造強度のことだkと思ってましたみたいなこと言われても実際に電氣的ない人みたいなことは一応書いてあるし、
2:03:24	ということで全く意味がわからない状態。
2:03:30	ですねそれがここずっと続いているのD。
2:03:35	どうでしょうかっていう話なんですけど。
2:03:41	例えば、
2:03:43	2系統要らないのかとか、そういうこともあるだろうし、ちゃんと対照的な観点から、どういう設計であるべきかっていうことをちゃんと考えて欲しいと。
2:03:53	いうことをずっと伝えてるつもりなんですけど、理解いただけますか。
2:04:01	はい乳井でございます。今の鏡さんのご指摘のところ、
2:04:07	それから直接指導関係のところがすごく遅くなっていてその部分での議論さしていただいていない中ちょっと基本方針書けていないというところでご指摘のところ
2:04:20	いろいろ理解いたしましたのでちょっと担当も含めたところですねこの部分しっかりとご説明できるような形の方でまず補足説明資料の方をやはり先に提示させていただいた上でその部分を議論するといったとこ

	ろが多分重要だというふうに思っていますので補足説明資料の方を、
2:04:36	速やかに出してご議論させていただいて、この方針として何を記載すべきだろうかというところの議論をですね、速やかにいくような形の方で調整の方を図りたいと思いますのでよろしくお願いします。
2:04:49	はい。規制庁上出です前もそんな話をしたような気はしますがよろしくお願いします。
2:04:57	ちなみにですけど、今これMOXの話、MOXの方針でですね、
2:05:02	非常用電源設備または基準地震動S sに行っても来または繋がってるんですけど、これどういう意味なんですか。
2:05:14	すいません日本原燃者でございます。大変申し訳ございません。完全に、
2:05:20	バックでお前らっていうのが丸わかりな文章になってしまいましたボックスからいきますと非常用電源設備で単独で成立すると思っておりますので、最初に記載ちょっと余りにも真似過ぎましたということでございます。以上です。
2:05:37	はい、規制庁紙ベースはありましてただその、
2:05:41	じゃあ維持可能なやつって何ですかという話も前から伝えている話ですけどそれは13でちゃんと説明があって、
2:05:51	それは何ですっていう話だけじゃなくて、何でそれを期待して何でそれを期待できるのかというところまでちゃんと説明があるものと思っておりますのでよろしくお願いします。
2:06:07	はい。日本インターの星でございます。しっかりと対応するような形の方でいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
2:06:17	はい。規制庁カミデです。あと、別紙4-1で最後ですけど私の方は最後ですが299に、一関東の話があって
2:06:29	登場するところぐらいしかないですよねみたいな話で何かここにつけた気もするんですけど、
2:06:37	これS sで
2:06:39	だけですねS Dって、何か今回使うんだったらそれはここにあるのかなと思ったんですけど、その点いかがですか。
2:06:55	日本原燃菅原です。はい。布田の方で、物として出て分けますので、
2:07:03	0.5の方も記載するようにいたします。
2:07:10	はい。規制庁カミデです。わかりました。とりあえず4-1の範囲では、これ幾らいいです。
2:07:21	いいでしょうか。どうぞ。

2:07:24	大丈夫です。どうぞ。
2:07:26	規制庁コサクですけども、通し 281 ページ。
2:07:33	の、
2:07:35	話してええとですね。
2:07:40	(3) の気密性なんですけど、
2:07:44	これ設計方針が述べられてないんですけど、
2:07:51	このす。
2:07:52	添付 3-1-1 っていうレベルにおいてこういうことってありなんでしょう。
2:08:02	日本原燃カサモです。別途今、
2:08:05	基本設計方針の
2:08:08	金対象を、次回申請には左の
2:08:12	当該ページで、分析報酬のところは 1000 にしてるんですけど、あと、
2:08:17	今回この挙績方針を申請しない。
2:08:21	ので、
2:08:22	この休日制度維持の添付書類 4 の 1 についても、次回ということで、
2:08:29	石保証のれずに展開してるっていうところになってます。
2:08:34	規制庁コサクです。すいません。
2:08:39	気密性の維持を説明するのであって緊対所の説明をするわけじゃないんだと思ってるんですよ。
2:08:48	具体的には今言われた下、左の欄の (6) ということじゃなくてその上の (ホ) っていうところの関係から、
2:08:57	必要なことをここで、
2:08:59	述べるということで、
2:09:02	(5) (5) で書いてあるのは、許容限界を適切に設定するものっていう古藤で終わっちゃってるので、
2:09:12	ここ詳述するものはありませんってなっちゃってるんですけど。
2:09:16	先ほど言ったようにそういうことも含めて全体として君、清野工事っていうのをどう考えるのかっていうのを書いていただくっていうことになったかと思う。
2:09:25	出て、
2:09:26	その時に許容限界を適切に協議会で対応できるのはこういうものですよそれ以外についてはこういうものがあって、それについてはこうしますよってある程度骨格は示していただかないと。
2:09:41	トータルの設計方針としてクローズしないと思うんですよ。
2:09:48	はい。日本原燃笠間です。

2:09:50	今石原さんからも睨まれましたけど、衛藤コサクさんのおっしゃる通りの整理が必要ということで、
2:09:57	ちょうどその認識が私の方なくレビューしてました。江藤。
2:10:01	機密性の関ホシノ改訂、衛藤と緊対所のやつを工事課に説明するの工事会で説明するっていう記載が必要ですし、先ほど前段で説明があ、
2:10:11	奇跡を受けた機能維持の整理で、気密性の維持としてどんな気密性を
2:10:18	その構造強度で求めるのかそれ以外に何があるのかっていうのをきちんとここに書き出すということが必要だと考えます。
2:10:26	はい、規制庁規則ですよろしくお願いします。大枠だけ示せばあとは次回でっていうことで、寄与できると思いますのでもう少し後ろのページでいくとそういうような形で、
2:10:37	骨格だけ示して、具体は小遣いっていうのはありますから、最低限そういう構成にしていただければと思います。以上です。はい、井上笠間で。あと、緊対所のところなんか同じような、
2:10:49	展開してるところがほかにもあったと思いますので全部チェックします。
2:11:04	鶴岡別所 4-1 について規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:11:09	長キシノです。ちょっと 1 点だけ確認なんですけども、
2:11:13	234 ペイジーのですね、
2:11:19	下の方の記載について確認したいと思います。
2:11:28	添付書類 3 の 1-1 の一番下の P L U G
2:11:30	なんですけれども、
2:11:32	2 行目 3 行目だったですね。
2:11:35	老人会議場化及び揺すり持込み沈下の周辺地盤の変状によりっていう記載で、この揺すり込み沈下のっていう表現がですね。
2:11:45	左側の基本設計方針で同じ表現を使ってて、
2:11:50	以前のレビジョンを、この資料の別紙 1 で、
2:11:55	この部分については、基本設計、許可と、あと、
2:12:01	ろうの記載と比較しながら、説明があったんですけど、
2:12:06	何か今回のこのレビジョン 13 の別紙 1 にはこの該当部分が見当たらないようなので、ちょっとここで質問しますが、
2:12:14	揺すり込み沈下のっていうのって、許可の時は揺すり込み沈下といった、
2:12:21	ていう言葉だったと思いますし、
2:12:24	参考にしてるろうですね討議なんかは揺すり込み沈下等をもって、

2:12:30	許可にせよ、その劣にせよですね、ちょっと幅を持たせた、或いは例示というような形の書き方をしたものを、
2:12:38	今回の設工認の基本設計方針では、その例上もは例示というようなニュアンスを外してですね、対象を絞り込んだような形に、
2:12:48	帰ってきたのが何でなのかなっていうその考え方をちょっと説明いただいてよろしいですか。
2:12:54	日本原燃カサモです。すいません呼吸設計方針の資料が今日ついてないのが一番 0002 で、
2:13:02	ちょっとご説明させていただこうと思ってた内容になってまして、ちょっと今日もその担当が、
2:13:08	来てないです今のコメントをちょっとお伝えして、明日説明という形でもよろしいでしょうか。伊勢。はい、わかりましたじゃ明日、その経営の考え方について、ご説明いただければと。
2:13:20	えとじゃ、今日のところ
2:13:24	笠松ありがとうございます。規制庁コサクです。すいません。
2:13:28	木曾さん申し訳ないです。どこの場所だったかを、
2:13:32	はい。言っていただいていいですか。今日の資料でいきますと 234 ページの、
2:13:40	一番下のパラグラフ、
2:13:43	になりまして 3 行目に、揺すり込み沈下のっていう、この箇所についてですね、
2:13:50	許可及びろうとん比較の上で、差異が出ている考え方の説明を求めたものになります。
2:14:00	規制庁コサクで諏訪郡氏、
2:14:09	はい結構細かく書いてあるんですね。いや、午前中もですね似たように、等の各書かないっていうので話題に上がって、その時にはその想定範囲っていうのには軽微なものとも含めて包含するため
2:14:24	移動が書いてあるんだからそこまで外しちゃいけないでしょっていう話をしていました。同じことかどうかっていうのがちょっとわからなかったのでお聞きしたんですけど。
2:14:34	ちょっとニュアンスが違うような気はしますけど。
2:14:38	これまでの等外す方向の議論とかも一生懸命されてきたようなんですけど、
2:14:44	内容に応じてそれぞれ考え方を持ってないといけないということがあると思いますので、全体精査をして対応いただければと思います。以上です。

2:14:56	日本原燃笠間です。了解いたしました。
2:15:04	その他阿部CEOの位置について確認はございますでしょうか。
2:15:12	よろしいでしょうか。それでは、檀4-1で修正方針について振り返りをお願いいたします。
2:15:21	はい日本原燃の鮫島でございます。資料の1に限った話じゃないかもしれませんがまず全体としましては、割と具体的には287ページの7ポツのところコメントいただきましたけども別紙1と同様にですね、
2:15:34	基本設計方針から添付3-1でどう展開するといったような整理というのは戸部市、市でコメントを受けましたけどもNBC大野市の方も、
2:15:43	同様の形で全体確認をしたいというふうに考えてございます。
2:15:48	それから機能維持の部分ですけれども現状は構造共同で括弧で実施することができないものというのを資料として申請資料として記載をして、
2:15:58	ございますけれどもこちらにつきましては、
2:16:02	記載としても構造共同括弧、
2:16:06	まずするということその記載と、それ以外でどういったところで、
2:16:11	機能を確保するのかなというような記載ですね機能機能については特に発電炉とは違いがあるということも踏まえてですね、全体的に記載のほうを見直したいと。
2:16:22	いうふうに考えてございます。
2:16:24	それからあとは衛藤波及に関する話で、当本資料で議論する場を置いてですね等PPSGの話というのがございましたのでこちらにつきましては今後別の補足説明資料、
2:16:37	説明議論させていただく内容を踏まえて必要に応じて、こちら耐震の別紙4-1の方も修正をしたいというふうに考えて、
2:16:46	ございます。それからあと地下水排水設備についての設計の話も、こちら以前からご指摘いただいている部分でございましたが、こちらまずは補足、大変建物13の方ですねそちらで内容を説明。
2:17:00	させていただくと、こちらにつきましても必要に応じて別紙4-1なり地震0002の方の記載も、
2:17:07	記載を修正していくと、いうことを考えてございます。
2:17:12	ミッションの1の振り返りについては以上に、Fが今後の対応方針については以上になります。
2:17:22	規制庁竹田です。ありがとうございます。今の5以下について何かコメントございますでしょうか。
2:17:31	よろしいでしょうか。

2:17:33	では次ですね 4-2 について技術確認をしたいと思います。すみません。規制庁、上出です。4-2 は、今日やりますか明日やりますか、どうします。
2:17:46	日本原燃の湊です明日ですね、地盤関係の基本方針のヒアリングがございまして、そこでやらせて、尾野町の部分ですから、
2:17:56	やらさしていただけだと思います。
2:18:01	はい、規制庁カミデですわかりました。竹田さん。
2:18:05	ちょっと休憩を挟んだほうがいいかなと思いますので、ちょっと仕切りをお願いします。
2:18:13	1 規制庁タケダです。
2:18:15	その例では、ヒアリングスタートしてから 2 時間以上過ぎておりますので一旦休憩挟みたいと思います。
2:18:22	ただいま 15 時 48 分ですので 16 時再開としたいと思いますが、日本原燃の方はそれでよろしいですか。
2:18:30	はい。お願いしますそれで大丈夫です。
2:18:33	はい、わかりました。それでは 16 時にまた再開させていただきます。一旦 6 の停止をお願いいたします。
0:00:00	徘徊しました。
0:00:03	形状のタケダです。それではヒアリングの方を再開いたします。
0:00:07	では、引き続き別紙 4-3 について規制庁側から確認を行っていきます。
0:00:14	別紙 4-3 について規制庁側から確認がありましたらお願いいたします。
0:00:22	はい。規制庁上出です。
0:00:25	4-3 以降、バラバラバラッと確認してければと思いますけど。
0:00:32	飛ばす 4-3 については 300、
0:00:38	338 ページで、
0:00:41	重要度分類の表が出てますけど、
0:00:49	特に
0:00:50	S A 側の波及影響の対象っていうのがよくわからなくて、
0:00:58	いつの段階で説明されるのかなと思ったんですけど、その辺計画とかますか。
0:01:10	はい日本原燃の鮫島でございまして。資料の別紙 4-3 のところにつきましては、

0:01:16	そうですねこれについては許可で説明した内容というところをもう一度設工認としての添付書類で出すということだったので、関根の方はございます。確かに書いてございます。
0:01:29	ちょっとすみません、いつごろ、Eとどの場所かっていう点につきましてですが、少々お待ちください。
0:01:57	宮城西田でございます。SAの申請対象設備として出てくるのが2回になりますので、2回目の申請の時に、SA設備全体を並べた上で波及の話を含めて、整理をして、
0:02:12	申請としてお示しできればと思ってました。以上です。
0:02:17	藤。規制庁、上出です。設備リストっていうのは、基本的に第1回でっていう話だったと思うんですけどその関係だとどうですか。
0:02:30	はい。日本原燃石田でございます。確かにおっしゃる通り鮮新世対象設備リスト添付の頭につくものは4回分全部まとめてお出しをします。ここで言う、クラス分類であるとか主な設備っていうんすかね頭の方は、
0:02:46	申請対象設備リストで当然出てきますので、そういう説明になるかと思えます。
0:02:50	確かに今、軽部さんへの波及のことを、
0:02:55	秋を考えるかどうかってところも、括弧書きで書くところで示せるんじゃないかということだと思うんですけどそこも含めて、設備としては漏れなく、
0:03:04	1階に全部示しますけどその辺は申請対象となる中、SA設備との関係って意味ではその開示でアキュムを含めた全体のこの分類表をお示しできればなと思っていたところでございます。以上です。
0:03:21	規制庁カミデですそういうやり方で、
0:03:25	切り分けが綺麗にできるのかっていうのはちょっと疑問で、設備リストのところだと重要度分類とかも出てきてしまうし、結局、
0:03:37	B湾とか、C湾とかっていう形で、Bだけの波及影響でS s機能維持で済みたい話も整理する表になってたかと思うんで、結局そこではわかっていうのはな。
0:03:50	そ、その整理をしないといけないってことは、もう間もなくというかそろそろ時期全部出てくるのかなと思ってたんですけど、どうですか。
0:04:05	はい。日本原燃志田でございます。おっしゃっていただいていることは理解をしています。
0:04:10	そこも含めて、1回整理をさせていただきます。はい。整理ができて1回出すっていうのはおっしゃる通りのところもあります。全体的に系統

	としてのいろいろ井手ややろうとしてる、共通 09 の範囲もそうですけども、
0:04:28	後次回まで今の設計が詳細設計化を進めていって、積み残しになっているところがあるっていうのも事実は事実です。そういう意味で、申請対象設備リストの方は、
0:04:40	共通 09 の中でもお話ししてる通り、事業変更許可申請書とか整備資料で示していた範囲に必要な主要設備を書いて、今後会場ごとに解除すればだ、もしくは2回の段階でブラッシュアップをして、
0:04:56	それが設計を反映して詳細化されると、いうことがあるという事実関係も踏まえた上で、どういうやり方をするかはお示しをしたいと思います。以上です。
0:05:07	はい。規制庁カミデです。確かにこれから設計するところがあるので、その辺も踏まえてどういう説明をするのかっていうことだと思いますけど。
0:05:22	そうですね整理をしてもらって単純的には一位。波及影響考えるものはやっぱり詳細設計進まないという気がしますし、
0:05:32	一方で接続部の相互影響っていう意味だと、なんかもう、ここでもできそうになっていう気がしますし、どういう切り分けての、第1回の時点ではどういうものだったと、今後どういうものが残ってるというところをまず、
0:05:49	ちゃんと明確に説明してもらってということが最初のところだと思いますので、よろしくお願ひし、
0:05:56	はい。日本原燃石田でございます承知いたしました。
0:06:02	と、規制庁カミデですと、
0:06:05	4-3 は私はそれぐらいの確認で、いえ、
0:06:13	あと 4-4 の波及影響も今聞いたような話ぐらいだと思ってます。
0:06:22	次、4-5 の地震応答解析の方まで進みますが、
0:06:29	当 450 ページの設計を、件数定数のところですね、
0:06:43	燃料加工だけは 3% でやりますというのが再処理との違いであるところなんですけど、
0:06:50	今この基本方針の書き方でいいのかっていうところで、
0:06:55	この書き方だと結局、最初 2 施設も同じ条件に当てはまるものがあるって、
0:07:05	じゃあ何で最初 5% でいいのかっていう話になりそうな気がするんですけどそのあたりって、
0:07:12	どういうふうに考えてますか。

0:07:18	日本原燃の菅原です。はいこちらの減衰のところは前回浜崎さんからコメントいただいたところでして、
0:07:30	別途ですね耐震建物の中の方でもうその辺りの整理の方を説明してるんですけれども、
0:07:41	一応ですね申請書の添付書類の方では、
0:07:47	ここでちょっと注記を打たせていただいたんですが、麒麟カーを
0:07:54	同様の設定というところを、まずは記載してですね、リコーの方で、設計当初のですね当時の新設のプラントの実績等も踏まえたというところを、
0:08:08	もしあの時、正直でその事情も記載させていただいております。このところはですね少し申請書の方針として、
0:08:20	燃料加工施設の方針としてなかなか書きにくいなというところもありましたので、方針としましては発表等の既認可というところの中期と、
0:08:31	注記を記載した上で、詳細なところは、補足のほうで説明させていただきたいということで考えておりました。
0:08:41	はい。規制庁上出です経緯とか、もう補足で聞いてますし、実際5%であって、悪さがないよねっていうのも話は聞いてるので中身として別にあるわけではないんですけど、方針の書き方だけで、
0:09:00	これでいいのかと、再処理とMOX数との違いっていうのをちゃんと表現できてるかっていうと、奥津がわーの今の書き方だと、よくわからないなど。
0:09:13	いう方ちいなので、
0:09:17	正直ベースの話をごくまで入れるかっていう話ではあるんですけど、結局設計的な判断でやってるってことだと思ってるんで方針としては
0:09:32	なんか本文の方針とか全部一緒に、別紙4-1の方針とかも一緒なんだけど、
0:09:40	こういう考えでMOXはこうこうなんだと、3%を採用するんだっていうパンジーなんだと思いますんで、もう少しそのね、明確に書いて、
0:09:52	最初に影響がないように、
0:09:55	いうことを考えていただければと思いますが、よろしいですか。
0:10:01	ユニデンとしてございます。亀田さんの今のご趣旨のところでききますと、基本的にコンクリートの一般的な減衰っていったところ補足でもご説明している内容で基本的には5%といったところが主体的にありますといったところを、
0:10:17	上で、MOXっていったところに関してはこういうようなやり方、形状の判断もあって3%にしているという、

0:10:27	というようなところ、少し一般的なところ5%の記載の方をさしていただいた上で、今直井に書いているような、MOXとしては、特に3%にしているというような施策で、
0:10:40	1方向で、
0:10:44	組合員のご認識としては合ってますでしょうか。
0:10:48	規制庁上手です。最初に代わってここどういうふうに書くんでしたっけ。発電のと同じような感じなんですよ。
0:10:58	はい。日本に飛ばしてございます羽根さんのおっしゃる通りでして、発電所と同じような記載の方で基本的にこのような、これまでの知見等を踏まえて、我々の方としても5%といったところで考えてますというような表現になっていきます。
0:11:16	規制庁鏡です。それだと発電のところの販促力等により妥当性確認できたからといって、
0:11:24	でもそそれがないからっていう話になる。
0:11:29	だと思えますそれはそれで切り分けが簡単なんですけど、一方で再処理が全部の建屋が観測記録があるかっていうことなので、
0:11:40	逆に最初井川で、そこをうまく書けるのであれば、奥さんもその話だけで済むような気もしすしと。
0:11:49	いうところなんですけど、どうですか。
0:11:54	菅さんおっしゃる通りで当然新設立てるところに最初にもございまして、そういったものが監査記録がないといったところがございしますが、基本的に他の建屋との類似性等を考えてあげて5%といったところで、
0:12:08	最初の御説明していくものというふうに考えております要するに既往の知見とか、観測記録とかの再現性を踏まえた上で、最終施設としては5%が適用できるといったところでご説明していくところを考えております。
0:12:23	どちらかと言いますとMOXっていったところはやはりその設計上の
0:12:29	福祉の考えっていったところがやはり3%を採用したものの肝になるというふうに思っておりますので、その部分を、なので増えて示すっていったところが再処理の展開を踏まえて最初側の方にも、
0:12:46	影響しないものだというふうに考えてございますのでやはりMOX側の方がいいことやっていますよといったところを、青木の方でご説明さしていただく方がいいのかなというふうに思っております。
0:12:58	はい。規制庁カミデです。
0:13:02	今回はこれ、

0:13:03	発電炉と書きつつも参考で再処理の記載も並べてみて、両者どうかっていうふうに話ができればと思います。で、
0:13:15	今の書き方は何かわかってくださいみたいな、備考に書いてあって、方針のところは感じ取ってくださいみたいな感じですからそこはちゃんと明確に考え、入ってもらおうと。
0:13:30	いうことだと思えますんで、もう少し検討をお願いします。
0:13:36	はい、日本の東証さんが最初ちょっと少し
0:13:40	そういうルールもございますので切り分けといったところを少し意識した上でちょっと記載の方は考えささせていただきます。
0:13:52	はい。室長カミデです。あと次、別紙4-6に進みますけど、FRSの話で、
0:14:03	これ、基準地震動に関してはエフォート曲線出てくるんですけど、一番関東とかって、どうしますかっていう話なんですけど
0:14:14	補正出てきているのも一瀬東野スペクトルまで出てきてなくて、どういう考えかなというところな。
0:14:30	日本原燃菊池です。藤。
0:14:33	内野東と基準地震動によらない、FRSにつきましては影響評価の計算書の方、
0:14:42	今、添付することで計画をし、
0:14:46	日本原燃嵯峨です。今計算書って言い方したんですけどそうではなくて、この別紙の流れの中で影響評価ってところの一関ってところを起こしますので、そこにスペクトルをつけるってということで、具体については、
0:15:11	すいません日本原燃菊池です。今の嵯峨の説明にありました通り、まずはその設計基準の地震動のFRSをつけた。
0:15:22	後になりますので今の、
0:15:25	別紙4-6でいきますと、
0:15:29	一番最後のページです。
0:15:33	すいません。
0:15:37	この最後の後ろの方に影響評価に用いるスペクトルってところで添付をいたします。
0:15:47	すいません日本原燃探してすいませんグズグズになっちゃいました。
0:15:51	別紙の中で、ど今回、影響評価ってところが一関だけに限らず、他のもの、
0:15:58	あんた、他の

0:16:01	隣接とか、それらについても、添付の流れで出していくってところで、もともとは、そこの中で、一関のスペクトルを示してから、結果までを、
0:16:13	見せていこうという計画をしてましたってところです。今菊池が言ったのは、ただそこにあまりこだわりなかったので、床応答の後につけた上で、結果っていうものだけをそちの添付で示しても、
0:16:26	問題ないかなということ今言ったってことです。
0:16:29	以上です。
0:16:34	と規制庁、上出です。
0:16:38	一律示すんだと言われれば、氏名、
0:16:44	4-6 で示してもって感じもしますけど、あと最初言われたように影響評価のところの方がなじむような気もしますし、
0:16:54	そうですね。で、
0:16:57	必ずしもそれを添付しなきゃいけないかっていうのもちょっと評価の影響評価のフローの考え方にもよるかと思うんですけど。
0:17:07	F I S って絶対使うんでしたっけそれと地震を、立山建屋の地震応答解析時点で、もうこれは全然ってなったらもう機器側に進まないんでしたっけ。どうでしたっけ。
0:17:20	はい。日本原燃さあです。結論から言いますと機器側に進みます。機器側の F R S と、例えば、再処理も M O X もそうなんですけど基本的に 13% 包絡したスペクトルを用いて評価させていただきますので、
0:17:36	それと一関を重ね合わせた上で、超えてませんよね、今の評価で問題ないですってことでほとんどがそこで落ちていくって結果をつけてくるってことなので、そういう意味ではスペクトルを添付するってことで考えてございました。以上です。
0:17:51	規制庁カミデそれだと、あれですかね今日の資料にも一応、
0:17:57	一関東のところがあって別紙 4-13 ですか。
0:18:04	ページで言うと 1100、
0:18:07	2 ページからですけど、
0:18:11	今、この中ではその辺が、スペクトルとかが見えないんですけど、
0:18:17	どういうイメージになりますかね。
0:18:21	日本原燃の鮫島でございます資料の 1102 ページはタイトルにありますように建物及び屋外基礎の一関評価の影響評価結果という建物側の評価結果を第 1 回申請の燃料加工建屋と合わせて、
0:18:35	記載しているものでございまして、一番関口のその F R S、機器評価に使うものということで、今回その M O X 機器がないということでここで

	いう建物及び屋外機そうではなくて機器の方、比木配管系の評価結果というのが、
0:18:50	資料として資料の申請もですね第1回に載らないということで、本日、説明資料として中に入ってるものの中には、FRSを想像するような中カサモ評価結果ですね。
0:19:02	ございませんという構成になっております。
0:19:06	以上です。
0:19:10	はい。規制庁上出です。
0:19:14	とりあえずわかりましたと言いつつ、確かに機器がないので影響評価結果もないですと、五つあれですね、何か影響評カー側に載せるんだったら、
0:19:30	今回はペーパーレス載せないし、4-6に、逆にもうつけちゃいますってだったら今回載せるっていう整理になるし、っていうこと。
0:19:42	なんだと思いますけどどちらでもちょっと整理をして、
0:19:48	整理をしつつ次回のイメージも別紙。
0:19:53	2とか3なりでちゃんと認識合わせるようにして説明してもらえればと思いますので、まず整理してください。
0:20:02	井上様です。別紙の4-6に載せるか、一貫評価、評価の結果を見せる一貫して見せるかというところは少し検討した上で、お示しいたします。以上です。
0:20:15	はい。規制庁カミデです。あとは
0:20:22	次、
0:20:24	別紙の4-8は、
0:20:38	4-8はちょっと機能維持の方針なので、確認することはありつつ、ちょっと30とあわせて市おきたいなと思ってますんで、とりあえず、
0:20:50	弾を貸して、
0:20:54	次別紙4の、
0:20:56	9、
0:21:00	656ページ。
0:21:09	これ、構造計画のところ建物構築物の、
0:21:14	話で燃料加工建屋はってなってるんですけど、ここに登場させルー施設ってどういう考えなのか、
0:21:24	耐震重要施設ですとか、
0:21:27	やっぱその辺の考え方がよくわかんなかったんですけど実用炉の記載とかも踏まえて整理してます。
0:21:41	表現で笠松所長お待ちください。

0:22:07	せえと日本原燃の鮫島でございます江藤ページ 656 ページの行動計画のところの冒頭の記載というふうに認識しておりますが、ここです燃料加工建屋はと書いてあるんですけども、
0:22:20	こちらは再処理をする時の主要な仮定という記載しております、MOXとしましては建屋として申請するものが燃料加工建屋、
0:22:30	A-Bあるところも踏まえて、その主要なと書いても実際該当するのは2パフォ建屋だという点で明示したという記載になります。
0:22:40	以上です。
0:22:43	規制庁、カミデです。まず、申請対象の建物っていう意味だと、共用スルー緊対が要るんじゃないかっていう気がしますし、
0:22:56	構築物っていう意味だとうね排気塔藤堂がエントリーされると。
0:23:03	ということで建屋だk建屋それしかないんでって言われてもちょっとよくわからないんですけど。
0:23:16	はい。日本原燃の鮫島でございます。先生のおっしゃる、
0:23:20	通りでちょっとここ安易に主に燃料加工建屋というところだけに焦点当てて修正してしまった部分でございますので、
0:23:30	こちらにつきましては、改めて記載のほうを適切な形に修正したいというふうに考えてございます。としては共用するもの、構築物等等々が入るといのはご指摘いただいた通りであるというふうに今理解しましたところでございます。以上です。
0:23:50	はい。規制庁、カミデです。
0:23:53	単純に全部書きましようという全部書くのではなくて考え方をちょっと整理をしてもらえればと思います。
0:24:04	基本方針ですから、Sに限らず、耐震重要施設に限らず、全体をと、特にBクラス内Cクラスは星園しか、基本的に見ないということになってますから方針をちゃんと述べなくて、
0:24:19	いけないんですけど、どの深さまで書くべきかっていうのは、SとBCでは若干違うような気がしますし、ちょっとその辺りの整理をちゃんとした上で
0:24:30	説明できるようにしてもらえればと思います。よろしく申し上げます
0:24:35	日本原燃カサモです。はい。発電炉の整理と再処理の整理を踏まえて、今ックス考え方もなしに燃料加工建屋だけ書いてますんで、そこをきちんと整理して、
0:24:46	考え方がわかるように記載したいと思います。
0:24:53	はい。規制庁カミデです。よろしく申し上げます。
0:24:57	次に

0:25:01	別紙4の中はもう計算書に行っちゃうので、ここまで、何か方針関係で規制庁側から何か確認したいことがあればお願いします。
0:25:14	いいですか。規制庁ハバサキです。
0:25:18	そうしたらですねちょっと資料を横断するような形になるんですけども、
0:25:23	排気塔関係でちょっと確認、事実確認します。
0:25:28	まず資料。
0:25:31	もう、通しページで432ページ。
0:25:35	2、
0:25:36	これは、別紙4の本資料ですよね。事象、
0:25:41	432ページに排気塔の地震応答解析の手順を今回示してもらいました。
0:25:49	で、
0:25:51	この排気塔自体についてですねちょっと整理というか事実確認したいんですけども、
0:25:58	排気塔の構造については、
0:26:01	通しページ423、423ですね、その前の資料、423ページのところに記載があって、
0:26:10	まず、排気塔自身は、
0:26:13	燃料加工建屋の1階レベル、ここに張り出しがあって、そこから立ち上げて、
0:26:22	事情、
0:26:28	等、
0:26:32	7.5メートルのところで、建屋と排気塔を水平支持すると。
0:26:40	で、以降は、以降といいますか基本的にはステンレス管の自立型であると。
0:26:50	いう、まず全体の構造的なあらましとしては、
0:26:56	間違いないですか。
0:27:00	日本原燃の鮫島でございます。ちょっとすみません廃棄等の設計、詳しいものというのは、同席していないんですけどもこちらに記載がしてあること、これについては事実であることを確認して記載をしてございます。以上になります。
0:27:14	はい規制庁浜崎ですわかる範囲になっちゃうのかな。そうするとですね要は廃棄と自身は、建屋で支持されている。
0:27:23	地震を他の会計観点からいうと、建屋の応答を入力として、
0:27:29	排気塔の
0:27:31	地震を渡嘉敷をする。

0:27:34	そういう理解でよろしいですか。
0:27:37	はい日本原燃の鮫島でございますはい地盤から床直接支持されてるものではなくて建屋で支持されているものということになりますので今おっしゃっていただいたように、建屋の音の、その結果を使って、
0:27:49	解析をするというものになります。
0:27:51	はい。規制庁浜崎です。
0:27:53	その理解の上でちょっと先、最初の日、432ページに戻っていただいて、
0:27:59	これまでの、前回の指摘で、廃棄等についても、別途フローをという形で今回変えてもらってるんですけども、
0:28:07	今の廃棄等で直接支持する形の、構造物のこれ、フローとして適切なんですか、ちょっと。
0:28:17	これ自立型、いわゆる
0:28:19	人事地盤から直接その排気塔が独立して立っているフローのように、
0:28:25	見えるんですけども、これ、
0:28:28	Dは、正解なんでしょうちょっとそこの考えを、事業者の考えを説明してください。
0:28:37	はい。漁連の鮫島でございます。
0:28:40	こちらですねおっしゃる通り以前、木製コメントを受けたものにつきましては最初の方とも一緒に検討していたところでフローにつきましては、
0:28:50	確かにその自立式の再処理の方の排気塔と言ったフクロウそちらをもとにちょっとMOXの方、
0:28:58	修正作成していたという部分がございますので、
0:29:02	そうでシーズのされ方によって違う部分というところにつきましてはちょっと適切な形に見直しをしたいというふうに考えてございます。はい。規制が入ってなかったと考えてます。規制庁浜崎です。
0:29:15	ちょっとこのモデル化として、モデル化っていうかな、地震応答解析の手順としては、建屋の応答を入力とするのか、地盤から直接入力するのかでは大きな違いがでありますのでですね。
0:29:28	きちんとどちらかという次の危険に近いようなフローになると思ってますので、修正の方をお願いしたいと言うのと、
0:29:37	あと具体的に、432ページのフローですけども、
0:29:42	最後のそのアウトプットのところ曲げモーメントと軸力しか書いてないんですけども、せん断力っていうのは評価対象がないんでしょうか。

0:29:53	日本原燃の鮫島でございます。ちょっとすいません申しわけこちらにつきましてもちょっと本日の解析実際にやってるものっていうのがありませんので確かなことが言えないですけどもこちら波及影響を与えないように燃料加工建屋、
0:30:06	波及影響を与えないようにする、その設計のための評価に必要な項目とこのを確認して、不要なものというのは削った上でこちらのフローを作成をしているという、作り方をさせていただきます。
0:30:19	こちらにつきましても、ちょっと先ほどの要は自立式に通ってる部分があって修正しないといけないという部分ありますので、そちらとあわせて、衛藤項目が過不足ないかというところは確認させていただきたいというふうに考えております。以上です。
0:30:34	はい。規制庁浜崎です。
0:30:37	記載の適切か適正化のほうをお願いしたいと思います。ちょっとこれでは、
0:30:42	問題があるというふうに考えてます。
0:30:44	規制庁浜崎です。で、横断的という形で、次の、
0:30:50	別紙の4-7。
0:30:52	水平2方向のところ、資料なんですけども、これに関してももうこれも排気塔の件なんですけど504ページに、
0:31:01	今回その排気塔に対する評価の考え方が、
0:31:05	追加されてます。ブルーの文字のところですね。
0:31:10	ここの、基本的には自立型のことが書いてあるというふうで、今回のMOXの排気塔にはちょっとふさわしくないというふうに思うんですけども、
0:31:21	その点は事業者いかがでしょうか。
0:31:25	この記載で問題ないですか。
0:31:29	はい。日本原燃の鮫島でございますこちらにつきましても、そうですね記載につきましては取り設計されてる方に確認をして1はいたのですけれども、
0:31:40	ちょっとその確認が不足していたというところもありまして、やはり再処理で検討している記載っていうのが適切にMOXに必要な形になってないもしくはわざわざ説明する。
0:31:50	必要がない部分であればわざわざ書かないのかなというふうに考えておりますので、こちらにつきましても、その実態、MOXの排気塔としての設計を確認した上で、再確認した上でですね、記載のほうを適切に見直したいというふうに考えてございます。

0:32:05	以上です。はい、施設ハバサキです。こちらの方も記載の方、適正化をお願いします多分ですね備考欄にありますように、
0:32:14	長尾参考2って書いてあるんですけどもの要は自立型を参考にしている。
0:32:21	下、最初に、原燃ですと再処理の北排気塔だとか、それと同じことで書いてあって、
0:32:28	水平2方向の影響評価のやり方も、こういったフレームの排気塔とは、今度のMOXの排気塔は同じなのか違うのかというところがポイントになるわけですので、
0:32:42	きちんとそこは、記載使え、記載を分けを、
0:32:47	が必要かというふうに考えますので、要は、適切な記載の方、等に修正をお願いします。よろしいでしょうか。
0:32:56	はい。日本原燃のサメジマです承知しました。はい人自体は第2回申請のあるものの基本方針としてここに書く必要があると言う方にもきちんとした記載にしたいというふうに考えてございます。以上になります。
0:33:10	はい。規制庁浜崎です。私からは以上です。
0:33:15	室長。
0:33:17	ちょっと今のやりとりに関連して1点なんですけどハバサキさんの方からですね、指摘をした。
0:33:23	通しページで、2、423ページの、
0:33:28	この記載なんですけど、
0:33:30	この燃料加工建屋の概況について詳細な情報が入っているんですが、この内容っていうのは、多分補足説明資料等で、
0:33:40	説明されている内容よりもかなり詳細なものになっているかと思えます。
0:33:45	もう、今までこの内容っていうのは何らか補足とかで、説明されているものということで理解してよかったです。
0:33:57	日本原燃の鮫島です。私自身の認識としてはこちらには記載してありますけども、特別、その第2回ということもありまして特別、こういった内容をどこかで説明しているというふうな認識はございません。以上です。
0:34:11	普通のキシノですとすると、今のところですねこの添付書類3の1-1-4での記載というのが一番詳細な情報ということになる。
0:34:20	いるかと思えます。で、これに対応する第1回申請の中でも補足説明資料としては、建物、

0:34:29	21 ですかね、MOXの変更点というところで排気塔の位置変更ですとか構造変更の説明があって、
0:34:37	寸
0:34:38	が今までその資料の中でもですね非常にざっくりとした説明しかなくて、もうちょっと変更の前後表とかですね、前後の差異がわかるような説明を求めて、
0:34:49	今出てる5月ぐらいに出た資料では、若干情報が加わっているところがありますものを、この添付書類で説明のある内容にまでは触れてないところもありますので、
0:34:59	建物21の方での対応になるかと思うんですが、この添付書類の内容にすべてですね、同等の通りの情報を補足説明資料のほうで説明をいただければと思うんですが、これいかがでしょうか。
0:35:14	日本原燃の鮫島でございます。そうですねと耐震建物21年法、その建屋の設計変更に係る内容の補足というので、確か説明させている資料というふうに認識してございますがその中で廃棄等について触れている部分もございまして、
0:35:30	それ全部添付書類、こちらに廃棄等詳細入っているという点もありますので、頭皮説明補足で説明が必要な事項というのがありました耐震建物21の方で、
0:35:41	説明するのか説明するかどうかも踏まえて含めて検討させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
0:35:49	はい、植野笠間です。衛藤。補足説明資料と添付書類の記載程度の差っということなので、そこは、
0:35:57	添付で書かれてる内容は補助金を書くようにしたいと思います。
0:36:02	社長の岸野です。はい。ご検討の方お願いします。私から以上です。
0:36:08	規制庁コサクです。
0:36:12	今のハバサキキシノの話で、
0:36:17	ちょっと混乱してはいますね。
0:36:19	そもそも何第2回申請のものを何でこんなふうにして書いてあるんだろうっていう。
0:36:25	ことなんですけど、しかもその説明が余りにも、
0:36:30	ひどくて、
0:36:32	指示方式が違うものを参考にしてきちゃって、不景気で提出しているという状況
0:36:39	いうのを全く、
0:36:42	原燃の状況がわからないんですが、

0:36:46	今、他、
0:36:48	TMOの21 見てみましたが一応エレベーションとかは少し書いてあって、
0:36:54	何で書いてあるのかなと思う。そもそも、この建屋の変更の中に排気塔の位置変更もあって、
0:37:01	変更事項だから、
0:37:04	ということだったと思います。
0:37:06	で、元の、この00の今日の部分も、
0:37:11	建物に波及影響をおよぼし得る機器なんで、
0:37:16	それに関連する、
0:37:18	情報を書くということなのかなあという気もするんですけど。
0:37:22	その辺りの位置付けとかそれに必要な情報とかってというのは、どう考えているのか。
0:37:29	悪影響機器について、詳細の設計まで、添付でいい。先ほどの話もありましたけど、大して書いてなくてですね、なんでここだけ書いてるのかなともよくわかんないんですけど、どういう考えなんでしょう。
0:37:47	日本原燃谷口です。社内ですいません調整がしきれていなくて、建物の建物が設計変更でというのでお示しをしていた内容は、
0:37:59	平成20年、22年ぐらいですかね、近隣から出した内容から、どういうところが変わってますかというところに着目をして説明の内容を、
0:38:09	決めてしまっておりました。
0:38:12	一方こちらですね今お話いただいた通りで波及影響として建物にしながらかかったり、その隣の建物に届いたりかなだったりしませんかというところで、
0:38:23	ものがすごいもう薄くてペラペラで、こういうところで支持されていて、倒れても大丈夫なんですっていうことを、説明しようとして、
0:38:33	結果この数字だけが手当のところを書いてあるので、何を言いたいのかがちょっとよくわからないっていう内容になってしまっておりました。
0:38:43	まず申し訳なかったのは実際これがそのリリース式の内容で説明しているとこれはもう本当に設備と違うものですのでそこは申し訳ないです。それを踏まえて実際ここで言いたいことが、
0:38:55	そういったその波及影響を考えると、こういったことを表現しておかないといけない内容なのかなという内容をちょっと整理してここには書くと、
0:39:04	一方その査定の変更点としてご説明する内容は、その設備としてどういうふう考えたから今回こういうふうに変更してるんですっていう、そ

	ういうご趣旨をきちんと説明する内容にするというちょっとそういったことで、
0:39:17	社内で調整をさせていただければと思います。
0:39:21	はい、規制庁不足です。なので、企業からは、この添付ありきでそれに、
0:39:28	よりも詳しい以上の記載を補足2と言いましたけど、そもそも添付で書くことが、今回の案
0:39:37	状況から何が必要で、
0:39:40	対して、
0:39:42	お勧めでは何が必要でっていうのをしっかりと整理をして対応いただきたいと思います。で、と言いつつ、波及影響としてどれだけのものなのか1ってどういうものなのかっていうのは説明いただかないと、
0:39:56	よくわからない。
0:39:59	だと思しますので、内容削れということではなくて、適切な場所についていうことで、
0:40:06	理解して対応いただければと思います。よろしくお願いします。
0:40:11	はい。井手タニグチですありがとうございます。以前からも、実際の排気塔の筒自体の支持構造がきちんとご説明できていなかったのも、そんなこともあって、
0:40:23	もうちょっときちんとここは詳しく書かないとご理解いただけないよねっていうような話はしてたんですけどもすいませんなんで、説明したい、その趣旨に合ったきちんと内容でご説明できるようにするっていうことでちょっと資料構成させていただければと思います。
0:40:40	あと日本原燃笠間です。支持方式がきちんと、
0:40:45	記載されてなかったことについてちょっと私のレベルでも、
0:40:48	私の技術力がなくちょっと見落としていたところで、
0:40:52	作成者新居。
0:40:53	そのところをしっかりと技術的に書くのは、作成者の責任だときつく言って書かせたいと思いますすいませんでした。
0:41:02	規制庁コサクですあ、ちなみに鉄塔好きなのはBの人がなじみのある排気塔で鉄塔式じゃないのはP-1馴染みがあるはず。
0:41:12	なので、その辺も違いなんかを認識しながら対応いただいたらいいかなというふうに思います。指示の関係でいうと、
0:41:22	ちょっと話が逸れちゃいますけど建物21位の5ページとかには、ある程度わかりやすく書かれていたりするんで、そういうのを踏まえながら

0:41:33	波及影響としてどれだけ必要なのかということ整理させていただける。
0:41:39	以上です。
0:41:42	はい空間ですすみませんでした。了解です。
0:41:47	と規制庁カミデです。ちょっと事業者の回答も、
0:41:52	あんまり腑に落ちないところがあってこの辺の話は結構前から話をしている、燃料加工建屋が申請対象であるときに、それは波及影響によっても機能損なわない。
0:42:06	建屋なんで機能ってあれですけど、波及影響受けない設計あるっていうことがちゃんと説明されないといけないんですよ。
0:42:15	言うときに、その波及影響を与える廃棄等が、次回申請ってなったときに、第1回の時に、何を説明しなきゃいけないかっていう話をしている、もともと
0:42:29	影響を与えないように設計しますかもっとひどくて次回で申請しますみたいなお話だったかもしれないんですけどそうじゃないでしょうという話をしてじゃあどうしようかっていうことでまずは
0:42:42	仕様表に書くような内容を、方針にまず書いておい、おけばまずはその担保がとれるんじゃないかということで高さなり何なりっていうことを書いていると。
0:42:57	そこまでは反映されなくなっていたんですけど、前回か前々回ぐらいのときに、単純に構造の説明をするだけじゃなくて、要はこういう構造設計、こういう構造で設計することをもって波及的影響を与えないん。
0:43:13	与えない設計にしますというところまでちゃんと宣言してくださいねっていう話を、まみ水色のところが増えてきたと。ちょっと書き過ぎ感はありますが入ってきたんだという理解を私はしていたんですけど、事業者、どうですか。
0:43:32	はい日本原燃の鮫島でございます。
0:43:34	まずこちらの淡路追記したというところも今回は作成者として追記しておりますのでそちらにつきましては4月末のヒアリングで、要は構造しかない、はっきり与えないっていうのがわからないというのはその通りでしたので、追記をしたということになりますので、その認識の通りで、
0:43:50	ございます。それからその前の構造の部分の要は仕様表に確保されるようなものをここに書くというのは、ちょっと私自身がそこの背景ですね、理解をしていなかったという部分でございますので、

0:44:03	資料の何ちゅうかその部分を確認してからやりたいと思います。すみません日本原電車ですその約束をしたのは私ですので、はい。確かにそういう経緯で、ここにこの数字を書く。
0:44:15	何を書くかっていうのを何度かやりとりをさせていただいた上で、仕様表で約束することを書くっていうのが、担保条件として一番的、いいんではないかということも考えてこうさせていただいたという経緯でございました。以上です。
0:44:34	はい。規制庁カミデですその上で、間違ってるところは直さなきゃいけないので、その辺も含めてまた修正してもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。
0:44:51	日本原燃のサメジマです承知しました。
0:45:00	藤規制庁カミデそこか方針的なところがなければ、大分時間もあれですけど
0:45:08	計算書側で幾つか確認をしたい。
0:45:11	思います。
0:45:15	まず、別紙4の中で、
0:45:21	666 ページ。
0:45:25	なんですけど、
0:45:28	マーメイドロックで地盤に設置してあるんですけど、燃料加工建屋って、そうだったっけなっていうのがあって、
0:45:38	す。
0:45:39	補正の仕様表を見ても直接基礎って書いてあったと思うんですけどこれはどうなってるんでしたっけ。
0:45:47	はい。日本インター星でございます。ちょっと、ちょっと、
0:45:52	わかりにくい表現なんですけどやはり願を出した後に、不陸調整じゃないんですけども、本当は薄い例を均一にならす意味で、マンメイドロックを
0:46:02	最終的に打つっていうラジコンと言われるものなんですけども、こういったところで書いてあるのはこのマンメイドロックですので複眼が使ってそこを補うために埋めているわけではなくてあくまでもがんを削った後の不履行を鳴らすための奈良市金野意味合いでのここで期待してるのは、マーメイドロックという位置付けでございます。
0:46:24	はい、規制庁カミデそうなる冷却と、最初の冷却塔と違って言っているマーメイドロックとは大城さあとか、
0:46:33	あんま高さっていうかその辺は全然違うものなんだけど、
0:46:39	いずれもマーメイドロックとして表現して、構造の概要にもそういうのは入れることにしているということですか。うん。はい。神谷さんのお

	っしやる通りでございます。一応売っているといったところで、建築的な要素と歩道流し込んでいうんですけども、こういったところに記載の、
0:46:59	これはめど6というような記載の方をさしていただいているというのが、これまでの実績でございます。
0:47:07	はい。規制庁神です。わかりました。仕様表の展開はまた、それを確認するときに確認しようと。
0:47:15	いますが、考え方は統一されてるっていうことでいいんですよね。
0:47:34	と、規制庁カミデです具体的には直接基礎っていうか要は冷却塔本体も
0:47:43	横田家も同じ直接基礎定数という整理をするっていうこと。
0:47:50	はい遠藤でございますおっしやる通りでございますして電力建屋も基本的には直接基礎になってございますし、あと、冷却塔を直接基礎でございます。玉城学校だけが杭基礎という位置付けになって参ります。
0:48:05	はい。規制庁神です。わかりました。
0:48:10	次に、675 ページに、地震応答解析のフローはあって、これが別紙の、
0:48:19	4-5 ですかね。建物の方針だから、431 ページからの基本方針に載ってるフローと、
0:48:38	同じものでない町、違っているんですけどこどう当てはめを見ればいいかっていうのを説明してもらえればと思う。
0:48:46	よろしいですか。
0:48:54	辨野トガシは少々お待ちください。
0:49:36	はい。移動してございます。まず大きなところといたしましては 431 ページ目の方耐震設計の事象と解析の基本方針で書いております内容のところ、
0:49:49	基本的にまず最初のところといたしまして、建物と構築物、建物自身のモデル化の考え方のところとあとは地盤の方の地盤モデルの設定といったところの、
0:50:02	二つがありますよといったところで建物建物側としてまず地震応答解析モデルを作成していきますと、地盤モデルとしまして地盤モデルとして、地盤モデル評価を実施しますといったところで、少し頭の部分が、
0:50:16	二股に分かれているといったところが基本方針に書かれてるんでございます。一方こちらの方の
0:50:26	今、三瀬氏で、自重堂解析の方に記載している、
0:50:32	フローに行きますとこちらの方が、基本的にはどちらかというと建屋の方の地震応答解析モデルの設定といったところがあってこの地震応答解

	析モデルの設定といったところがあるんですけども、その部分が建物部分と地盤も、
0:50:47	部分といったところを含めた形の方で、記載しているといったところが少しフローの位置付けとして、見にくく両者がちょっと違うような形の方で見えている要因かというふうに思います。
0:50:59	その上で入力値ندوقといったところで地盤モデルのまず入力信号の方を算定してって解析のほうを実施していくんですけどその部分を入力地震動の設定といった、
0:51:11	部分、すいませんNCの設定と次の解析方法の設定といったところが、基本的にこの部分でいう、
0:51:20	4005431 ページのルールでいきますと、解析モデルの設定の方に含まれていくような形になってきます。
0:51:28	ですので記載してる内容のところは地盤の方のものをもう少し、よりわかりやすく記載しているのがですね、431 ページ目の方の、
0:51:40	クローズというような位置付けかというふうに思っています。
0:51:48	あと、規制庁カミデです。今のお話はちょっと見にくいけどどちらも整合していてこのままの記載で問題ないですっていうそういう説明だったんですか。
0:52:03	はいよろしゅうございますそういうところで少しこちらの方で基本方針に書かれている事象と解析の基本方針に書かれているもの等、計算書の方で書かれている基本方針のものといったところが少し不整合になってございますので、こちらの方に関しましては、
0:52:20	基本方針の形に合わせるような形の方で変更させていただきたいといったところと、ただこちらの計算書の方で記載している内容のところは静的地震力の算定の方も含まれているものになってございます。
0:52:33	一方で先ほどの基本方針は地震応答解析の基本方針といったところがございますので、こちらで言うと地震動的解析の方を主体として書いてるところでございますので、最終的なその応力の二俣のところの動的解析の静的解析といったところに関しては、
0:52:48	この計算書の方は分かれざるをえないといったところがございますけども上段の部分といったところに関しましては、基本的に同じ流れになるというふうに思いますのでそちらの方はフローのほうを見直させていただきたいというふうに思います。
0:53:02	規制庁カミデです。まず基本方針通りにちゃんとやられてるかっていうのは確認しなきゃいけないので、フローの形はともかく、言葉とかも、

0:53:15	違っちゃうともう全然、確認ができないですからその点はきちんとしてください。で、
0:53:24	一番、
0:53:26	問題になりそうなのが、先ほど
0:53:32	排気塔の
0:53:34	フローも、これ違うでしょうっていう話をして見直しますっていうことだったんですけど、
0:53:42	本当に基本方針に従って設計をやっているか、確認してるのかっていうのが今、すごい不安に思っているところで、
0:53:53	今回、これに、
0:53:56	燃料加工建屋については今回大戸計算書が出てるんで、見れましたけど、次回のものは、それが見えない状態で基本方針だけ出てきているので、
0:54:09	本当にそれぞれの基本方針でいけるのかやれるのかっていうのをちゃんと確認してるのかっていうのが、不安になるので、その辺はしっかり確認しているんですよねどう、どうですか。
0:54:23	はい。移動してございます基本的に事象等解析の実施方法といったところは、尺等でも定められている内容だというふうに考えてございますので、
0:54:35	部分でとらえて基本方針と違うやり方でやってるといったところで、規制庁コサクですけど、何か地震応答解析って言葉間違っ使ってません。
0:54:49	元の 400 何ページと言ってるところの、
0:54:53	添付書類 3 の 1-1-5 と、
0:54:56	いうことで言ってる内容と、
0:54:59	675 ページでしたかね。
0:55:02	言っているところで、表現フローで表現してるものが全然、その範囲が違ってるじゃないですか。
0:55:13	その前の 674 ページ見ても応答解析は、1-1-5 に従う基づくと言っておきながら、そのフローはと言ったのが違ってるじゃないですか。
0:55:25	結局、応答解析っていう言葉が、
0:55:28	どこまでの範囲を示すのかっていうのが、それぞれの資料で違ってる
0:55:33	ということは明確で、
0:55:35	それを従ってますって平気で言うてくるっていうのは、
0:55:38	何もちょっと話が通じないんですけど。
0:55:42	何ですかね。

0:55:44	675 ページのフローは何で出てきたんですか。
0:55:48	どういう作業。
0:55:50	の進め方でこういう形になってるんですか。
0:56:03	いや、おっしゃった、まず地震応答解析と言われるの定義に関しましては通り地震力算出していくといったところが事象の解析というところで、
0:56:15	我々と整理している部分でございます。お客様だったらこのフローの右側は何で入ってるんですか。
0:56:25	け。
0:56:29	よく算出フローはい米川でございますそういった意味でいきますと、右側の方の静的地震力といった部分に関しましては、
0:56:40	最終的には動的地震力と静的地震力といったものの相補う建屋の設計で用いるといったところがございましたので、その部分の関係性といったところで、中で、最終的にどういうふうに、
0:56:54	各計算書に落ちていくのかといったところを示したいといったところがございまして、地震応答解析のフローではですね、
0:57:02	だから、応答解析フローじゃないんですよ。
0:57:06	評価の全体像を示すフローになってるんですよ。
0:57:13	違います。
0:57:14	はいに運動してございます。おっしゃる通りだと思いますはい。
0:57:18	評価の全体像を、
0:57:20	3-1-1-5 で書いてますか。
0:57:49	規制庁コサクないけど返事が聞こえないんですがすいません、2号の1-1-5 は、もう俺、
0:58:01	最初の概要のところでもそのうちの一部を説明しますということになって、
0:58:09	先ほどの図になっているので、
0:58:12	それとの包含関係とかも、
0:58:14	整理しないままいきなり変なところを引用し、
0:58:18	勝手に書き換えてとかっていうのはありえないですよねと
0:58:22	して、
0:58:24	なので従来当初がこう書いてあったのかもしれませんが、
0:58:28	上の方針書を変えたんだったら、それに応じて、どう書くべきかっていうのをちゃんと考えて整理をしなきゃいけないし、
0:58:35	675 ページのフローを作りたいんだったら使いたいんだったら、
0:58:40	方針書の方の全体の評価の流れを説明する場所で、

0:58:47	この図を入れ込んでおいて、
0:58:49	それに応じた計算書を作っていくと。
0:58:52	ということだと思うんですけどそういう検討してないんですか。
0:59:00	はい、米川でございます今布田さんからおっしゃっ、おっしゃられたところで、何も検討しないわけではないんですけど最終的なところでこの部分で地震応答解析の静的を含んだところの全体的なものっていうのが、一体化してしまっているといったところで、
0:59:18	やはりその部分の整理といったところの計算書での整理といったところが足りていないのとやはり基本方針からの連続性といったところに対して、ちょっと計算書を作る際にですね、意識が足りてなかったなというふうに思っています。
0:59:31	はい、規制庁不足ですよやく認識をしていただいたと思いますので、それをずっと我々
0:59:38	上流から下流まで卸下流から上流にまたフィードバックをかけてということで整合をとってくれというのをずっと申し上げてるのはこういうことですので、
0:59:49	基本設計方針の表現だけ合わせればとか、そういうことじゃないですからよろしくお願いします。
0:59:54	小見出し戻します。
1:00:01	はい。規制庁上手です。次回のものもちゃんと見て、
1:00:07	しっかり整理をするようにしてください。
1:00:11	ちょっと次進んで、さっき別紙の4-11に進みますが、
1:00:20	1027ページのところ
1:00:26	1000、1030ページがいいすかね。これもちょっと昨日の話に関係するんですけど、燃料加工建屋の持ってる機能っていうのは、
1:00:39	要求機能がーがあって閉じ込めしなってるんですけど実際は遮へいとかもあってってことだと思うんですけど、何か、
1:00:50	構造強度を有することっていう性能目標で包含してるから何か要求機能を特にかけませんみたいな感じも受けるんですけど、
1:01:02	燃料加工建屋としてまずどんな機能持ってるかっていうのをちゃんと明らかにしなきゃいけないくて、それがこの場所なのかどうなのかっていうところもあるんですけど、
1:01:12	孔口じゃなくて、こっちのページで書いてありますっていう。
1:01:16	ということであればいいんですけど建屋が持っている機能、施設が持ってる機能っていうのはここで見てもらえばわかりますという施設では、ができますか。

1:01:29	日本原燃の菅原です。
1:01:32	ちょっと全体のどこに書いて整理しておいてくるかっていうところはちょっと別途説明してもらおうと思うんですけども、例えばその経産省、
1:01:44	宇和のですね、サポーターというのが
1:01:48	位置付けとしては、遮へいはSクラスとしてのその遮へいの要求はないと。
1:01:55	いうことで、機能維持が必要なものは閉じ込め、
1:02:00	あと指示機能という整理になっております。
1:02:09	規制庁コサクです。今の説明、数はないけど、BCの遮へいはあるって言われたんですか。
1:02:19	はい峰スガワラです。はい。おっしゃる通りでして、そこの上流からの整理のところはちょっと別途ですねそこは
1:02:29	説明は必要かなと思います。
1:02:38	規制庁コサクです。すいませんちょっと横やりで入ってしまったのは、前半の話のときに、その遮へいについては建屋なのか、遮へい設備なのか。
1:02:51	とかっていう話もあったりして、整理が必要かっていうところもありつつ一方で、ここその扱いを整理しないで、建屋の耐震計算ってちゃんとトータルとしてできるのかっていうところもちょっと不安だったのでお聞きしたんですけど。
1:03:08	結局どうすべきなのかいま私自身は理解できなくなってきちゃったんですけど。
1:03:14	何か説明できることありますか。
1:03:20	上下カサモです。江藤道路整理で建物構築物で、これが必要な機能っていうのがきちんと整理できないと、この経産省に繋がらないっていうのは、その通りで、今、
1:03:33	現状考えている機能整理でこの計算書を書いていますので、当然
1:03:39	いただいたコメントで、機器と特に建物構築物に、
1:03:44	評価で、
1:03:46	確認できる機能とそれ以外の徳田する機能というのがどういうものかっていうのを整理して、その結果がこの計算書に反映されると考えてます。
1:03:57	はい。規制庁細野です。であればまた整理をしたところで聞きたいと思います。神谷さんすいません。よろしく申し上げます。
1:04:06	はい。規制庁カミデです。
1:04:08	続けてですが、

1:04:12	1069 ページがまた、
1:04:16	なかなかよくわからない感じになってその他の評価で自主的な安全確認、なんだけどこれは、
1:04:27	許可申請書の約束事項ですと。
1:04:31	言っていて、チョーカーの申請書に別にこれは自主だと、いうふうに書いてもいなかった。
1:04:39	結構で、
1:04:42	何が何だかよくわからないってところなんですけど、
1:04:49	とりあえず、
1:04:51	どういう位置付けでこの説明を入れているのかというのを、
1:04:56	説明いただけますか。
1:04:59	日本原燃菅原です。おっしゃる通りですね許可の時に、確かに自主的かとかっていう記載は、赤の若干ちょっと筆がすべ
1:05:12	たところはあるのかもしれないんですが、今の他の建屋のあのですね最初に建屋の計算書とかも、嫁に行った時にですね基本的にクラスを持ってる部位、それから間接費としての建屋の評価。
1:05:29	という枠組みとは少し別の評価になりますので、そういった意味でその他の評価というところの構成、まず構成にしました。
1:05:40	その上で、ちょっと許可に基づき、こういうことをやってますという記載がいいのかもしれないなとちょっと今は、お話を聞いて思っているところです。
1:05:52	はい。以上となります。
1:05:58	はい。規制庁上出です。自主的になっていうのがなくなっ。
1:06:02	いけばとりあえずはっていう感じもするんですけど。
1:06:07	全体的なP分けとしてその許可整合と技術基準っていうのがあって、ほとんどの設計は業者なんですけど、
1:06:17	これについては、許可整合がメイン許可整合だけなんだっていうものが、
1:06:24	他にあるのかもよくわからないんですけど、そういうカテゴリーのものをしゅく設工認申請としてどう表すんかっていう、全体的な整理があった上で、じゃあこれをどこにどう載せようかっていう話になるかと。
1:06:39	思うんですけど、その辺全体的なあ考え方の整理とかってされてますか。
1:06:54	4、日本原電力サモです。

1:06:57	通す基本的な整理としては、技術基準規則の要求がなくても、そっから整合って観点で基本設計方針に変えて、その基本設計方針に基づく店舗を展開するっていうふうに考えてます。
1:07:10	そこの、ちょっと今スペシャルな。
1:07:12	経産省がなぜこうなってるかっていうのを私認識してないんで、下なんでも申し訳ないんですけど、ちょっとその整理はしっかり社内を確認して、ご説明できるようにしたいと思ってます。
1:07:24	瀬戸日本原燃の鮫島でございますちょっと全体的な整理と話は動いてるっていうようなわからんけども、こちらの線、
1:07:33	69 ページこちらに記載してあるものというのは、耐震の影響か整合という観点では、
1:07:39	当資料では 331 ページですね事業変更許可申請書ですと添付書類 5 の方に書かせていただいた耐震重要度分類上の留意事項と、
1:07:49	いうところの (2) 番。
1:07:52	書かせていただいたというのが、許可での約束になっておりまして、こちらとの整合ということで、設工認の方でも評価をしているということになります。全体的なという話にはならないですけど許可制度としての繋がりとしては、
1:08:07	営業課からこちらで 3-1-1-3 に記載して、内容、
1:08:12	基づいて、
1:08:14	評価をしているというような形になります。以上です。
1:08:19	あと、規制庁カミデです許可申請書にどう書いてあるか私も担当してたので覚えてますし、なんで金野記載があるのかっていうことに対して、
1:08:31	そちらの担当の方はMOXはこれ大事なんですみたいな形でちょっとこだわっていたやようなところも置いています。
1:08:41	そんなことはいいんですけど記載の 1、なぎケイン。
1:08:48	経産省基本方針に展開しているのもそれなら自然に計算書に展開してもって感じも
1:08:57	ちいM a a S が整理をして、
1:09:01	また説明してもらえればと思う。
1:09:04	すいません規制庁コサクですまた整理でいいならいいですけど、このページを開いて言われたんだとしたら、
1:09:13	これはあれですよ、添付書類 3 の、ごめんなさい。
1:09:18	331 ページです。
1:09:21	添付書類 3 の 1-1-3 で書いてありますっていうことなんですけど、
1:09:27	対応する添付書類 3 の 1-1 の対応関係なくて、

1:09:33	てことは、
1:09:35	基本設計方針にも対応がないというふうに見えちゃうんですけど。
1:09:39	どうなってます。
1:09:49	日本原燃カサモです。ちょっとそれじゃいけないと思うんでちょっと別紙1で、Aにして添付書類で記載しますってしてしまってたような気もし、
1:09:59	するので、ちょっとそこを基本設計方針からの展開として、きちんと添付に気づくようにもう1回確認します。結論としてさっきの、
1:10:08	一番最初の、昨日の話になった計算書の中身が、
1:10:13	許可申請書に基づきじゃなく、ここに設計として計算を示すという形で良いのじゃないかなと思ってます。
1:10:22	はい、規制庁コサクですその通りだと思います筈間さんがその前に言われたように、許可整合をとるので基本設計方針があってそれに基づいて添付を作っていくと。
1:10:34	いうその理念そのものだと思いますので、よろしく申し上げます特に別紙1で他の条文もそうなんですけど、安易に添付書類で書くからいいんですって言っちゃってるものが多いのが、
1:10:47	それをその説明が不足してますよとかっていうのを、ずっとヒアリングで各担当が言い続けてるんですけど、
1:10:54	こういう問題があるから、我々行っているということなので、許認可業務課の仕事として、各担当にそういうところを認識をし、本当に上流に上げなくていいのかどうか。
1:11:06	なんでそれでいいのかと、いうことをしっかりと議論して対応いただければと思います。よろしく申し上げます。
1:11:14	日本原燃カサモですはい。今、
1:11:17	ベント業務課でひし形でグレーにしてるやつを全部再確認してますんで、今、今のこういう必要性があることでの作業ということを再周知して、
1:11:28	しっかり作業していきたいと思い、確認していきたいと思います。
1:11:32	はい。規制庁コサクですよろしく申し上げます。それで今話のあった元の資料、
1:11:41	のところ
1:11:44	恐喝申請書に基づきってのはもうナンセンスなんですけど、その後ろに書いてあるルー添付書類の番号も計算書荷物を書かれてたんですけど、
1:11:55	それも方針の点ぷーを呼び込む形にするべきなんだと思っていて、
1:12:04	それ先ほどのフローの話と同じなんですけど、ちゃんと上流を、

1:12:10	系計算書ってのはあくまで方針書を踏まえたもの。
1:12:13	で、
1:12:14	計算書の中では、突然出てきて計算書に基づきってというのはありえないので、
1:12:19	その点もしっかりと整理をしてください。
1:12:24	はい日本原燃菅原です。はい。紐づくところも含めて、はい整理させていただきたいと思います。
1:12:36	規制庁カミデです。
1:12:38	その次、別紙4-12に行きますけど、
1:12:45	赤4の10、1074ページとかですねこれなんか、設工認の申請書っていうよりは相当補足説明資料でよく見る体裁で、
1:12:57	実用炉んこんなふうになってましたっけっていう話なんですけどその辺、体裁なんかす、何を参考にしたとかってあります。
1:13:19	日本原燃笠松ちょ、ちょっとお待ちくださいすいません。
1:13:43	日本にカサモですちょっと、発電炉をひな形に作ったということなんですけど、今、添付書類の体裁としてはぱっと見比べて、衛藤。
1:13:56	うん。
1:13:58	ちょっと、
1:13:59	書く内容。
1:14:03	うん。
1:14:16	すいませんちょっと内容というか、
1:14:20	概要が書いてあって、地震動って何か確かに、
1:14:25	説明書類っぽい構成になってるんで、
1:14:29	そこはちょっと、発電の幸田からも教えないですけど、
1:14:34	ちょっと確認しますと、発電もそうだったとしても、ちょっと設工認申請の、
1:14:39	添付書類の構成っていう形。
1:14:42	を検討したいと思います。日本原燃の菅原です。製品方向の書類につきましてもは発電炉の資料の方も参考にはしておりますけれども、
1:14:54	ただ先行の3ですと、建物構築物と機器配管系が一つの1としてまとまっているところを、
1:15:04	当社の場合はですねちょっと他の添付書類との関係も踏まえまして、少し分けた構成としているといったところの違いは、あるというふうに認識しております。
1:15:21	規制庁、上出です。
1:15:24	今、回答いただいた菅原さんですか。これの担当者の方ですか。

1:15:38	すいません日本原燃の菅原です。私もちょっと方針全般といいますか、地震 00 として担当しております、
1:15:49	あともう少し詳しい中身のところにつきましてはまた別の担当の者と協議しながらやっているとこのところでございます。
1:16:00	はい。規制庁カミデですわかりました。いやいや本当にこういう構成なんですと 1 ポツ 2 ポツ 3 ポツこういう構成でやってますよってということであればそうですかという私の方もちゃんとちゃんと発電所と比較してないって、
1:16:15	申し訳ないところあるんですけど、そういう話が聞ければと思いましたが、いずれにしても、ちょっと説明とも言われたように、
1:16:30	値上げがといてないような感じがしますので、その辺はまた整理をいただければと思います。
1:16:49	と、規制庁カミデですね、加えて 1 通ですけど、
1:16:55	1085 ページに、この別紙っていう形で燃料加工建屋の影響評価いうてますけど最初にはものがいっぱいあるし、それがさらに分割でいろいろ出てくるので別紙でという整理だかもしれないですけど、
1:17:09	燃料かこ MOX っていう意味では別に、
1:17:13	わざわざ別紙にする必要もないんじゃないかなって思いますけど、どうですか。
1:17:24	はい。
1:17:31	規制庁カミデすみません私はこれ聞こえてません。笠間です。聞こえます。衛藤。
1:17:37	はい。すいません日本原燃の鮫島でございます。こちら別紙 1 時間燃料確保提案等と書いておりますけれども、まだ出し方という部分は検討を進めてるところありますけれども共用で緊急例えば緊急時対策、
1:17:51	建屋といったものを出す際には最初に使われ、MOX 最終両方でオオオカ結果を出すかという話は置いてですけども、項目としてはもう数燃料加工施設も共用するという、
1:18:01	出す場合を考えますと、全部入れ込んでしまうと建屋とその他のものがまざってしまうのかなというふうなことも思いますので、こちらも再処理と同様に別紙の 1 という形の構成を今とっているというものになります。以上です。
1:18:19	日本原燃山田です。すいませんこの目次を作る時にですね考えたのは、基本的に水平 2 方向、共通部分と、結果の部分がありまして、

1:18:31	MOXは建屋が少ないってことで、入れ込むっていう考えもあったんですけど、基本的に共通部分は再処理と横並びがとれるように、は、別紙にせず結果だけ別紙にするっていう再処理とそういう、
1:18:47	見やすさっていう観点で合わせたと、いうことを行ってます。以上です。
1:18:58	はい。規制庁菅です。方針として最初と合わせてっていうことであれば
1:19:05	それが駄目だというものでもないなので、任せしますが、
1:19:10	ちょっとその前の、
1:19:12	共用する施設に対して、何を示すかっていうのがまだ整理できてなさそうなところがちょっと気になっていて、
1:19:22	そこはちゃんともう、もうすべし。
1:19:26	あれですね別所んとか別紙3作ってる段階で明確になってなきゃおかしいんじゃないと思うんですけど、どうですか。
1:19:36	日本原燃山田です共用する施設については基本的に首藤六川再処理施設側の計算結果をそのまま流用できると思っておりますので、
1:19:47	別紙2別紙3で共用する施設の表紙をつけて再処理の認可番号なり、その該当する添付書類を読み込んで適用性を説明するという方向を考えております。以上です。
1:20:03	藤。規制庁、神です。その辺って、あれでしたっけ共通シリーズの。
1:20:11	ええ。
1:20:12	大津0孔でもないのか、何か説明も受けてきつけ。
1:20:22	日本原燃山田です。共通、次の共通08のところちょっと次回以降の添付書類は、ちょっとそういう考え方をちょっと変え書こうかと思いません。以上です。
1:20:37	はい。規制庁上出です。
1:20:41	08で今後範囲ってことで今、見返してもないっていうことだと思うんでそれはまた、その時に確認したいと思います。
1:20:51	そうですね別紙4
1:20:54	の1.2S sは先週やったんで、それ以外の部分については私は以上です。
1:21:11	規制庁竹田ですその他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:21:24	別紙4についてその他よろしいですか。
1:21:30	特にないようでしたら、日本原燃の方から、別紙4についての修正方針。
1:21:35	進めお願いいたします。

1:21:39	はい。日本原燃の鮫島です。一応この休憩を挟んだと別紙4-3からという認識で今後の対応方針等の説明したいと思います。
1:21:49	まずは別紙1 阿部塩野一井でもあったんですけども、基本設計方針添付書類の4-1、それから4-3以降の具体的な添付書類への
1:22:01	展開というところはやはりWeb塩野参加でし4-3以降についても、改めて精査が必要だというふうに考えてございますまたそれに合わせた補足で、では何説明するのかと。
1:22:12	でも踏まえたいというふうに考えてございます。それから個別な部分といますか塩野さんですとクラス別の施設の表をつけておりますけれどもこちらについて、現状の記載としては設計基準は許可と同じく波及の話を記載しておりますけどSAはないと。
1:22:28	いったところでこちらは申請対象のその設備のリストの方も含めてですね検討して、適切な形に修正したいというふうに考えてございます。それから別紙4-5につきましては減衰定数でコンクリート3%を使用するという話。
1:22:43	こちらにつきましてももし記載を見たところで再処理も同じじゃないという、おかしいんじゃないかというふうに読めるような記載とはならないように必要に応じて適切な形に、
1:22:54	記載を修正したいというふうに考えてございます。それから別紙4-6につきましてはこちらは一関東のFRSですね、こちらについてコメントいただいた部分というのも4-6に添付をするべきなのかもしくは一関東は今回MOXではつけてございませんが、
1:23:12	評価結果の方でFRSを添付するのかといった整理をした後で必要な感じで必要な場所に、FRSの方を添付して、
1:23:22	という形で整理したいというふうに考えてございます。
1:23:26	それから別紙4-5や4-74-4も含まれますけども廃棄等については、こちらについては少しそのMOXの廃棄等の設計とは違ったものの記載であったりフローであったりというのは、
1:23:39	してしまった部分がございますのでこちらについてはしっかり事実を確認して、
1:23:44	適切な形で修正したいと、いうふうに考えてございます。
1:23:50	それから耐震計算書の方もですねフローを記載してございますけどもこちら冒頭言ったように基本設計方針なり添付書類の3-1-1、
1:24:00	からの繋がりというところを考えた上で、修正の方をしていきたいというふうに考えております。

1:24:09	それから、どう進ま個別というよりはその他部分は適切に修正をいたしますけれども、
1:24:17	ところの対応方針としては以上になります。
1:24:21	お土産にカサモです。
1:24:23	江藤。
1:24:24	薄井計算書関係で、
1:24:26	方針から結果に繋がるところが図書として整合してないというのは次回の計算書にもすべて影響してきますので、今回しっかり確認して、江藤フォーマットを作って、
1:24:39	次の計算書をしっかりつくれるようにしたいと思います。
1:24:44	はい。すみません日本円様です。1点だけ。
1:24:46	再処理との差分というところについては、体系的な説明というところで、セルのところですね。ここを体系的に説明した上で、木製の反映が不要だよってことがわかるように、今後説明していくというところで対応いたします。以上です。
1:25:05	規制庁コサクです。ちょっとあの、
1:25:08	今の振り替え季のコメントということではないのですが、FRS数の、どちらにつけるかっていう花Cを検討すると言われてましたけど、
1:25:20	基本が、
1:25:22	B、耐震計算に関する方針側に書いてあって、
1:25:29	それを踏まえて計算してきますっていうところに、従来だとなってたんだと思うんですけど。
1:25:37	なぜそこ検討が必要になってるのかというのを、
1:25:44	を聞かせて欲しいんですけど、当間が言ってるんですか。
1:25:48	はい、米澤です。
1:25:50	ちょっと自分がこだわり過ぎたのかもしれないんですけども、床応答曲線をつけてるところが設計用床応答曲線っていうことで出てますと、できれ側としては別にそこで使用して評価をやるんで、
1:26:04	ここに添付すればいいんですけどその設計ってところが、建物側で書いてる影響評価でしたっけ
1:26:12	そこの識別っていうのが必要なかってちょっとところにちょっと、浦は言ってしまったっていうのが根拠になっております。
1:26:23	これ、規制庁コサクです。
1:26:27	何となくわかりつつもうちょっとクリアに言っていただけるとありがたいんですけど、今回、建屋だけの申請で設備がないと。

1:26:36	ということではありつつも、中身がわからないと建屋の審査もできないということで、中身の方針は明確にしてくださいという。
1:26:47	していて、設備系の耐震
1:26:52	能計算方針も骨格としては示されるってということと理解をしてるんですけど。
1:26:58	その班長において、
1:27:01	何か問題がありますか。
1:27:03	井上嵯峨です。コサクさんおっしゃる通りで、東京の別紙の4-6っていうところに、床応答曲線を載せてますと、そこに今の一関を載せるっていうことは、
1:27:14	別に抵抗は全くないです。ただその変なこだわりを持ったのが、このタイトルが設計用っていうところだったんで、これをちょっとこだわってしまったっていうだけで、
1:27:26	そこの許可の時に言っていた基準地震動等その一関っていうところの違いというところをちょっと自分気にしてたっていうのが根拠になってます。
1:27:35	体系的に説明するのであれば、コサクさんおっしゃる通り、ここに付けるべきだっていうところで、これはどこにつくっていうのであれば、やっぱりこうかなと思ってるっていうのが今の気持ちです。
1:27:54	すいません。規制序日下です。
1:27:57	設計ということで、気になったっていうことで言われましたけど私そもそも一関東は設計として、丹担当
1:28:07	S s なり S D なり、
1:28:11	合体させてやりゃいいじゃねえかと思っているたちなので、
1:28:14	無理に分けるほうが手間がかかって、なんでわざわざ手間かかる作業するのかなと疑問にずっと思ってるっていうぐらいですから、丹担当入れて、同じように、
1:28:27	書類校正をして対応されればいいのになというふうには思ってます。
1:28:33	その上こだわりを持って、
1:28:37	全く合体させるのではなくて、影響評価という形にするってのは別に構わないんですけど、
1:28:43	あまりそれによっていろいろと、
1:28:47	こねくり回す等書類も見にくくなりますし、わからなくなってくるってことがあると思ってあって、わかりやすい整理をしていただける。
1:28:58	はい。日本原燃佐川です。今柴崎さんからご指摘ありました設計というところについてパクさんから、1年ぐらい前に指摘あったのは自分、覚

	えてます。そこで自分が建屋からの流れっていうところにこだわってしまったってところがよく流したんで、これ設計を床応答曲線だよってということでこれで影響評価やりますってことであれば、
1:29:18	ここに投函管理じゃないですけど、一式つけた上でお示してくってことで今修正したいと思っております。以上です。どうぞ。
1:29:27	はい。
1:29:28	落ちちゃった
1:29:30	はい、吉国木曾の可能性です。ちょっと須藤さん。
1:29:41	0 規制庁竹田です。それでは修正方針についてその他規制庁側から確認は、確認というかコメントはございますでしょうか。
1:29:52	よろしいでしょうか。
1:29:55	時間が 17 時半を過ぎているんですが日本原燃はどうしますか、このまま。
1:30:02	続ける方がよろしいでしょうか。ここで一旦区切ったほうがよろしいですか。
1:30:08	日本原燃カサモですけど。
1:30:10	衛藤。
1:30:12	耐震 30 は残ってんすけど、0002 の、
1:30:16	別紙 5 と 6 まではさせていただければなと思ってるんですけど。
1:30:23	規制庁側、何かそれについてはよろしいでしょうか。
1:30:31	はい。規制庁カミデです事業者は、
1:30:34	暴力持っているのであればと。うん。
1:30:37	そんなに時間はかかるんじゃないかと思えます。
1:30:41	竹田です。わかりました。では 1 号の 6 までやり切りということで、進めたいと思えます。
1:30:49	四、五日登録については、峠の方から説明はございますでしょうか。
1:30:56	有村カサモですいません時間ありがとうございます別紙 56 について、変更箇所を説明させていただきます。
1:31:03	日本原燃の鮫島でございます。本日のヒアリングの初めの方といいますか通しで言うと別紙五、六もお話したんですけども改めてちょっと時間が来ておりますので、
1:31:13	江藤、補足で口頭で説明するについて説明させていただきます。はい、長です。改めてであれば、
1:31:23	日本原燃の鮫島です。承知しました。では確認等ございましたらよろしく申し上げます。

1:31:34	はい、規制庁カミデですとはいえ、別紙5についてはあんまり今確認することはなくてですね、ケミカルの話は、
1:31:44	少し触れましたしというぐらいで、別紙があんまりないんですけど、ちょっと確認したいのは何点かあってその記載ブルーとなっておりますかっていうものがほとんどなんですけど。
1:31:59	別紙6率1335ページの、
1:32:04	F、(エ)このところですね、青字で書いてますけど、
1:32:09	工事課猪鼻Cについてこういうなんか括弧書きで書かれてるのもあんまり意味覚えがないんですけど、全体ルールに合ってますかっていうことなんですけどどうですか。
1:32:24	日本原燃山田です。江藤笠井とかですね同様なんですけど、次回以降の場合は括弧書きで書かせていただいております。以上です。
1:32:35	はい、規制庁かベースわかりました。そうすると、
1:32:40	他2、別ですけど、MOP数はここだけですか。次回でっていうのは、
1:32:56	日本原燃の鮫島でございます。本文の基本設計方針で次回に説明するとさせていただきますのは、その1335のP緊急時対策所に関わる記載のみとなっております。
1:33:11	日本原燃笠松1352ページの緊急時対策所が工事課になってます。
1:33:18	はい、規制庁神です。わかりました。そのルールはあれですかね添付の方針には適用されてないってことは、
1:33:28	書類の記載については、括弧書きじゃなくて、文章で、こういった内容については次回で示すと説明するルールにしています。
1:33:40	はい。規制庁深見です。わかりました。一応統一されて運用するというところでお願いします。
1:33:47	あと、
1:33:49	1353名で、別紙6-02ですけど、これに限らずなんですけど、
1:33:57	変更前と変更後で、全く同じものは、変更後のところ変更なしって書いてあるところもあったと思うんですけど、耐震は、
1:34:07	1時間小っていうことにしたんですけど。
1:34:16	日本原燃の鮫島でございます。おそらく他の条文でありますのが例えばこの今のご指摘いただいたところでいきますと、一つ前の1356(2)番のところ、
1:34:27	耐震設計上の重要度分類が変更前はですね、耐震設計上の重要分類というのがありますけれども、もしこの(2)番、全体が変更一切ないということであれば、変更なしという記載をさせていただいて、

1:34:39	おりますが耐震につきましては、次のページ 1357 ページで、下 c c クラスの施設という項目それ以降にも S L の記載であったり、変更後に記載しておりますので、
1:34:51	そういったところは、一部が同じであっても、同じでない部分がある場合は同じでない部分を示すために、必要なものが変更後にすべて書くというような記載にしております。
1:35:06	はい。規制庁カミデです。わかりました。
1:35:11	か括弧単位ってことなんすね。そうすると、耐震ほとんど書かされる。
1:35:16	ということでわかりました。
1:35:18	あと 1373 ページで、
1:35:34	変更前の、下位クラスの接続部のところだけ変更前の記載があつてですね。
1:35:45	それで、相対変位とか、転倒落下みたいなのが、何かここだけ書いてあるのが何でだろうと思ったんですけど、どういうことなんですかね。
1:35:59	日本原燃の鮫島でございます。
1:36:02	こちら変更前に書いてあるというところで、変更前ということに設工認の添付書類 3 に書いてある記載。
1:36:10	が変更前で今約束してる事項といいますか添付書類で書いている事項がこちらが該当するものであったので、
1:36:17	こちら B についてのみ、変更前に記載させていただいているというような形になっております。以上です。
1:36:29	藤規制庁カミデです。それはあれですか
1:36:34	モック数はあんまりせ。
1:36:37	季節ができてるわけじゃないからってということで、
1:36:42	あれですか
1:36:44	明示的に呼べるものが、これしかなかったからとりあえずこの接続部の話だけ今書いてあつて他は、何か明示のものがいないか、書いてません。
1:36:56	日本原燃のサメジマですねはい今おっしゃっていただいたような認識で記載しております。
1:37:04	はい。
1:37:05	藤。規制庁、上手です。わかりました。私の方からは以上です。
1:37:16	その他規制庁側から別紙 56 について確認ございますでしょうか。
1:37:26	よろしいでしょうか。それでは日本原燃の方から別紙 56 について修正方針について説明をお願いいたします。

1:37:36	はい。日本原燃の鮫島でございます別紙分につきましては、別紙 3 の方でも触れました。降雨環境下でのケミカルアンカの使用についてという、その部分をきちんと事実確認して説明すると。
1:37:48	というような話だと認識しております。それから別紙 6 の方につきましては特に現状修正等をする必要はないかと考えております。
1:37:59	記載のルールに基づいて記載されていることを確認してももし別紙 1 等ですね基本設計方針の記載を変えるようであれば、別紙 6 の方にも当然反映をしてそごがないように修正をしていきたいというふうに考えてございます。
1:38:11	以上になります。
1:38:16	規制庁竹田です。ありがとうございます。
1:38:19	今の説明で、何か規制庁側からコメントはございますでしょうか。
1:38:26	よろしいでしょうか。
1:38:28	それでは地震 00-02 の事実確認としては以上とさせていただきます。
1:38:36	この資料について不開示情報の発言はなかったという理解でよろしいでしょうか。
1:38:44	はい。4 名のカサモです。深井常務の発言はありませんでした。
1:38:49	はい。規制庁竹田です。
1:38:51	了解しました。ありがとうございます。
1:38:54	それでは本日の残りの案件の耐震建物参事については、明日実施ということでもよろしいでしょうかまた別日ということ。
1:39:03	になるでしょうか。日本原燃の加古です。江藤。明日の午後一番 00 津波 00
1:39:11	が入ってるんですけど、その前に、
1:39:14	建物三条さしていただければ、地震 0002 の修正にも影響のある内容ですの、
1:39:21	そこで説明させていただければと思っているんですけど。
1:39:25	できるでしょうか。
1:39:29	規制庁側からはそれについて何か。
1:39:32	ございますでしょうか。
1:39:35	規制庁カミデです
1:39:38	ヒアリングの一番最初の議題についてということで論点のあるところなんで、やった方がいいと思うんですけど。
1:39:47	一方で資料ので聞き場合で言うと

1:39:54	いろいろ機能についてちゃんと説明してくださいねっていうことに対して一応体系的に説明しようという意図がある、資料は出てきてるんですけど、部署としては全然、
1:40:11	よくわかんないな、なってないなっていう印象なんですけど、事業者としては、明日どういうふうにしたいのか、要は、
1:40:22	淡々とここが駄目だあそこが駄目だっていう話をしつつ、聞くつもりなのか、こういうふうには直そうと思っているっていう
1:40:33	将来の話をしたいのかっていうのはどういう感じなんですか。
1:40:38	と、日本原燃十河です。
1:40:40	本日の 0002 の、
1:40:43	ヒアリングにおいて、
1:40:45	ちょっと説明を求められた事項が、今、新建物さん中で、
1:40:50	説明できていない部分もありますので、現状の資料の説明というよりは、こういうところを充実したいっていう説明をさせていただいて、
1:41:01	そして現状の資料ベースでこういう修正をしたいっていう説明をさせていただいて、江藤、それじゃ駄目だよとかをこういうところを追加して、必要があるっていうご意見をいただければと。
1:41:13	いただければ助かるだろうと思ってます。
1:41:17	はい。規制庁カミデですその方が効率的に進められると思うんで今一度資料を見てですね、
1:41:29	前後の繋がりだとか、等、
1:41:33	並んでいる項目、例えば、閉じ込め性の説明のところと気密性の説明のところ並べてみて、
1:41:43	何か、骨格が違うとか説明してる内容が違うとかっていうところが見えてくると思いますんでそういうところを見て修正の方針っていうの目線合わせできればと。
1:41:55	思いますのでよろしく申し上げますできる範囲でいいです。
1:41:59	お願いします
1:42:01	日本エヌカサモですありがとうございます。
1:42:10	規制庁竹田です。それでは大変建物 30 まわした、最初のメニューとしてあそこということでよろしく願いいたします。
1:42:18	規制庁側から全体通して何かございますでしょうか。
1:42:24	よろしいでしょうか。
1:42:26	日本原燃の方から何かございますでしょうか。
1:42:30	人間がそうです。時間オーバーしてあれしていただいてありがとうございます。特にありません。

1:42:36	未計上タケダです。
1:42:38	了解しましたそれでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。 お疲れ様でした。
1:42:44	ありがとうございました。
1:42:45	ありがとうございます。
1:42:47	録音テーション。